
鳥取市地域福祉推進計画
（第2次鳥取市地域福祉計画・
第4次鳥取市地域福祉活動計画）
～中間見直し版～
鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画
鳥取市再犯防止推進計画

（案）

※改訂部分に、下線を付記しています。

令和4年 月

鳥取市・社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	3
3 地域福祉に関する国や制度の動き	4
（1）社会福祉法の改正等の概要	4
（2）地域共生社会の実現	5
（3）高齢者福祉・介護保険制度の動き	6
（4）障がい者制度の動き	7
（5）子育て支援制度の動き	8
（6）生活困窮者自立支援制度の動き	9
（7）自死対策の動き	10
（8）成年後見制度の動き	11
（9）再犯防止の動き	12
第2章 計画の概要	13
1 法令上の位置付け	13
（1）地域福祉の推進	13
（2）市町村における包括的な支援体制の整備	14
（3）地域福祉計画	21
（4）地域福祉活動計画	22
（5）重層的支援体制整備事業	23
（6）重層的支援体制整備事業実施計画	27
（7）地方再犯防止推進計画	28
2 計画の策定に関して	29
（1）一体的な策定	29
（2）計画における圏域のとらえ方	29
（3）計画の位置付け	30
（4）計画の期間	31
（5）計画の策定方法	32
第3章 本市を取り巻く現状	33
1 人口・世帯の状況	33
2 高齢者の状況	37
3 障がい者の状況	39
4 子どもの状況	41
5 地域の状況	43
6 日常生活圏域の状況	48
7 社会福祉協議会の活動状況	53
8 福祉的課題を抱えている人の現状	59
9 相談窓口の状況	65
10 犯罪の状況	67
11 更生保護ボランティアの状況	70
12 自死者数の推移	72

第4章	本市の現状等からみる地域福祉の課題	73
第5章	計画の基本的な考え方	78
1	基本理念	78
2	基本原則	78
3	基本目標	79
4	計画の体系	80
5	重点的な取組	81
第6章	計画（施策）の展開	84
基本目標Ⅰ	住民参加と地域福祉活動の促進	85
基本計画（基本施策）1	（重点）地域における福祉活動の推進・支援	85
基本計画（基本施策）2	様々な主体による福祉活動の促進	89
基本計画（基本施策）3	（重点）福祉学習の推進と担い手づくり	91
基本計画（基本施策）4	福祉活動促進のための基盤強化	94
基本目標Ⅱ	相談支援と権利擁護体制の強化	96
基本計画（基本施策）1	（重点）包括的支援体制の構築	96
基本計画（基本施策）2	権利擁護機能の強化	99
基本計画（基本施策）3	情報提供体制の充実	101
基本目標Ⅲ	地域で安心して暮らせる基盤づくり	102
基本計画（基本施策）1	社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進	102
基本計画（基本施策）2	高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えた サービスの展開	103
基本計画（基本施策）3	福祉人材の確保・育成	104
基本計画（基本施策）4	当事者の社会参加の促進・移動手段の確保	105
基本計画（基本施策）5	福祉と連携したまちづくりの促進	107
基本計画（基本施策）6	企業の社会貢献活動の促進	110
基本計画（基本施策）7	再犯防止施策の推進 〈鳥取市再犯防止推進計画〉	112
第7章	包括的支援体制の展開 （鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画）	116
1	重層的支援体制整備事業の実施	116
2	鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の策定	116
3	重層的支援体制整備事業の目的	116
4	鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の評価及び見直し	116
5	重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制	116
第8章	計画の推進	119
1	計画の推進体制	119
（1）	組織内推進体制	119
（2）	社会福祉協議会と市との連携強化	119
（3）	参画と協働による推進	119
2	計画の進行管理	120

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少を背景とする少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加や小世帯化などを要因として、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手の高齢化や人材不足など、地域で支え合う力の弱体化が問題となっています。

また、まちづくりの課題や住民のニーズが複雑かつ多様化する中で、子どもや高齢者への虐待、孤立死、いじめ、ひきこもり、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような新たな地域課題への対応も見据えて、将来に向けて、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけでなく、地域の絆によって住民相互が支え合い、助け合う活動が活発に展開されていくことが重要です。

本市では、平成16年3月に「第1次鳥取市地域福祉計画」を策定し、「明日を見つめ、英知を出し合って 心なごむ社会を築こう」を合い言葉として地域福祉を推進してきました。特に、地域におけるネットワークの在り方に重点を置き、市民と行政の協働によって地域福祉を進めていくことを目標として、様々な施策に取り組んできました。

一方で、本市においても少子高齢化、小世帯化やひとり暮らし高齢者の増加など家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域における助け合う力が徐々に弱まりつつあります。複合的な生活課題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など、新たな福祉課題が生じています。

増大する課題を解決するためには、地域福祉のより一層の推進が必要です。

本市と鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）では、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、「地域福祉計画」と地域福祉活動計画の両者の連携を図り、より効果的に地域福祉を推進することを目指し、両計画を一体的に策定する「鳥取市地域福祉推進計画（第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画）（以下「本計画」といいます。）」を平成31年度（令和元年度）から令和6年度までを計画期間として、平成31年3月に決めました。

なお、「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が主体となって策定する、福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として位置付けられます。

その後、次のような大きな社会情勢の変化があったことから、これらの変化に対応するため、本計画の見直しを行うものです。

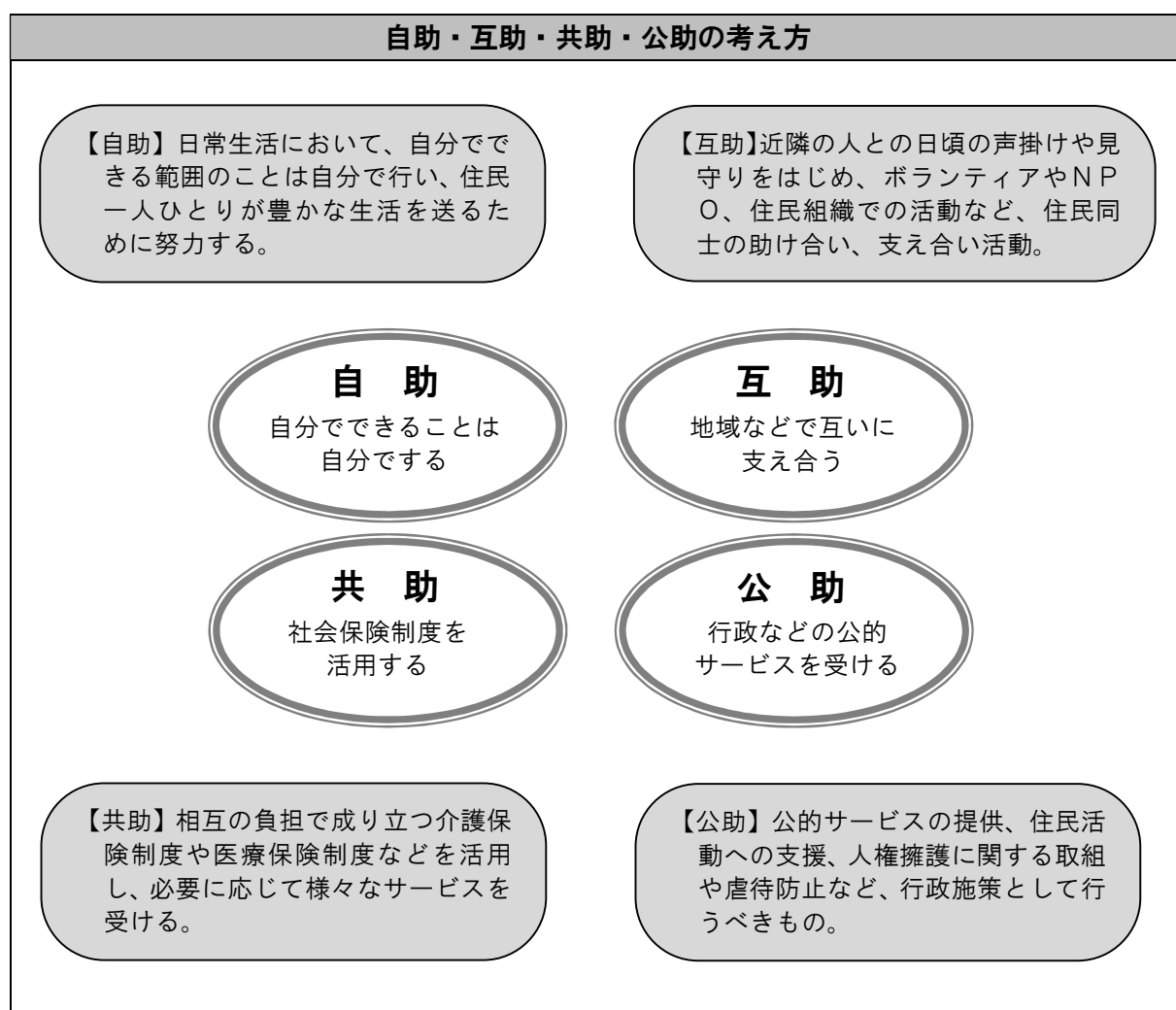
○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の公布（令和2年6月12日）

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）の決定

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がい者、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、地域住民や社会福祉関係者が共に助け合い、支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

そのためには、「日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保険制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）」といった、重層的な取組が必要です。



3 地域福祉に関する国や制度の動き

(1) 社会福祉法の改正等の概要

平成 29 年 6 月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法の一部改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

そして、改正後の社会福祉法において、市町村は、包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第 107 条）に努めるものとされています。

このほか、平成 28 年 4 月公布の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）では「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」の、また、同年 12 月公布の「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）では「地方再犯防止推進計画」の策定に、市町村は努めるものとされています。

さらに、令和 2 年 6 月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 52 号）により、社会福祉法の一部改正が行われ、令和 3 年 4 月 1 日に施行されました。

改正後の社会福祉法において、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため「重層的支援体制整備事業」（第 106 条の 4）を行うことができるとされています。

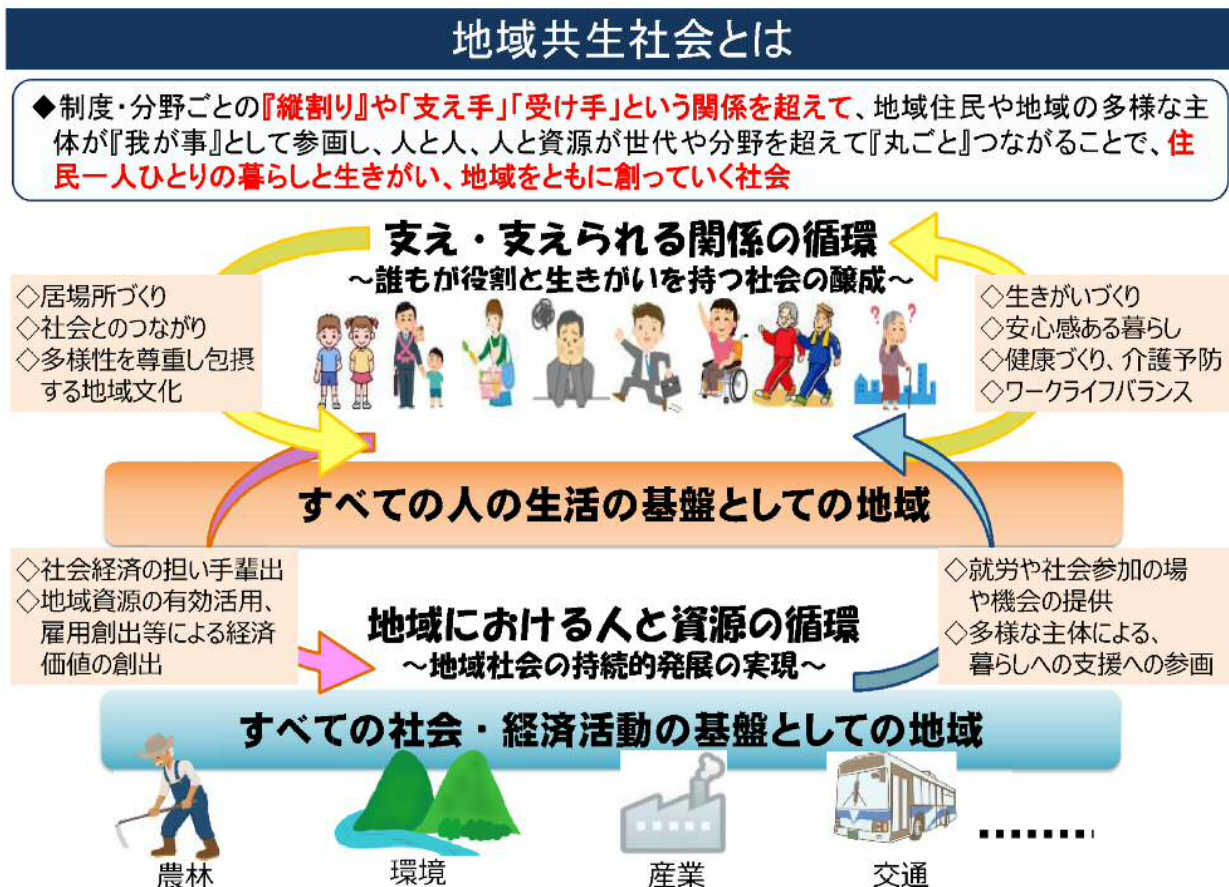
(2) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子どもなど制度や分野ごとの『縦割り』や、「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、「相互に支え合える」ことを目指して、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』としてあらゆる分野の活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいいます。

地域共生社会の実現に向けて、国は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を平成 28 年 7 月に設置し、平成 29 年 2 月に「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を同本部で決定しており、市町村においても取組が必要です。

地域共生社会
子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。
ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

【資料／地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会
最終とりまとめの概要（令和元年 12 月 26 日）】



資料：厚生労働省

(3) 高齢者福祉・介護保険制度の動き

我が国の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、限りある社会資源の有効な活用を踏まえ、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、国においては、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる令和7年までに構築することを目指しています。

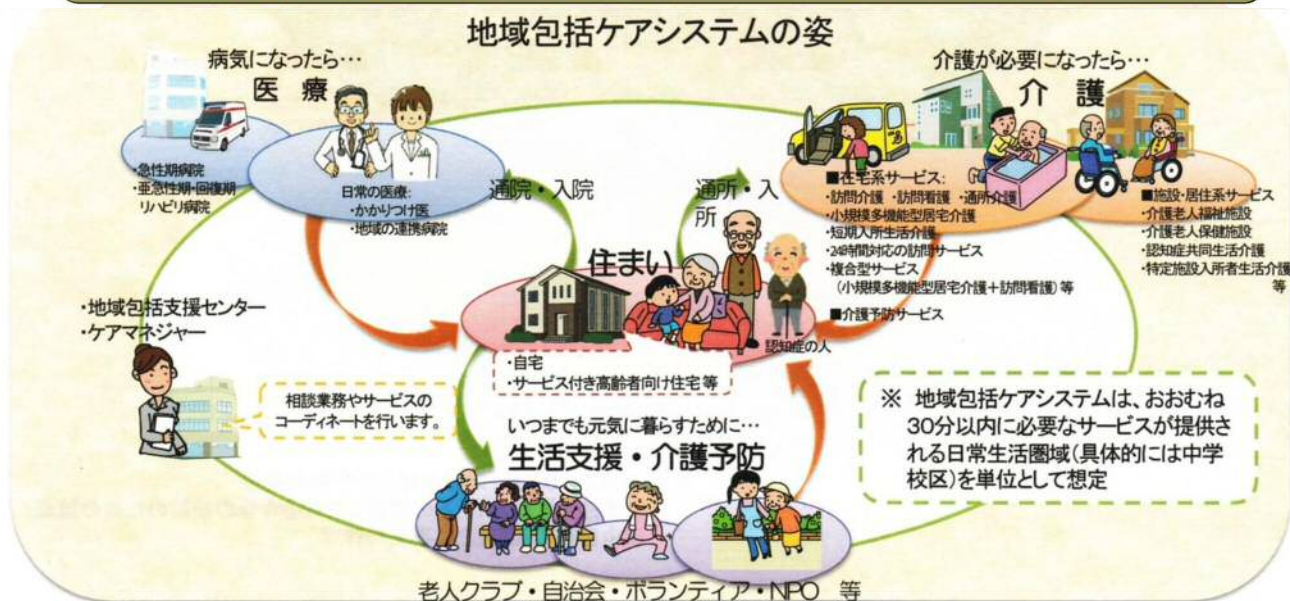
令和3年度からスタートした第8期介護保険事業は、現制度に沿って進められた地域包括ケアシステムを確立し、より具体化させていくための重要な時期とされています。

本市の「第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」においては、「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、地域福祉について市民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの充実を目指す」ことを基本目標として定めており、全ての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいづくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ることに軸足を置いて策定しています。

【資料／地域包括ケアシステムの構築について】

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



資料:厚生労働省

(4) 障がい者制度の動き

平成28年6月公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の改正法(平成28年法律第65号)では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス(自立生活援助)の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成25年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正法(平成25年法律第46号)の公布(平成28年4月一部施行)や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定(平成28年4月施行)など、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

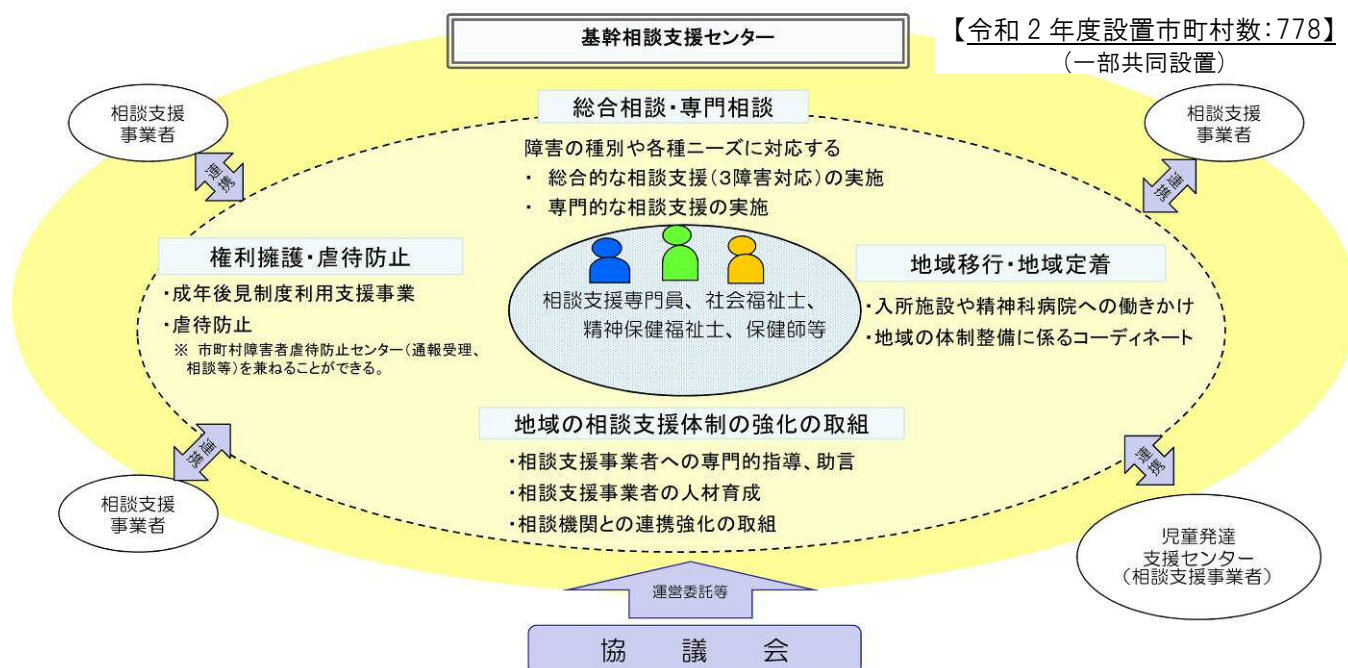
本市においては「鳥取市障がい者計画」及び「第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画」に基づいて、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等の様々な障がい者支援施策に取り組んでいます。

【資料／基幹相談支援センターの役割のイメージ】

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



資料:厚生労働省

(5) 子育て支援制度の動き

平成 27 年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で、子育て支援体制の構築が求められています。

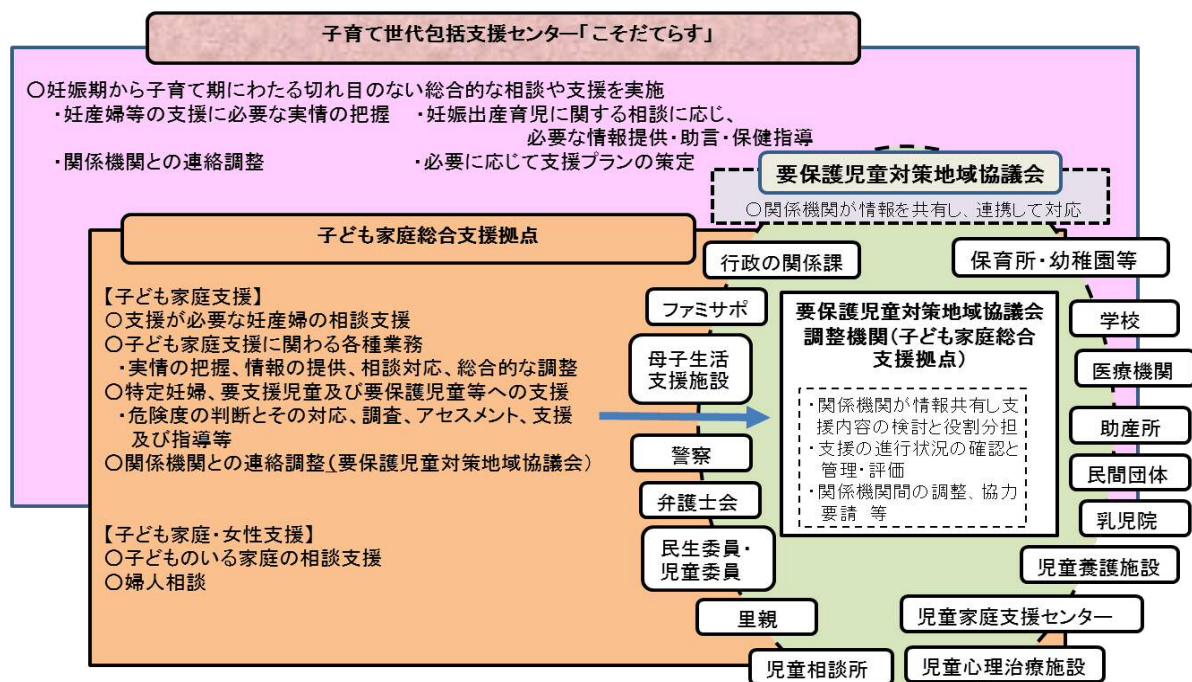
本市においては、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期鳥取市子ども・子育て支援事業計画」において、「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念とし、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに成長できるよう、これまでの子育て支援施策の取組を踏まえ、本市で生まれ育つ全ての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取組の充実に向けて、子育てサークルへの支援、教育・保育の提供体制の確保等の様々な施策を推進しています。

また、平成 28 年 6 月公布の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、市町村は、子どもの最も身近な場所における、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定されています。本市では、平成 30 年度よりこの「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談対応や訪問業務を行っています。

【資料／子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点】

「子育て世代包括支援センターこそだてらす」と「子ども家庭総合支援拠点」

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、支援が必要な妊産婦と子どもの支援を行うため、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点です。



（６）生活困窮者自立支援制度の動き

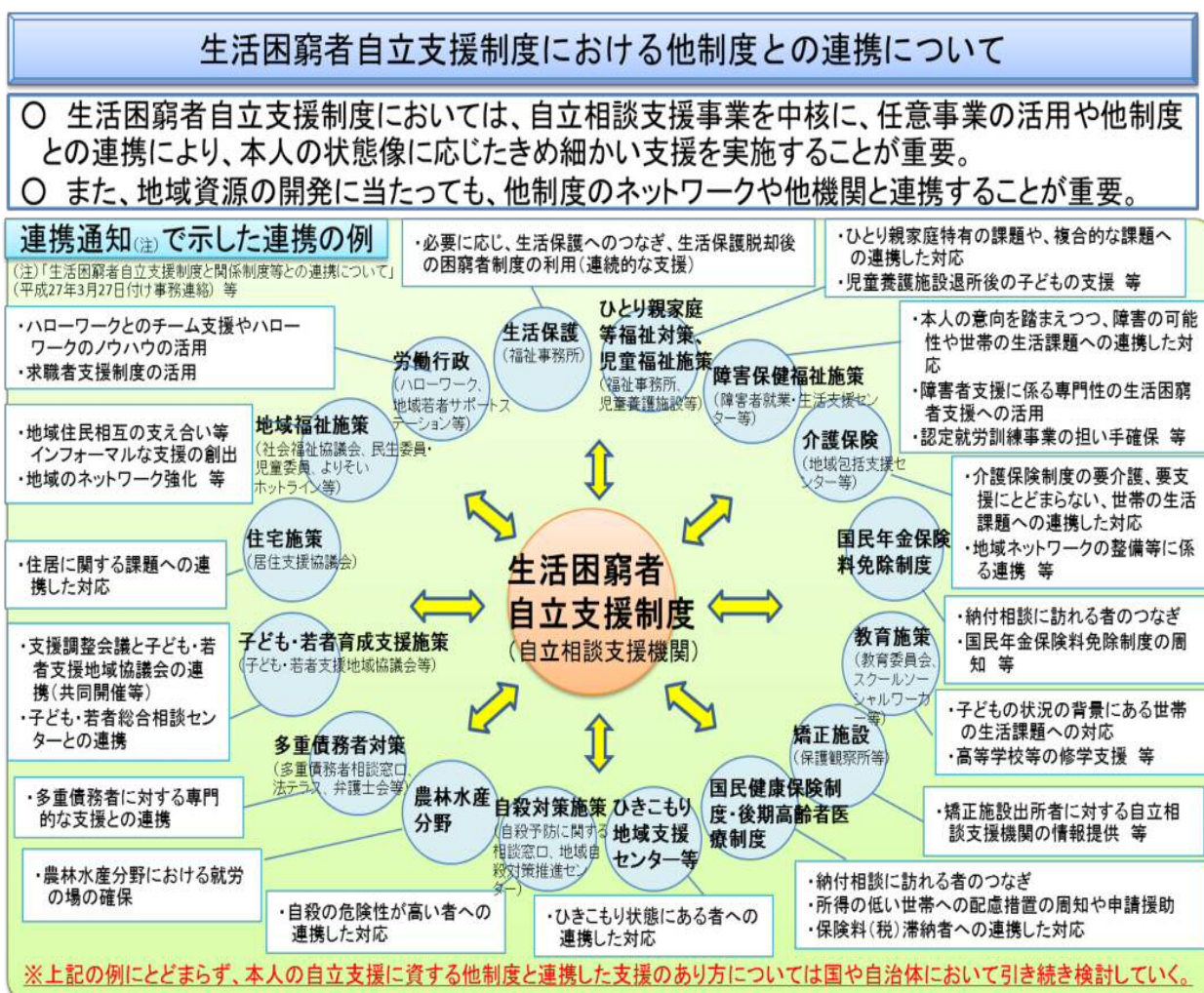
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）が、平成 27 年 4 月に施行されました。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行っていない支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

本市では、中央人権福祉センターに設置しているパーソナルサポートセンターにおいて、経済的困窮をはじめ、多岐にわたる生活課題への相談に対応しています。

また、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成 26 年 3 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局長通知）において、生活困窮者自立支援方策を地域福祉計画に盛り込む事項としています。

【資料／生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について】



(7) 自死対策の動き

日本の年間自死者数は、平成 22 年以降 7 年連続で減少し、平成 24 年には 15 年ぶりに 3 万人を下回り、平成 29 年では 2.1 万人にまで減少してきています。しかし、依然として自死者数は年間 2 万人を超えており、人口 10 万人当たりの自死者数（自殺死亡率）は、主要先進 7 か国の中でも上位となっています。

自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させることを目指して、平成 29 年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市では、「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」を策定し、市民の「生きる支援」に積極的に取り組んでいます。

【資料／自殺総合対策大綱（概要）】

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す ➤ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識 ➤ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ➤ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている ➤ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する 第3 自殺総合対策の基本方針 1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する	第4 自殺総合対策における当面の重点施策 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する 第5 自殺対策の数値目標 ➤ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少 (平成27年18.5 ⇒ 13.0以下) (WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012)) 第6 推進体制等 1. 国における推進体制 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し
---	--

資料：厚生労働省

（８）成年後見制度の動き

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援するため、不動産や預貯金などの財産の管理や、身のまわりの世話のための介護サービスの契約などを、本人の利益を考えながら、代理して法律行為などをする制度です。

この制度は、このような方々を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況です。

そこで、この制度の利用促進を図ることを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）が、平成 28 年 5 月に施行されました。

国においては、この法律に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」が平成 29 年 3 月に策定され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善などの施策目標が示されています。

本市においても、法人後見受任などを行う「とっとり東部権利擁護支援センター」や、鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」への支援や弁護士等専門職以外の一般市民が、判断能力の低下した本人に代わって財産管理等を行う市民後見人の養成に取り組んでいます。

また、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画について、「第 8 期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び「第 6 期鳥取市障がい福祉計画・第 2 期鳥取市障がい児福祉計画」に内包し、策定しました。

【資料／成年後見制度利用促進基本計画について】

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」（会長：総理）より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める（基本計画の案に盛り込むべき事項について）
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間：概ね 5 年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

（１）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

（２）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備

（３）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

資料：厚生労働省

(9) 再犯防止の動き

全国における刑法犯認知件数は平成14年をピークに16年連続で減少する一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は一貫して上昇し続けるなどから、犯罪対策において、再犯を防止することが必要かつ重要であるとされています。

このような中、議員立法により、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、施行されたことを受け、国は、2017年（平成29年）12月、基本方針と重点分野を示した再犯防止推進計画を閣議決定しました。

さらに、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現していく各種取組を加速させるため、2019年12月、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定しました。

【資料／再犯防止推進計画加速化プラン（概要）】



再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月23日
犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少

※ 2,726人（直近5年間の平均）
→ 2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
※ 策定団体数：22団体（R1：10、1現在）

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

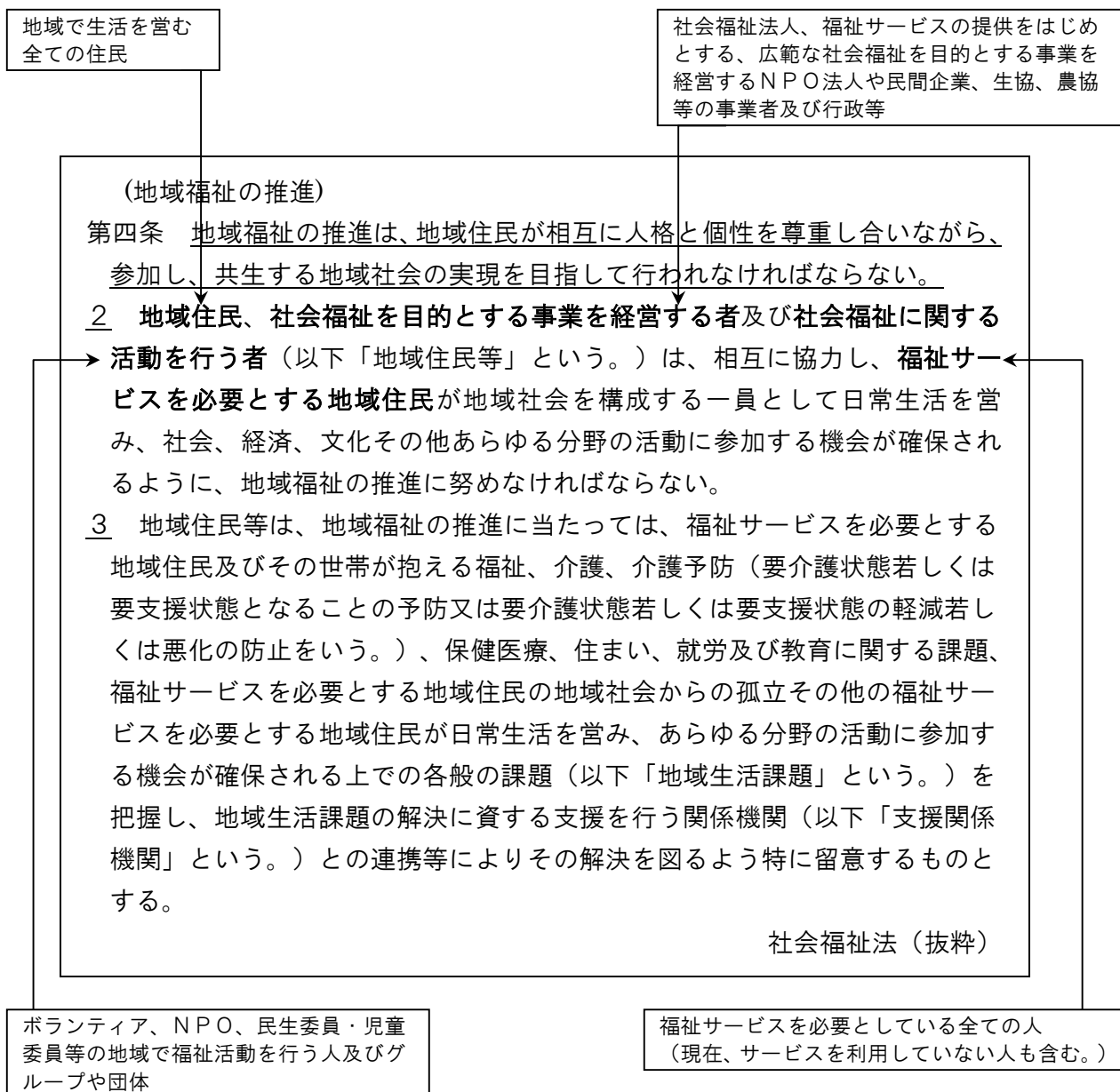
資料：法務省

第2章 計画の概要

1 法令上の位置付け

(1) 地域福祉の推進

「社会福祉法」では、第4条において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、同条第2項で地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求め、また、同条第3項で地域福祉を推進する主体である地域住民等の役割として、地域のあらゆる課題（地域生活課題）の把握とその解決のために行政や社会福祉協議会などの専門機関との連携を求めています。



（２）市町村における包括的な支援体制の整備

「社会福祉法」では、第 106 条の 3 において、市町村に対して「包括的な支援体制の整備」が求められています。

包括的な支援体制の整備
第百六条の三 市町村は、<u>次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</u> 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する<u>施策</u> 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する<u>施策</u> 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する<u>施策</u> 2 厚生労働大臣は、<u>次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</u> 社会福祉法（抜粋）

そして、社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる必要な環境の整備に関しては、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 中間とりまとめ」（平成 28 年 12 月 26 日）において、次の三つの地域づくりの方向性が示されています。

地域づくりの三つの方向性「互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成」
①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加 ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

地域力強化検討会中間とりまとめの概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→ 地域の存続の危機
- 一人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ① 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ② 地域で困っている課題を解決したいという気持ちで活動する住民の増加
 - ③ 「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等以及ぶ⇒**くらしとくごとを「丸ごと」支える**
- **地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○ 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○ 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けけるのは住民
- ・しかし、支援につながられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない

例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における**包括的な相談支援体制**

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○ 協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関する課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
- ※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○ 地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○ 地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスが必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分けない(一億プラン)

○ 守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

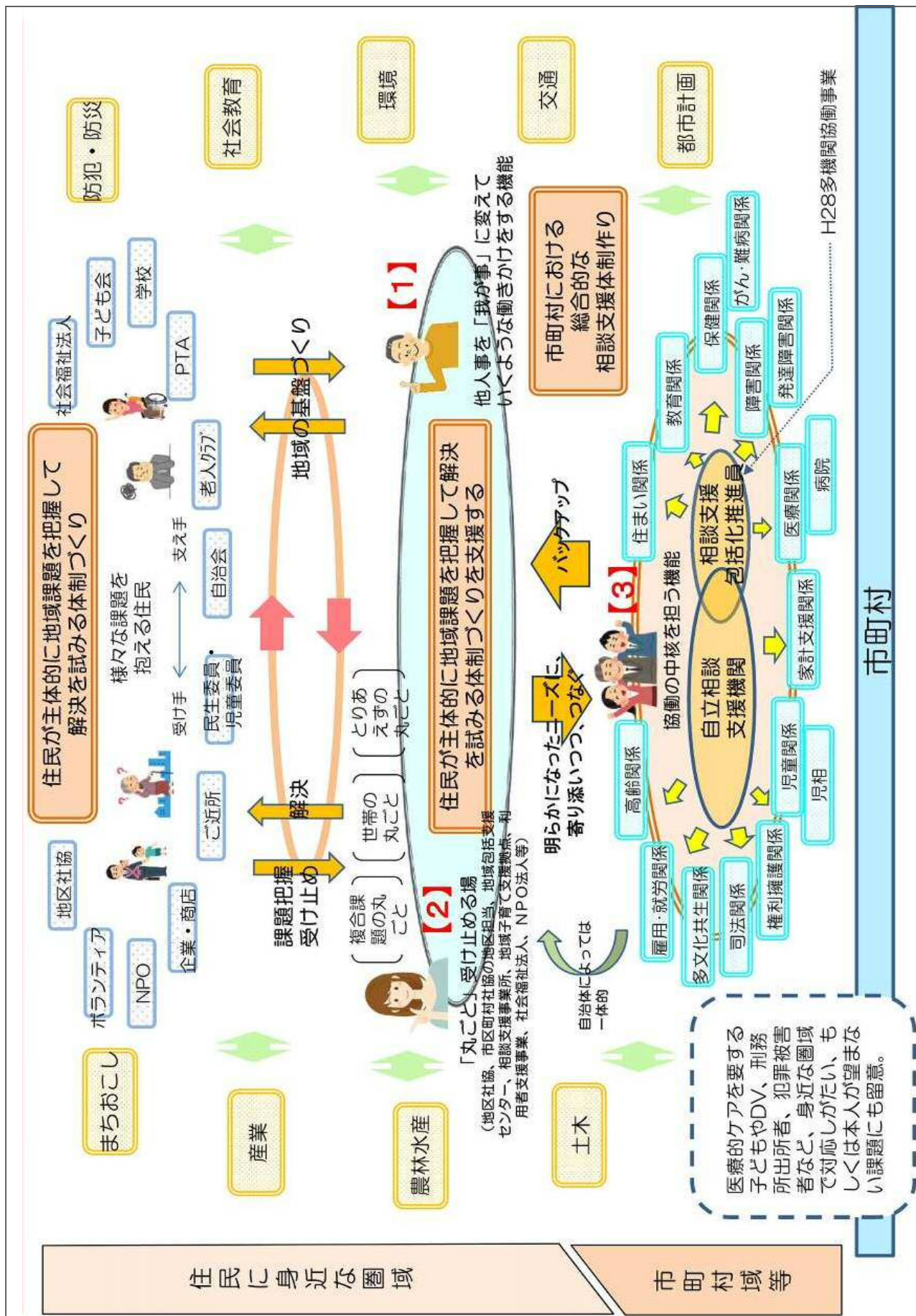
- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報共有が難しい。

4. 自治体等の役割

- 自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○ どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○ 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。



地域福祉を取り巻く現状と課題及び体制整備の考え方として、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」（平成 29 年 9 月 12 日）において次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
●世帯の複合課題 ・高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050 問題」） ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」） ・障がい児の親が高齢化し介護を要する世帯 ・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯 ●制度の狭間にある課題 ・制度の対象外、基準外、一時的なケース ●自ら相談に行く力がない ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難 ・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり） ●地域の福祉力の脆弱化 ・少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化 ●新たな地域課題 ・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要
体制整備の考え方
高齢者 地域包括ケアシステムの構築 地域包括支援センター （高齢者を対象にした相談機関） 共生型サービス 障がい者 地域移行・地域生活支援 基幹相談支援センター等 （障がい者を対象にした相談機関） 生活困窮者支援 子ども・子育て家庭 地域子育て支援拠点 子育て世代包括支援センター （子ども・子育て家庭を対象にした相談機関）

さらに、令和元年度には、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について属性や年齢を問わずに相談を受け止め、関係機関との連絡調整等を行う「Ⅰ 断らない相談支援」、就労、学習など多様な形の社会参加を促す「Ⅱ 参加支援」、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備を行う「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設を行うべきである旨の最終とりまとめ（令和元年12月26日）を行いました。

【資料／地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会
最終とりまとめの概要（令和元年12月26日）】

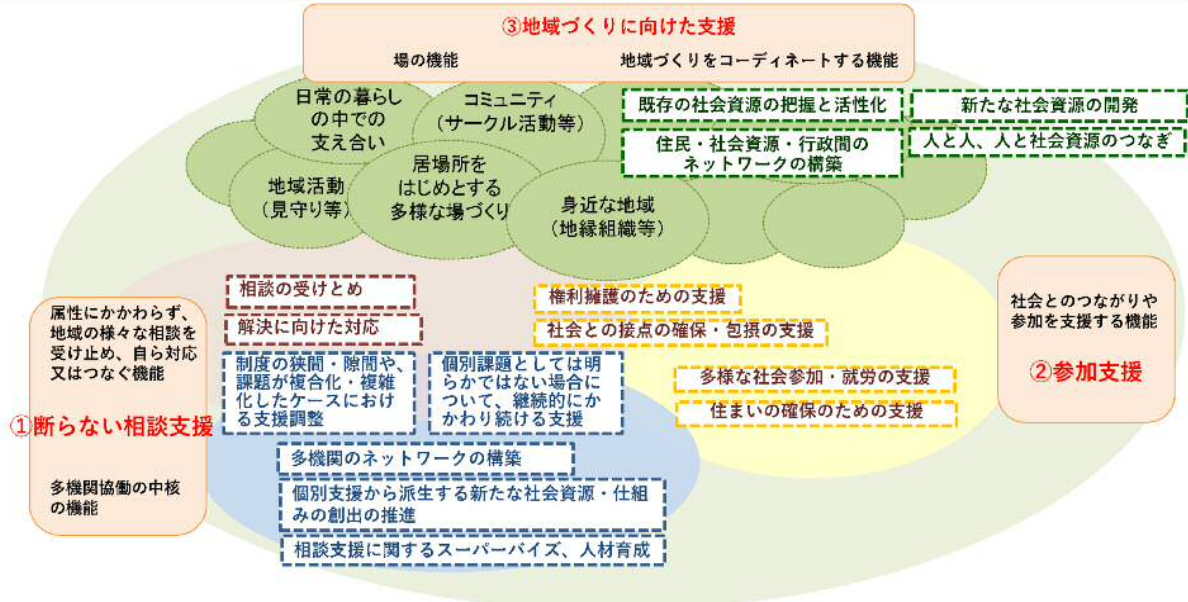
対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



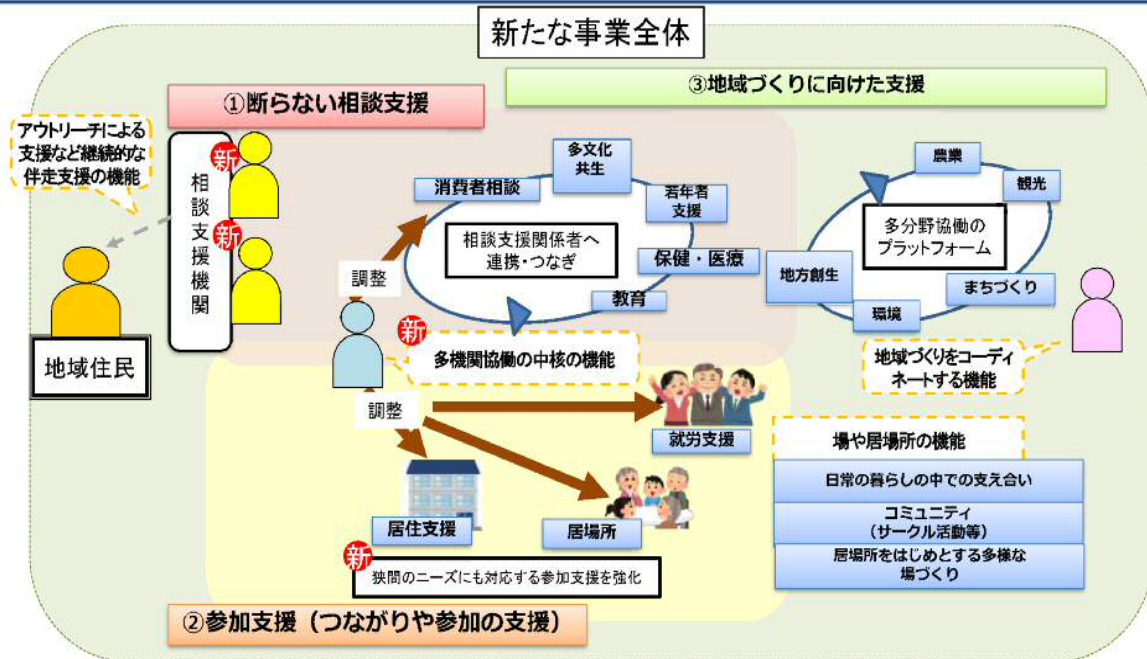
新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



新たな事業について（イメージ）

- 新たな事業を実施する市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。

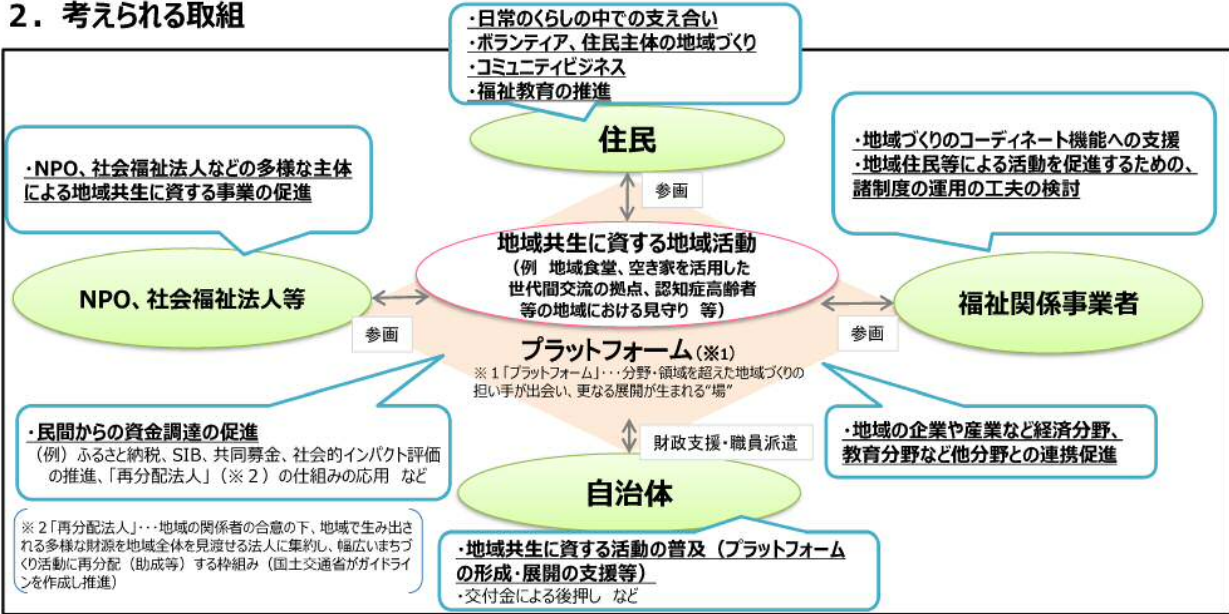


地域共生に資する取組の促進
 ～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1. 概要

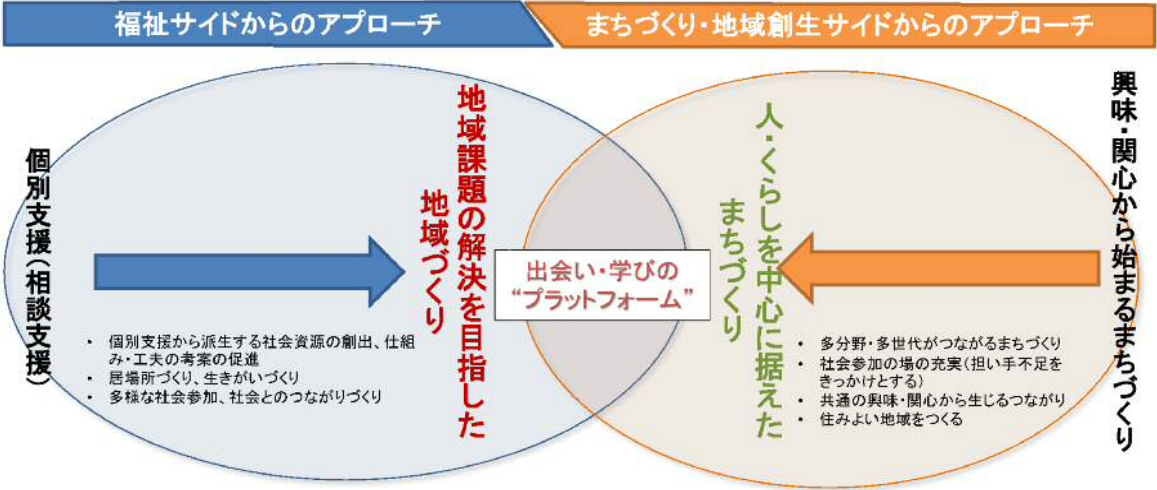
- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉(他者の幸せ)へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。



資料:厚生労働省

（３）地域福祉計画

地域福祉計画は、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定める総合的な計画であり、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ計画です。

（市町村地域福祉計画）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

（４）地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが特徴となっています。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（抜粋）

（５）重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、これら３つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、これらの５つの事業を一体的に実施するものです。（社会福祉法第 106 条の４）

【資料／地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援】

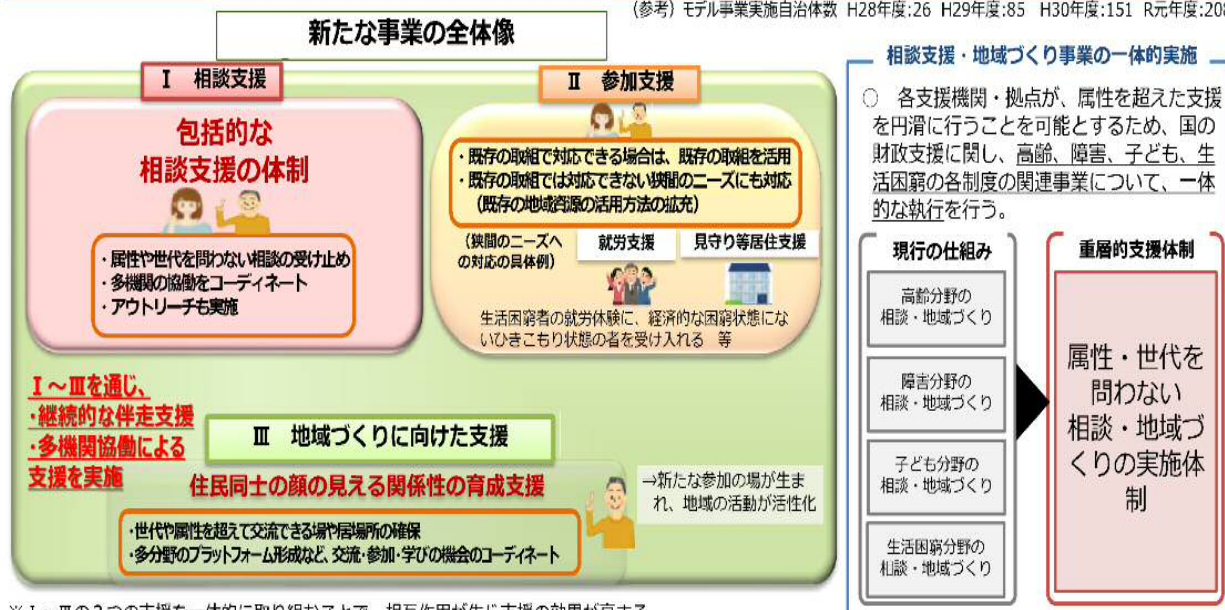
１．地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの３つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

資料：厚生労働省

重層的支援体制整備事業	相談支援	①包括的相談支援事業	●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化課題は適切な多機関協働事業につなぐ
		②多機関協働事業	●市町村全体で包括的な支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援関係機関の役割分担を図る
		③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	●支援が届いていない人に支援を届ける ●各種機関等とのネットワークや住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
	参加支援	④参加支援事業	●社会とのつながりを作るための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
	地域づくりに向けた支援	⑤地域づくり事業	●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

世代や属性を
問わず
断らない

包括的
支援体制
の構築

【資料／重層的支援体制整備事業について】

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援 ①包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新 ④参加支援事業
第3号	イ	⑤地域づくり事業 地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がりが続ける機能	新 ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新 ②多機関協働事業
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

資料：厚生労働省（一部加筆）

重層的支援体制整備事業

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(6) 重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（重層的支援体制整備事業実施計画）を策定するよう努めるものとされています。（社会福祉法第 106 条の5）

<u>重層的支援体制整備事業実施計画</u>	
第百六条の五	<u>市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</u>
2	<u>市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。</u>
3	<u>重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</u>
4	<u>市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。</u>
5	<u>前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</u>

(7) 地方再犯防止推進計画

地方公共団体は、再犯の防止等の推進に関する法律において、地方の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、再犯防止推進計画を勘案して、その地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならないこととされています。（再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項）

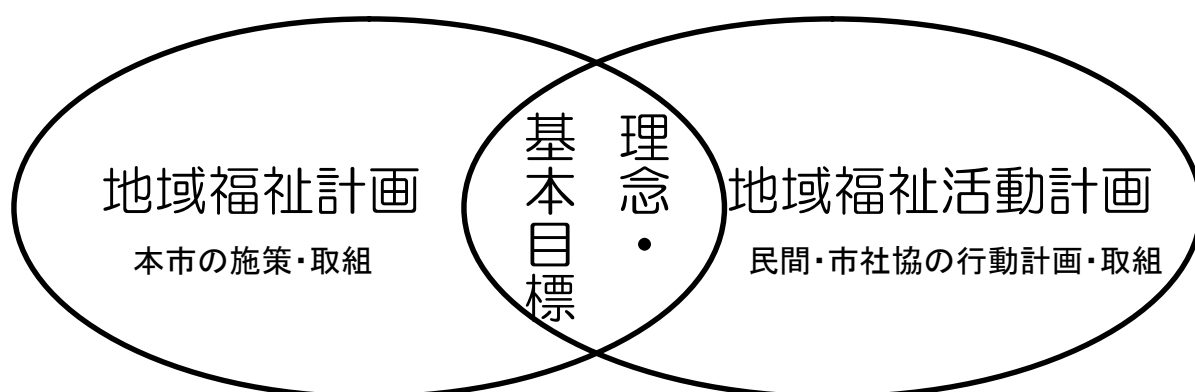
地方再犯防止推進計画
<u>第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。</u> <u>2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</u>

2 計画の策定に関して

(1) 一体的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠となっています。

本市及び市社協では、両計画の策定過程の共通化と取組の協働を図り、改めて本市の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、一体的に策定します。

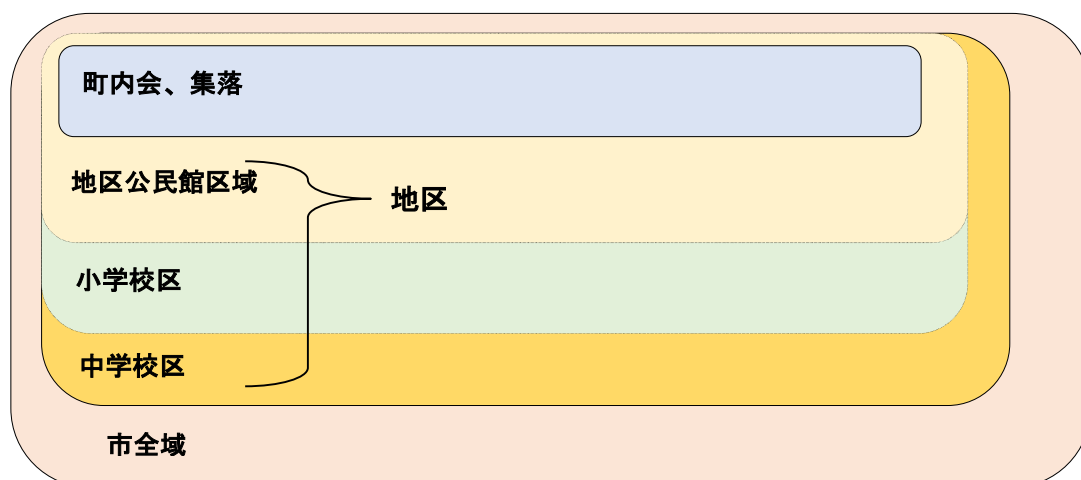


(2) 計画における圏域のとりえ方

地域福祉の施策や取組を展開する「圏域」の範囲は、取組や地域により様々な形態が考えられますが、本計画における「圏域」の範囲は、市民生活に最も身近な範囲と言える「町内会（自治会）」、またこれらが集まった「地区（おおむね地区公民館区域・小学校区から中学校区程度までの範囲）」など、実施する活動内容などにより、柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域の課題への取組について、その内容や地域の実情に合わせ、最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいくこととしています。

【圏域のとりえ方のイメージ】



(3) 計画の位置付け

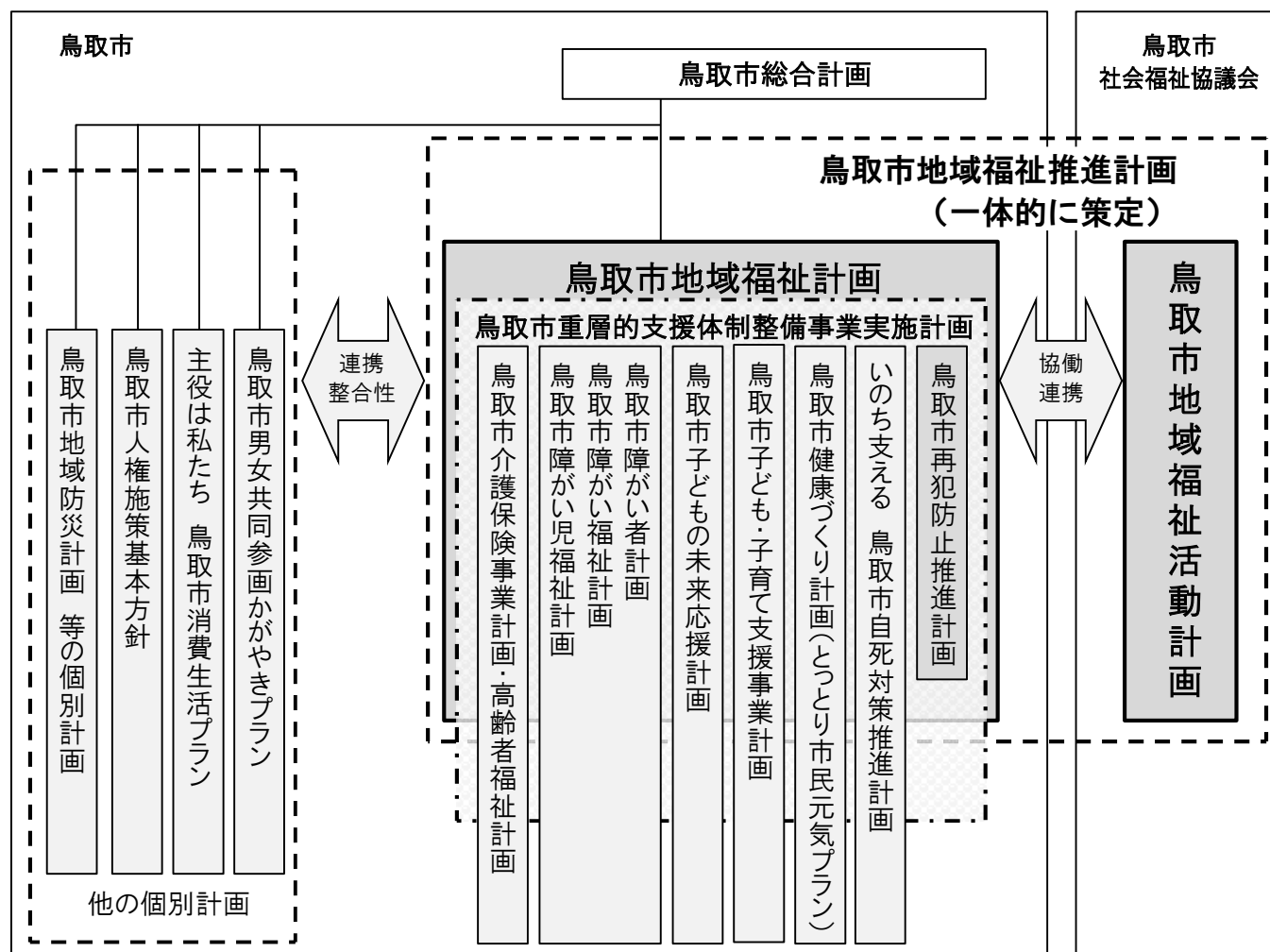
本計画は、国や県の考え方及び本市の「鳥取市総合計画」を踏まえ、他の部門計画との整合に配慮し、計画の推進に当たっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

このため、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「鳥取市障がい者計画及び鳥取市障がい福祉計画・鳥取市障がい児福祉計画」「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」「鳥取市子どもの未来応援計画」「とっとり市民元気プラン（鳥取市健康づくり計画）」「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」との整合を図るとともに、「地域福祉計画」と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって「地域福祉計画」の一部とみなします。

また、男女共同参画、防災、人権などの他の個別計画と連携を図るとともに、福祉及び保健分野の個別計画の策定や見直しにおいては、「地域福祉計画」の理念や目標に照らして行うこととします。

本計画の見直しにあたり、本計画が刑務所出所者等も含めた「包括的支援体制の構築」を掲げていることから重層的支援体制整備事業の実施に関する計画（重層的支援体制整備事業実施計画）及び地方再犯防止推進計画を「地域福祉計画」に内包します。

【計画の位置付け・他の福祉計画との関係性】



(4) 計画の期間

今回策定する地域福祉計画は、介護保険事業計画・高齢者福祉計画などの他の福祉関係の行政計画の計画期間等を踏まえ、平成31年度から令和6年度までの6年間の計画として策定しています。

重層的支援体制整備事業実施計画及び地方再犯防止推進計画は、本計画が令和6年度までの計画であることから、令和4年度から令和6年度までの3年間の計画とします。

また、計画の進捗状況や地域福祉をめぐる社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

【関係計画の計画期間】

計画名	27 (2015) 年度	28 (2016) 年度	29 (2017) 年度	30 (2018) 年度	1 (2019) 年度	2 (2020) 年度	3 (2021) 年度	4 (2022) 年度	5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7 (2025) 年度	8 (2026) 年度	
鳥取市総合計画		第 10 次基本構想 (平成 28～令和 7 年度)											
							第 11 次基本構想 (令和 3～令和 12 年度)						
		第 10 次基本計画 (平成 28～令和 2 年度)					第 11 次基本計画 (令和 3～令和 7 年度)						
鳥取市地域福祉計画													
鳥取市地域福祉活動計画 (市社協)					鳥取市地域福祉推進計画 (第2次鳥取市地域福祉計画・ 第4次鳥取市地域福祉活動計画) (令和元～6 年度)						令和 7 年度～		
鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画									計画 (令和 4～6 年度)				
鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画	第6期計画 (平成 27～29 年度)			第7期計画 (平成 30～令和 2 年度)			第8期計画 (令和 3～5 年度)			第9期計画 (令和 6～8 年度)			
鳥取市障がい者計画	基本計画 (平成 27～令和 5 年度)												
鳥取市障がい福祉計画	第4期計画 (平成 27～29 年度)			第5期計画 (平成 30～令和 2 年度)			第6期計画 (令和 3～5 年度)			第7期計画 (令和 6～8 年度)			
鳥取市障がい児福祉計画				第1期計画 (平成 30～令和 2 年度)			第2期計画 (令和 3～5 年度)			第3期計画 (令和 6～8 年度)			
鳥取市子どもの未来応援計画			計画 (平成 29～令和 3 年度)										
鳥取市子ども・子育て支援事業計画	第 1 期計画 (平成 27～令和元年度)					第 2 期計画 (令和 2～6 年度)							
鳥取市健康づくり計画 (とっとり市民元気プラン)		第3期計画 (平成 28～令和 2 年度)					第4期計画 (令和 3～7 年度)						
いのち支える鳥取市自死対策推進計画					第 1 期計画 (令和元～2 年度)		第2期計画 (令和 3～7 年度)						
鳥取市再犯防止推進計画								計画 (令和 4～6 年度)					

(5) 計画の策定方法

ア 鳥取市地域福祉計画・地域福祉活動計画作成委員会等における審議

計画の策定に当たっては、アンケート調査を通じて市民の意見等を把握するとともに、学識経験者・各種団体や組織の関係者、公募住民などから構成される「鳥取市地域福祉計画作成委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」において、専門的見地から意見をいただきました。

庁内においては、関係各課で内容についての協議を行いました。また、市民政策コメント（市民意見公募）を実施しました。

また、本計画の見直しにおいても、同委員会（鳥取市地域福祉計画作成委員会は、令和2年度に鳥取市地域福祉推進委員会へ改称）より、専門的見地から意見をいただきました。

庁内においても、関係各課で内容についての協議を行いました。また、市民政策コメント（市民意見公募）を実施しました。

イ アンケート調査の実施

市民の地域福祉に関する意識や現状等を把握し、今後の施策に生かすとともに、結果を本計画に反映するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査の名称	鳥取市地域福祉の推進に関する住民意識調査
調査対象者	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
調査数	2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	平成29年12月
有効回収数	1,219件
有効回収率	48.8%

ウ グループインタビュー調査の実施

地域福祉関係団体等における地域福祉の実情や問題点、課題や市民ニーズ等を把握し、施策の実施に向けた考え方を得ることを目的として、グループインタビュー調査（座談会形式の小集団面接調査）を実施しました。

グループインタビュー調査とは	
・1グループ6名程度の対象者を呼集し、司会者（モデレーター）の進行によって様々な意見やアイデアを聴取する「定性的な」調査手法です。アンケート調査のように大量のサンプルを集計するものではなく、あくまで政策上のヒントやキーワードなど意識的側面を深掘りする調査です。	

調査の対象	地域福祉関係団体及び行政関係の関連部署 （地域活動団体、高齢者福祉活動団体、障がい者福祉活動団体、子育て支援団体など、幅広い分野から呼集）
調査人	3グループ合計18名 （Aグループ6名、Bグループ7名、Cグループ5名）
調査期日	平成30年7月3日（火）
調査の実施場所	駅南庁舎地下第1会議室

第3章 本市を取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口及び地域別人口

本市の住民基本台帳人口は、令和3年3月末日現在 185,157 人であり、平成29年から約5,000人の減少となっており、近年、緩やかに人口の減少が進行しています。

また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成29年の2.40人から令和3年で2.29人となっており、本市でも小家族化傾向がうかがえます。

地域別でみると、人口は鳥取地域が最も多く約145,000人、世帯数は約64,600世帯となっています。世帯人員は、鳥取地域が2.24人と最も少なく、南部地域では2.54人と多くなっています。

人口を平成29年から令和3年までの推移でみると、南部地域及び西部地域で減少が目立っています。一方、世帯数は、鳥取地域及び東部地域で増加しています。

【人口・世帯数の推移】

	平成29年			令和3年			人口 増減率 (%)	世帯数 増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員		
鳥取市全体	190,139	79,121	2.40	185,157	80,802	2.29	-2.6	2.1
鳥取地域	147,397	63,035	2.34	144,966	64,643	2.24	-1.6	2.6
旧鳥取市	147,397	63,035	2.34	144,966	64,643	2.24	-1.6	2.6
東部地域	11,437	4,329	2.64	11,147	4,463	2.50	-2.5	3.1
旧国府町	8,445	3,294	2.56	8,313	3,413	2.44	-1.6	3.6
旧福部村	2,992	1,035	2.89	2,834	1,050	2.70	-5.3	1.4
南部地域	12,558	4,575	2.74	11,578	4,551	2.54	-7.8	-0.5
旧河原町	7,011	2,481	2.83	6,517	2,479	2.63	-7.0	-0.1
旧用瀬町	3,544	1,308	2.71	3,329	1,320	2.52	-6.1	0.9
旧佐治村	2,003	786	2.55	1,732	752	2.30	-13.5	-4.3
西部地域	18,747	7,182	2.61	17,466	7,145	2.44	-6.8	-0.5
旧気高町	8,753	3,295	2.66	8,365	3,334	2.51	-4.4	1.2
旧鹿野町	3,763	1,433	2.63	3,510	1,436	2.44	-6.7	0.2
旧青谷町	6,231	2,454	2.54	5,591	2,375	2.35	-10.3	-3.2

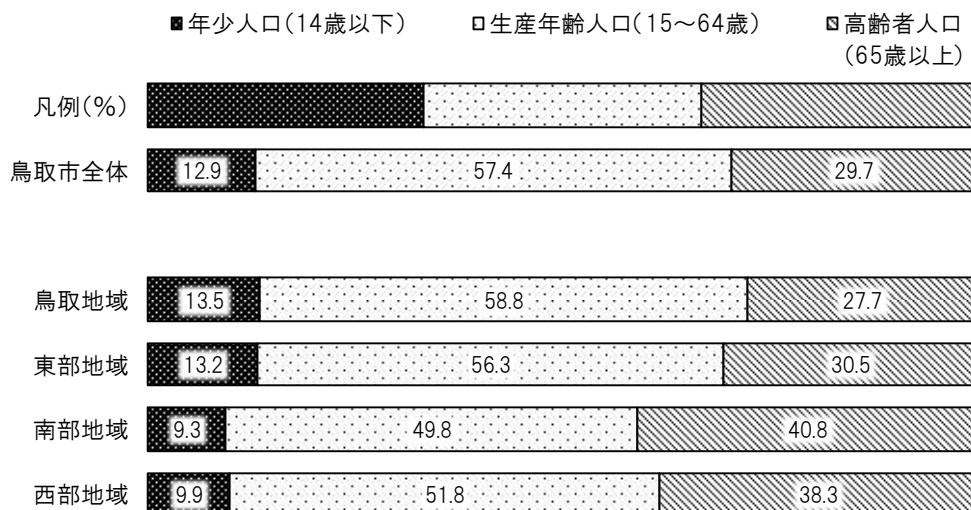
注：増減率は、平成29年を基準とした場合の令和3年の割合を示す。

資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)(外国人を含む。)

(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口構成をみると、令和3年では年少人口（14歳以下）の割合が12.9%、生産年齢人口（15～64歳）が57.4%、高齢者人口（65歳以上）が29.7%となっています。また、南部地域及び西部地域では、他の地域に比べて年少人口が少なく高齢者人口が多い、少子高齢化の進行がうかがえます。

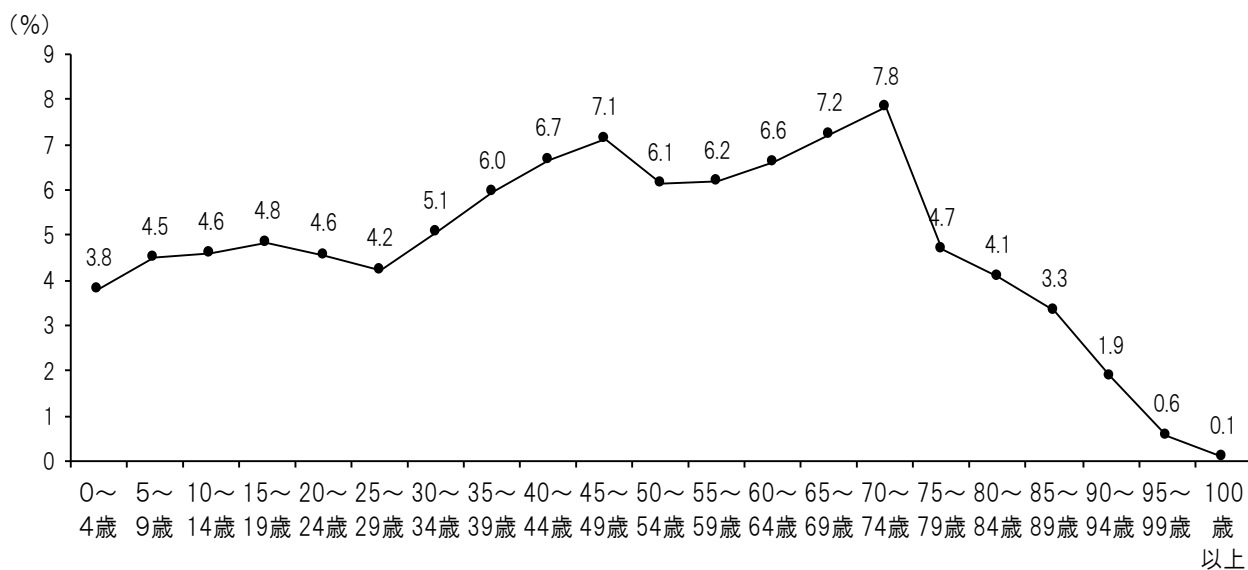
【年齢3区分別人口構成比】



資料:住民基本台帳(令和3年3月末現在)(外国人を含む。)

年齢を5歳階級別でみると、70歳代前半のいわゆる「団塊の世代」が多くなっており、次いで40歳代後半のいわゆる「団塊ジュニア世代」が多くなっています。

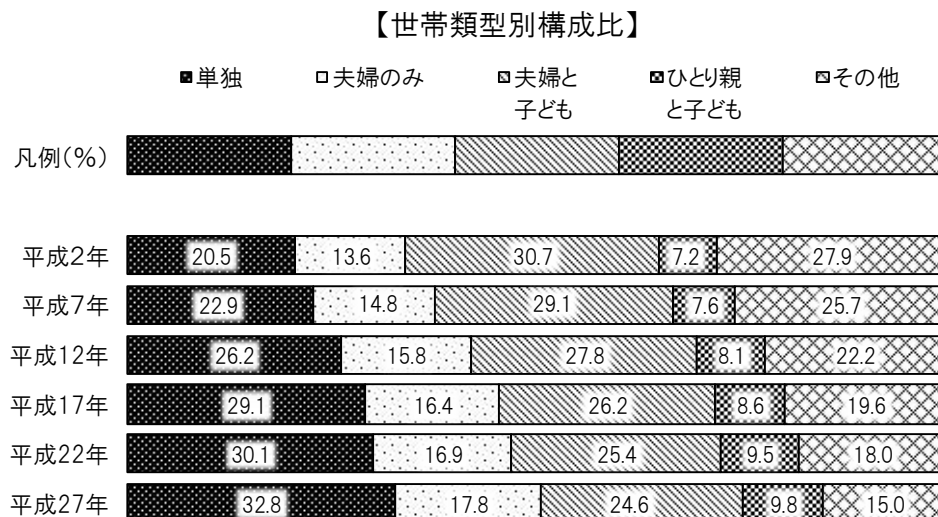
【年齢5歳階級別人口(鳥取市全体)】



資料:住民基本台帳(令和3年3月末現在)(外国人を含む。)

(3) 世帯類型別構成比

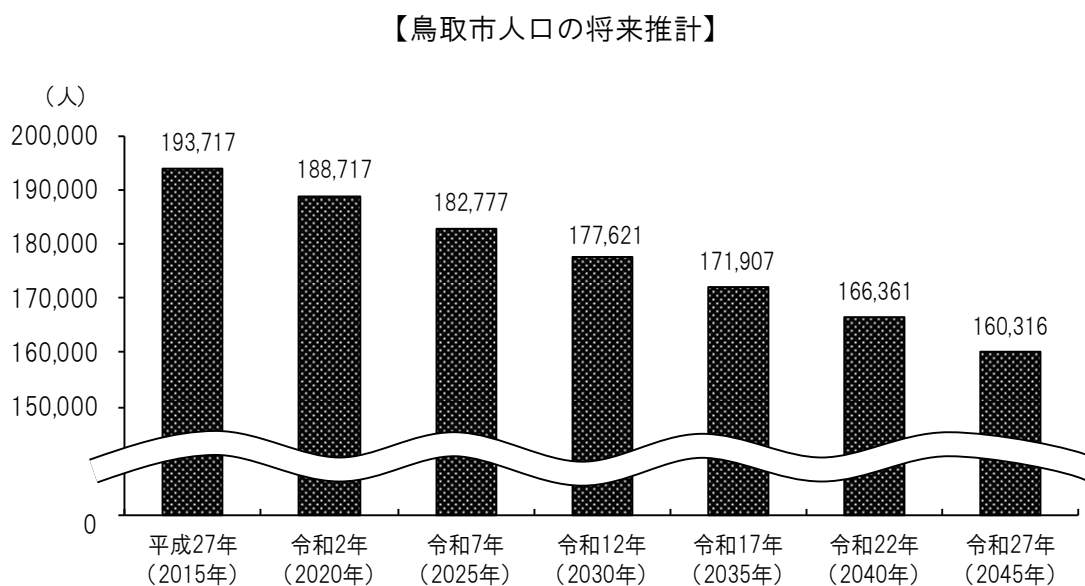
世帯構成について、平成2年から平成27年までの推移でみると、「単独」や「夫婦のみ」は増加傾向にあります、「夫婦と子ども」は減少傾向にあります。また、「ひとり親と子ども」は緩やかに増加しています。



資料: 国勢調査

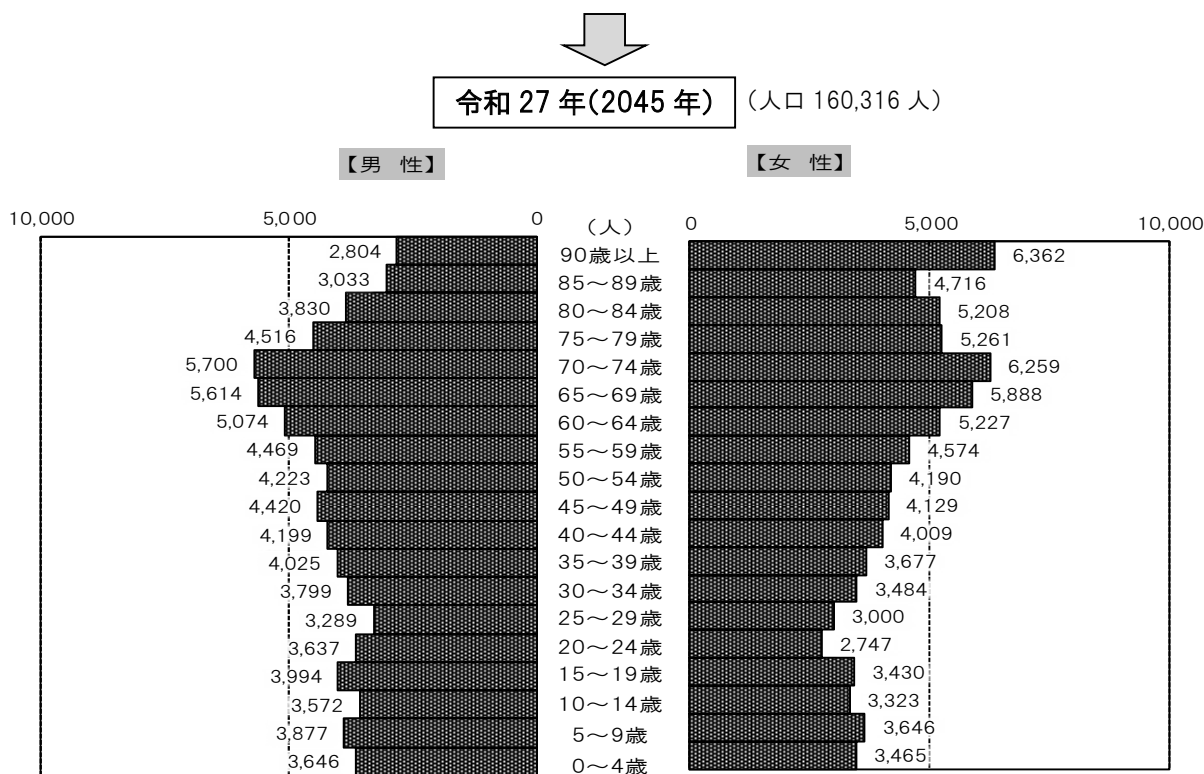
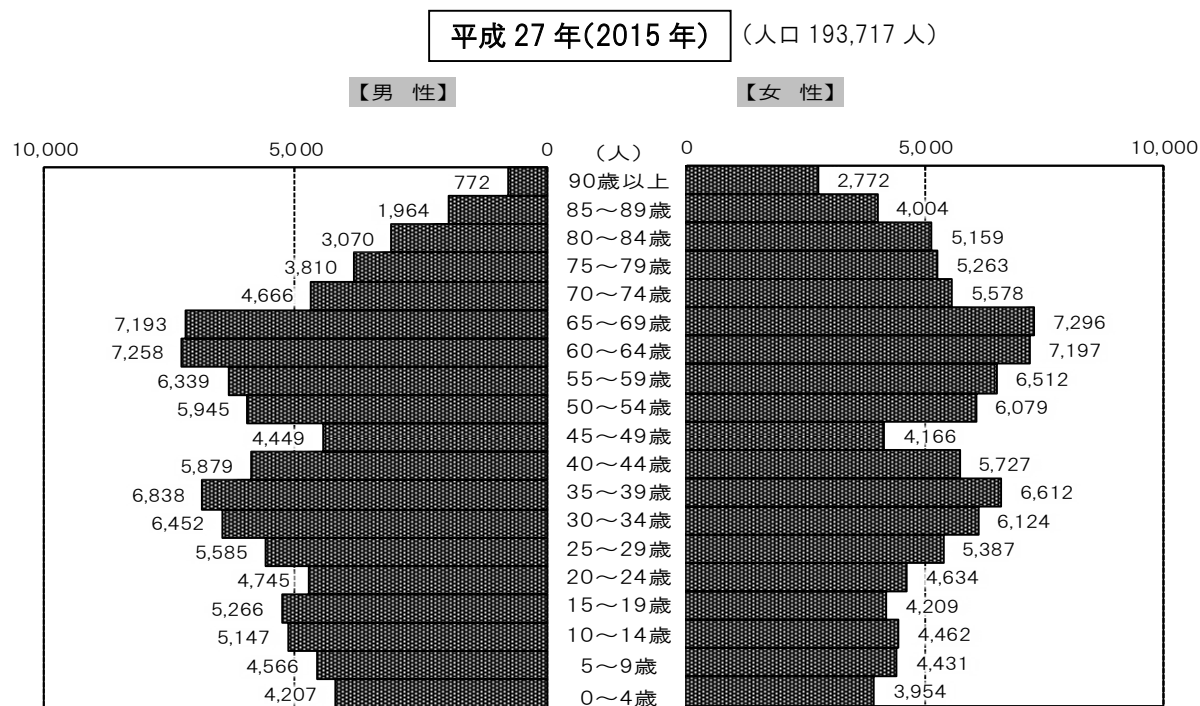
(4) 総人口の将来推計

本市の人口動向については、減少で推移すると予測されており、団塊世代が75歳以上に移行する令和7年(2025年)では平成27年(2015年)に比べ約10,900人減少し、団塊ジュニア世代が70歳代となる令和27年(2045年)には平成27年(2015年)に比べ約33,400人減少すると予測されています。



資料: 平成27年は国勢調査
令和2年以後は「鳥取市人口ビジョン」の人口の将来展望

平成 27 年（2015 年）と 30 年後の令和 27 年（2045 年）における、本市の性・年齢別人口構成（人口ピラミッド）の変遷をみると、令和 27 年（2045 年）では、団塊の世代が 90 歳以上となることから、女性では全ての世代の中で 90 歳以上が最も多くなっています。また、平成 27 年（2015 年）に人口のボリュームゾーンであった 40 歳代の団塊ジュニア世代は、令和 27 年（2045 年）には 70 歳代となり、もう一つのボリュームゾーンになると推計されます。



資料：平成27年は、国勢調査

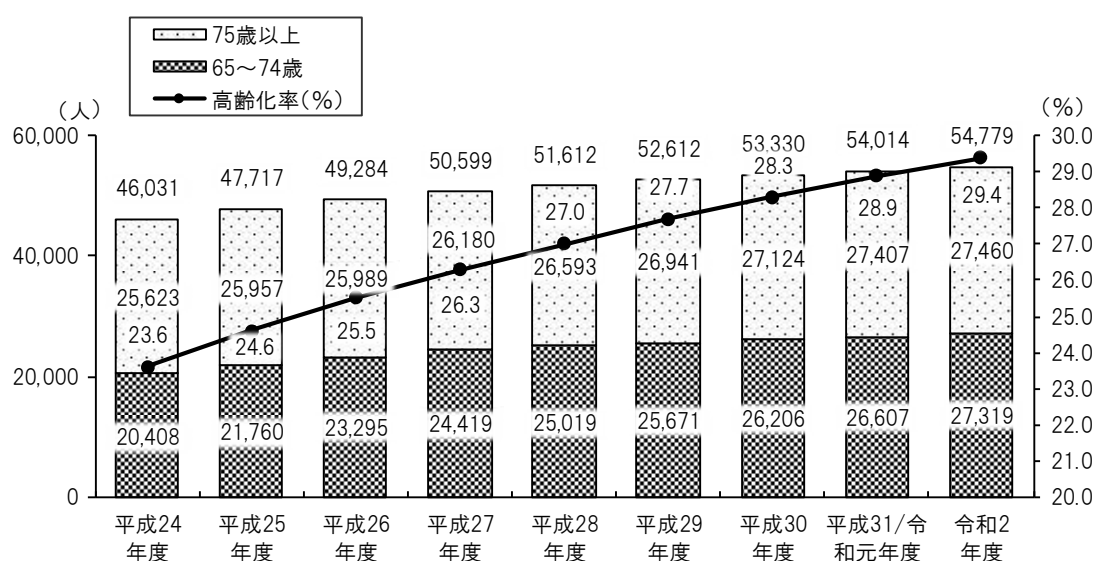
令和27年は、「鳥取市人口ビジョン」の人口の将来展望

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口をみると、令和2年度は54,779人、高齢化率は29.4%で、近年は緩やかな増加で推移しています。そのうち、75歳以上（後期高齢者）の割合は、65～74歳（前期高齢者）をやや上回っていますが、おおむね二分されています。また、団塊世代が75歳以上に移行する令和7年（2025年）度では、平成30年度に比べ約5,000人増加すると予測されています。

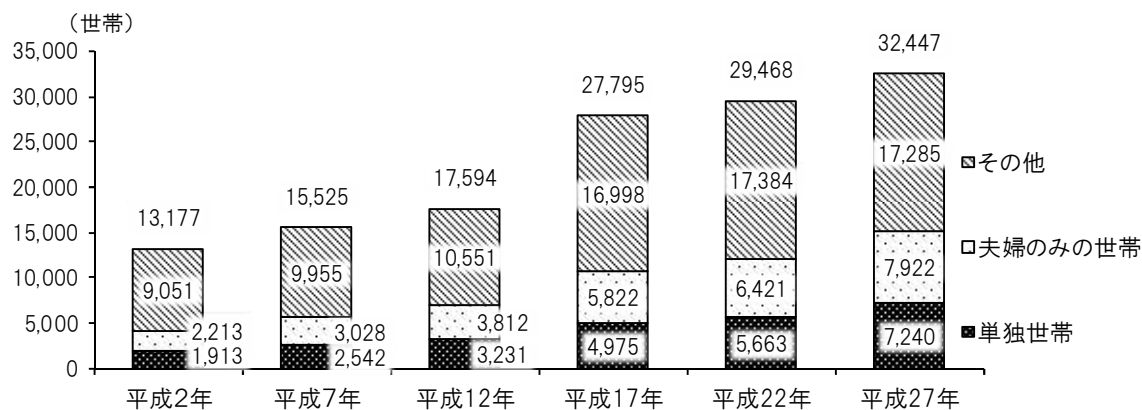
【高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳(9月末現在)

高齢者のいる世帯数をみると、平成27年で32,447世帯となっており、近年は増加で推移しています。

【高齢者のいる世帯数の推移】



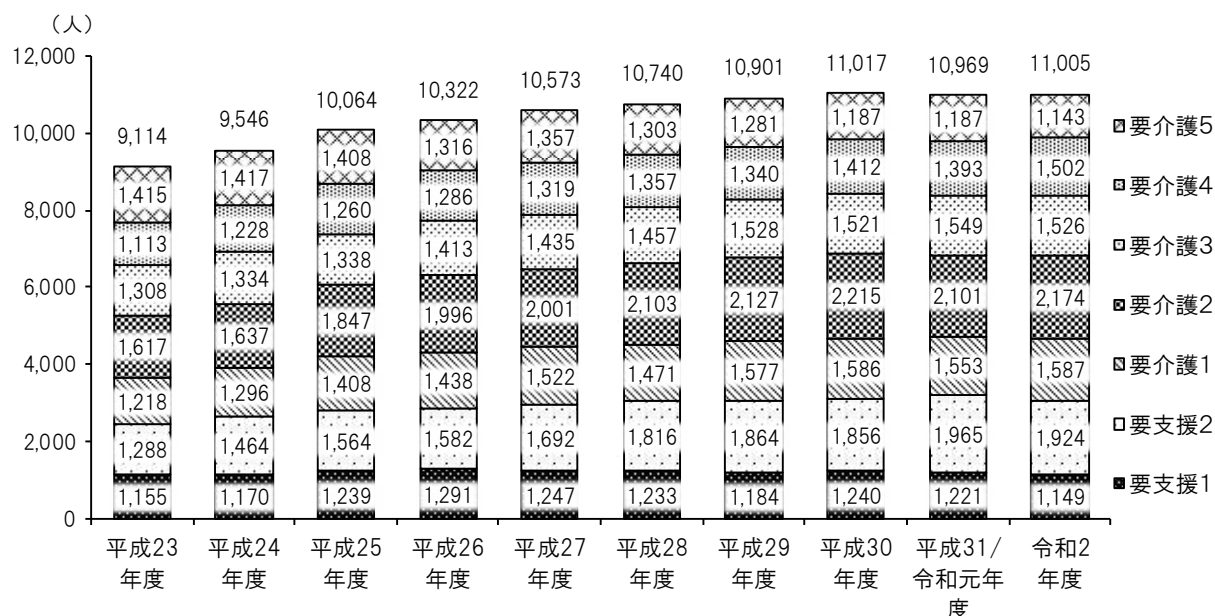
資料：国勢調査

(2) 要介護等認定者数の推移

介護保険の対象者となる、要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は、令和2年度で11,005人となっており、近年は緩やかな増加で推移しています。

要介護度別でみると、要介護2が最も多く、次いで要支援2の順となっています。

【要介護等認定者数の推移】

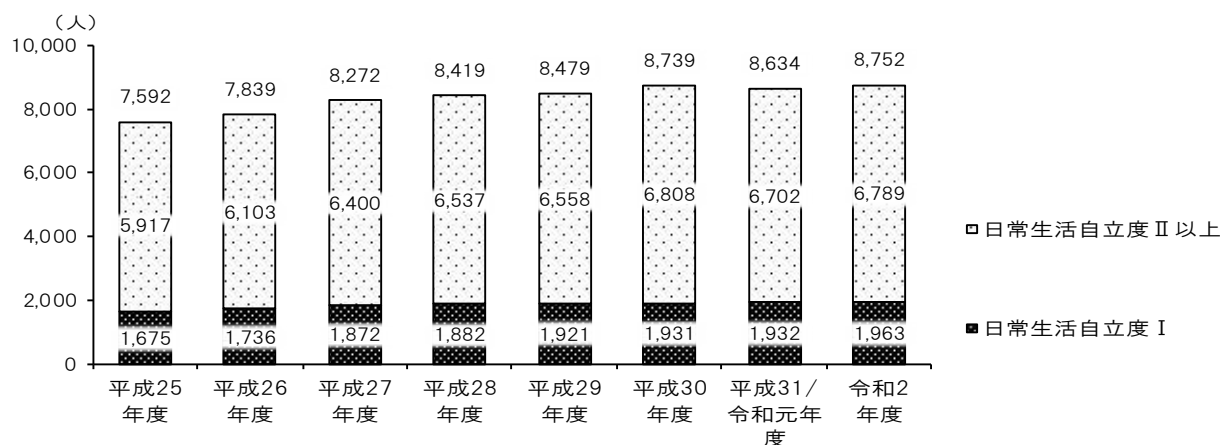


資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末現在）

(3) 認知機能が低下した人の状況

日常生活自立度別にみると、令和2年度は、日常生活自立度Ⅰが1,963人、日常生活自立度Ⅱ以上が6,789人となっており、近年は緩やかな増加で推移しています。

【日常生活自立度別推移】



※日常生活自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭及び社会的にほぼ自立している。

日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

資料：介護保険システム(MCWEL)の出力情報を基に集計した「日常生活圏域別高齢者等情報調査（各年9月末現在）」の実績値。

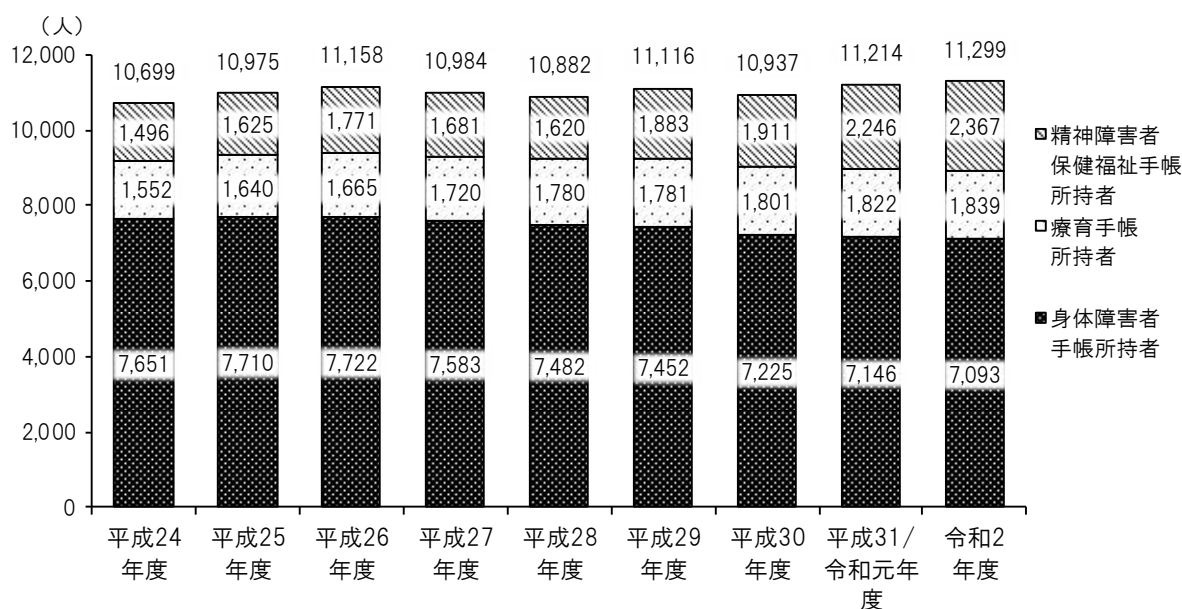
3 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数は、令和 2 年度において 11,299 人 となっており、近年は緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

手帳の種類別でみると、令和 2 年度では「身体障害者手帳所持者数」が 7,093 人 と最も多く、全体の約 6 割（62.8%）を占めています。「療育手帳所持者数」は 1,839 人（全体に占める構成比 16.3%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は 2,367 人（同 20.9%）となっており、平成 24 年度からの推移では、「療育手帳所持者数」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者数」の増加が目立っています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(2) 自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療費（精神通院）受給者数は、令和 2 年度において 2,926 人 となっており、平成 24 年度に比べ約 1.3 倍に増加しています。

【自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 / 令和元年度	令和 2 年度
自立支援医療費（精神通院）受給者数	2,294	2,553	2,569	2,548	3,041	3,236	3,171	3,091	2,926

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(3) 難病患者の推移

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、令和2年度において1,362人となっており、近年は増加傾向になっています。また、小児慢性特定疾患認定患者数は、令和2年度において173人となっており、近年は増加傾向になっています。

【難病患者の推移】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 /令和元 年度	令和 2 年度
特定医療費(指 定難病)受給者 証所持者数	1,074	1,114	1,175	1,228	1,341	1,383	1,258	1,278	1,362
小児慢性特定疾 患認定患者数	155	151	154	165	170	175	161	167	173

資料：特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 保健医療課（各年4月1日現在）

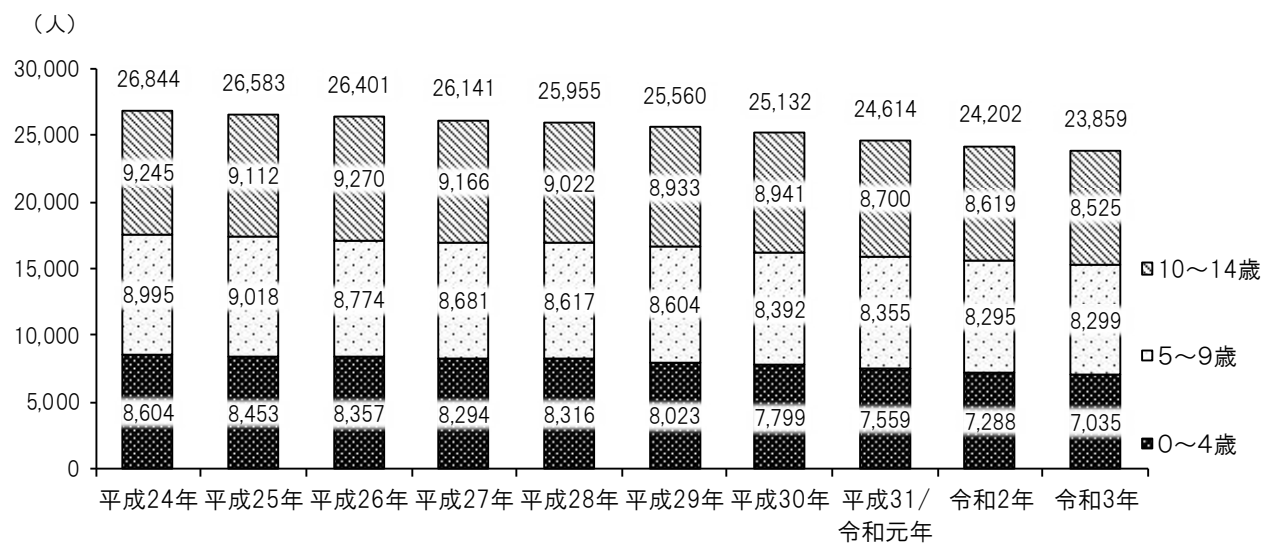
小児慢性特定疾患認定患者数 健康・子育て支援課（各年4月1日現在）

4 子どもの状況

(1) 子どもの人口

本市における年少人口は、緩やかな減少で推移しており、令和3年3月末日現在では23,859人となっています。平成24年に比べ約3,000人の減少となっており、特に0～4歳の年齢層で減少が目立っています。

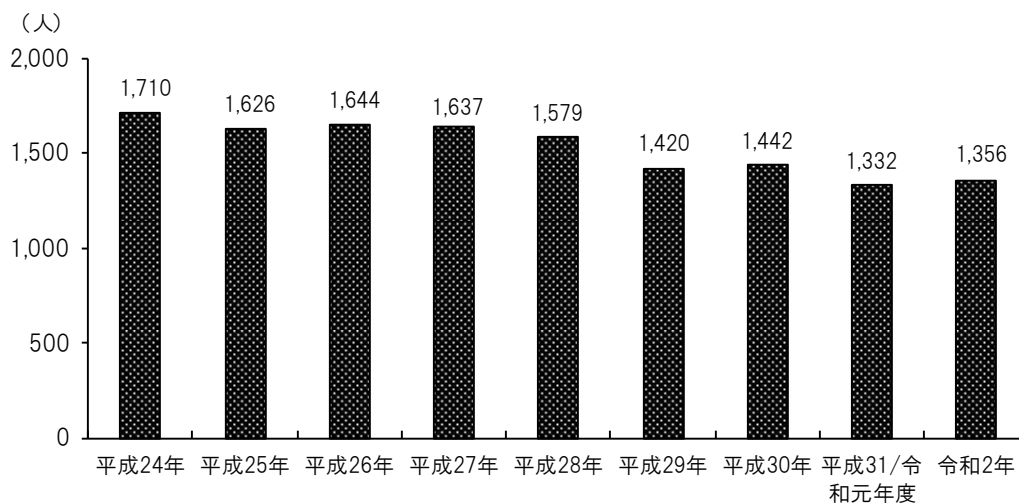
【子どもの人口推移】



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)(平成24年は外国人を含まないが、平成25年以降は外国人を含む)

年間出生数についてみると、増減を繰り返しつつ、全体では減少傾向にあり、令和2年では1,356人となっています。

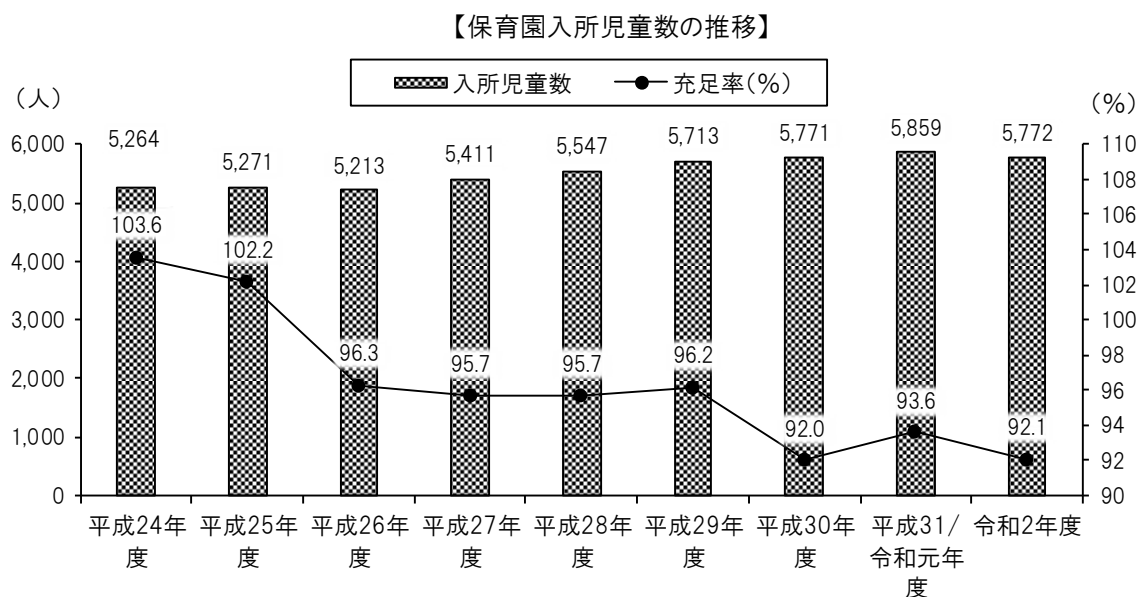
【年間出生数の推移】



資料：鳥取県人口移動調査

(2) 保育園入所状況

本市の保育園入所児童数については、近年は緩やかな増加で推移しており、令和2年度は5,772人となっています。また、充足率は、減少傾向で推移しています。



資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

(3) 小学校児童数・中学校生徒数の状況*

本市には、小学校が39校設置され、児童数は8,989人となっています。中学校は14校設置され、生徒数は4,371人となっています。義務教育学校は4校設置され、児童生徒数は793人となっています。

【小学校児童数・中学校生徒数】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生 (7年生)	2年生 (8年生)	3年生 (8年生)	合計	学校数 (校)
小学校児童数 (人)	1,440	1,502	1,460	1,604	1,479	1,504				8,989	39
中学校生徒数 (人)							1,409	1,477	1,485	4,371	13
義務教育学校児 童生徒数(人)	84	79	103	88	73	92	77	94	103	793	4

資料:学校教育課(令和3年5月1日現在)

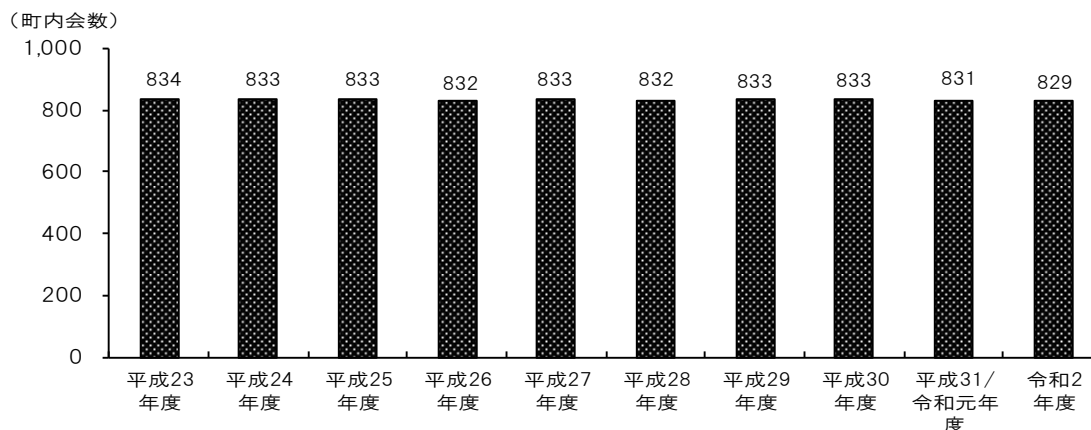
*国立学校児童整数及び私立学校を除く。

5 地域の状況

(1) 町内会数の推移

鳥取市自治連合会加入の町内会数は、大きな変動なく推移しており、令和2年度は829町内会が組織されています。

【町内会数の推移】

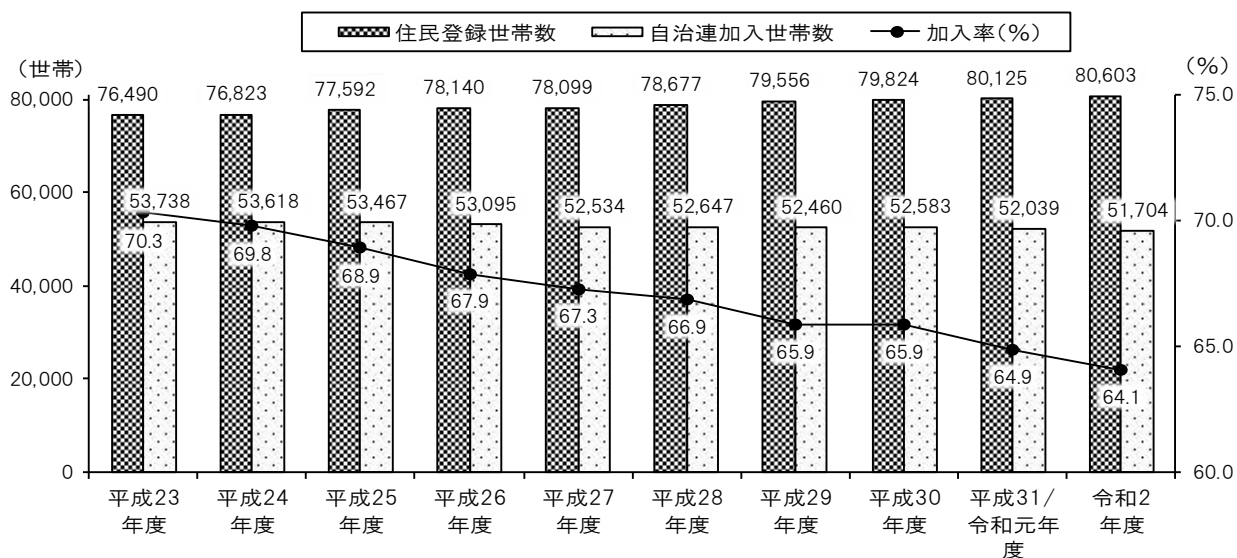


資料:協働推進課(各年4月末現在)

(2) 加入世帯数の推移

本市の住民登録世帯数をみると、緩やかな増加で推移しており、令和2年度で80,603世帯と、平成23年度から約4,000世帯増加しています。一方、鳥取市自治連合会加入の世帯数は51,704世帯と減少傾向にあり、加入率は64.1%となっています。

【自治連加入世帯数の推移】

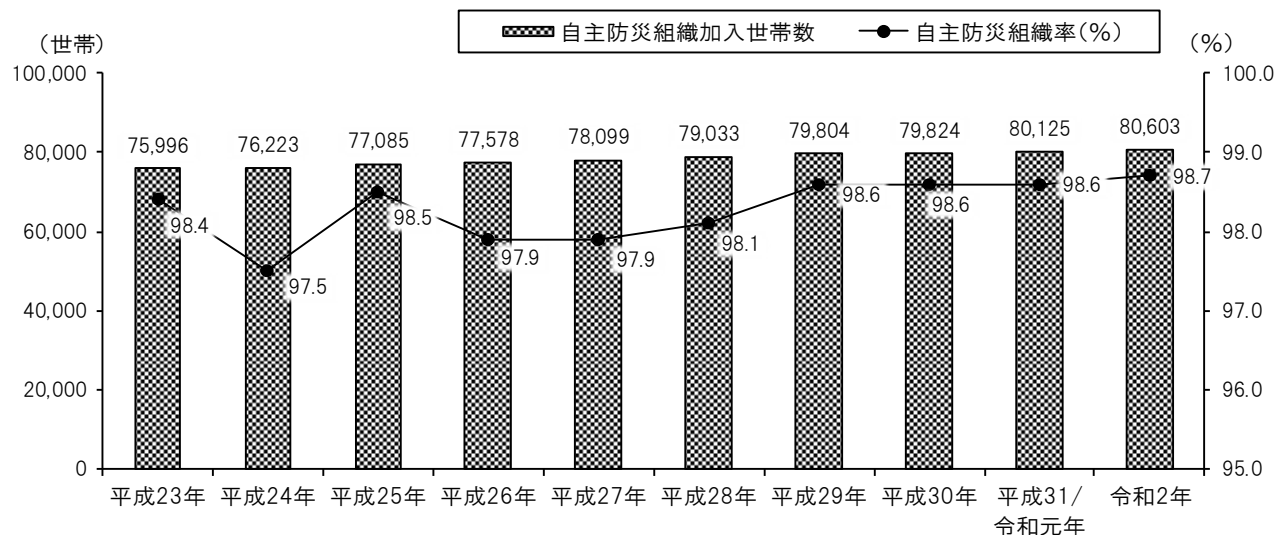


資料:協働推進課(各年4月末現在)

(3) 自主防災組織加入世帯数の推移

自主防災組織加入世帯数については、緩やかな増加で推移しており、令和2年は80,603世帯となっています。また、自主防災組織率も増加傾向にあり、令和2年は98.7%となっています。

【自主防災組織加入世帯数の推移】

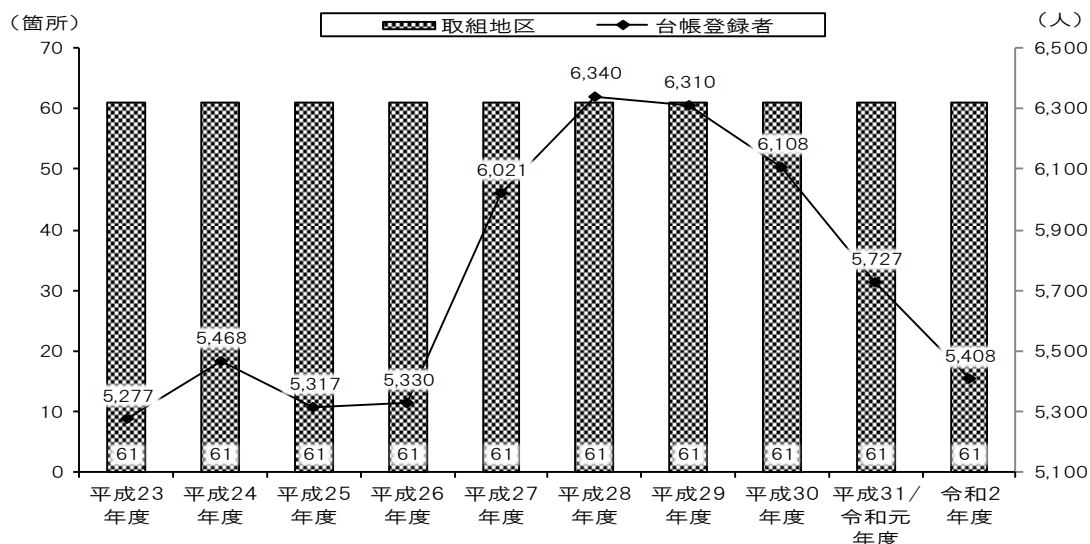


資料:危機管理課(各年3月末現在)

(4) 避難行動要支援者登録状況

本市の避難行動要支援者の登録者(個別避難計画作成者)数は、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の提供を平成27年度から全地区に行ったことから増加したものの、近年は減少傾向にあり、令和2年には5,408人となっています。

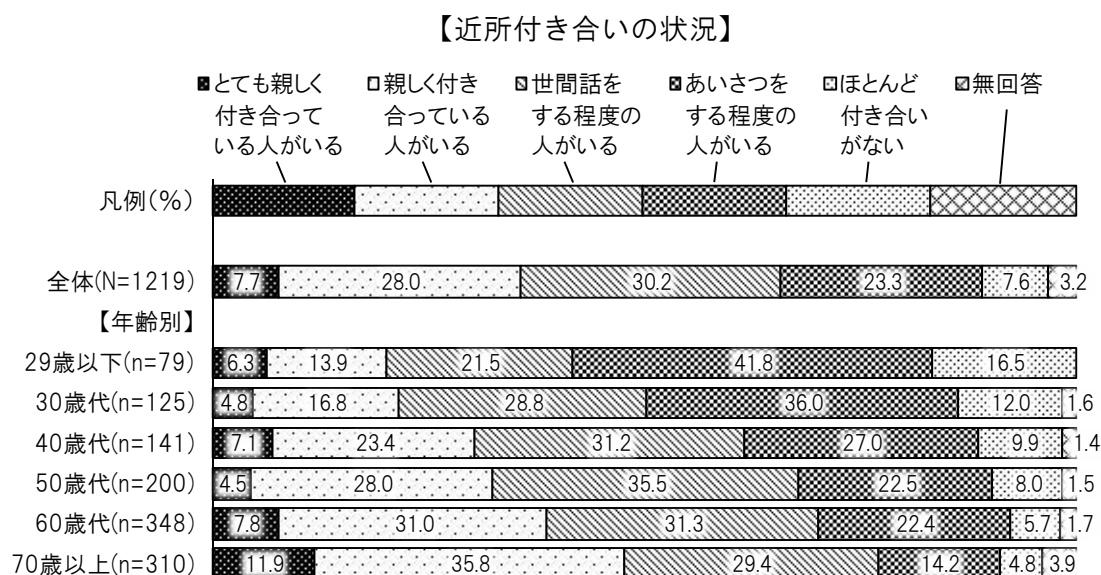
【避難行動要支援者の推移】



資料:地域福祉課(各年3月末現在)

（５）近所付き合いの状況について

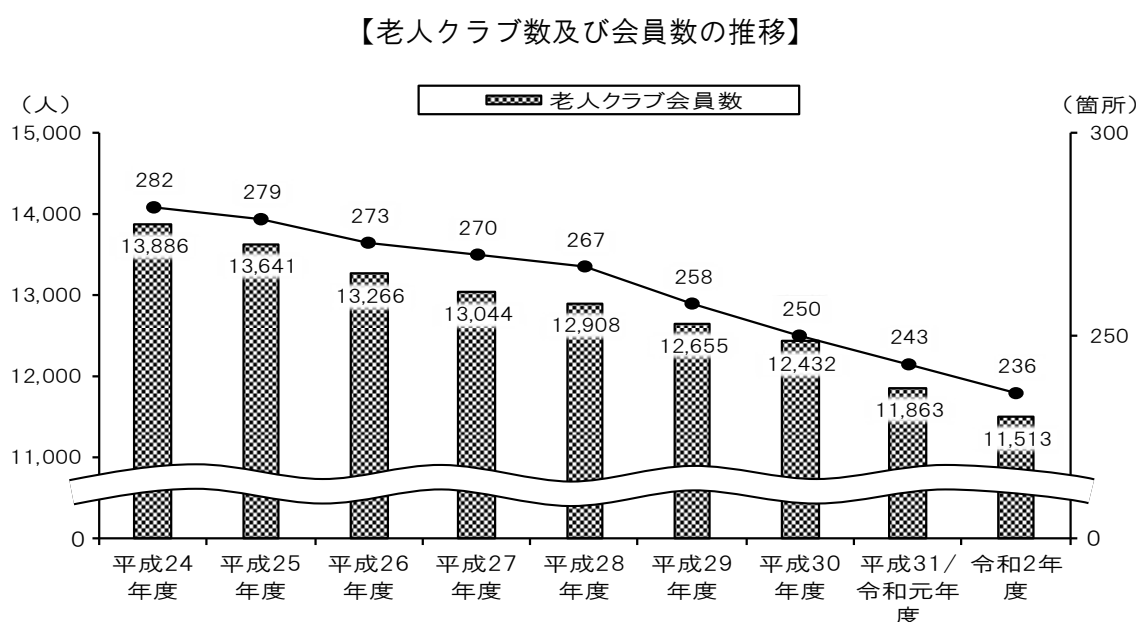
近所付き合いの程度については、３割以上（35.7%）が『親しく付き合っている人がいる』と回答しています。一方、「あいさつをする程度の人がある」は 23.3%、「ほとんど付き合いがない」は 7.6%となっています。特に、若い年齢層ほど「ほとんど付き合いがない」が増える傾向にあります。



資料：鳥取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査

（６）老人クラブ数及び会員数の推移

本市の老人クラブ数及び会員数は、近年緩やかな減少で推移しており、令和２年度においてはクラブ数 236 箇所、会員数 11,513 人となっています。

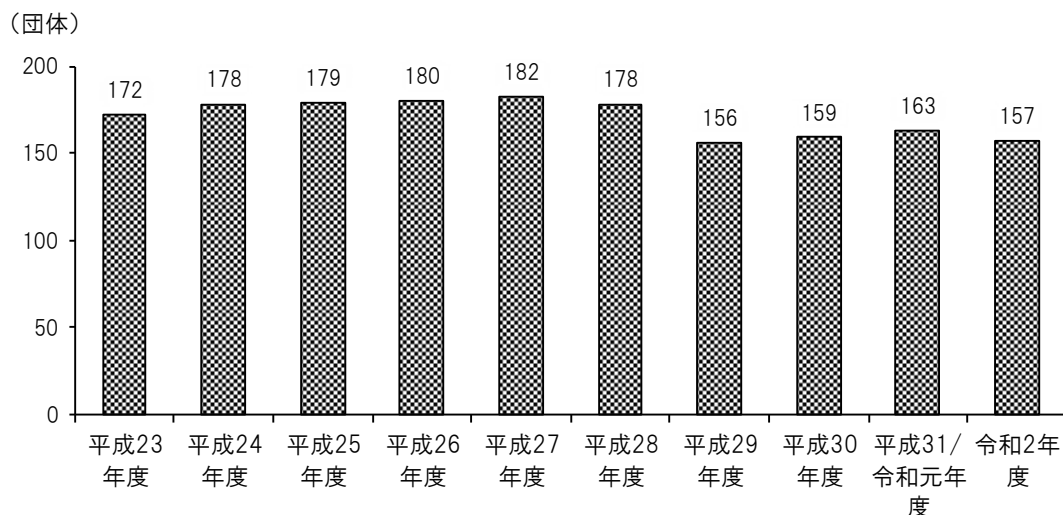


資料：長寿社会課

（７）市民活動拠点アクティブとっりの登録団体の推移

市民活動拠点アクティブとっりの登録団体については、平成 29 年度に 156 団体へ減少した後、大きな変動なく推移しています。

【市民活動拠点アクティブとっりの登録団体の推移】

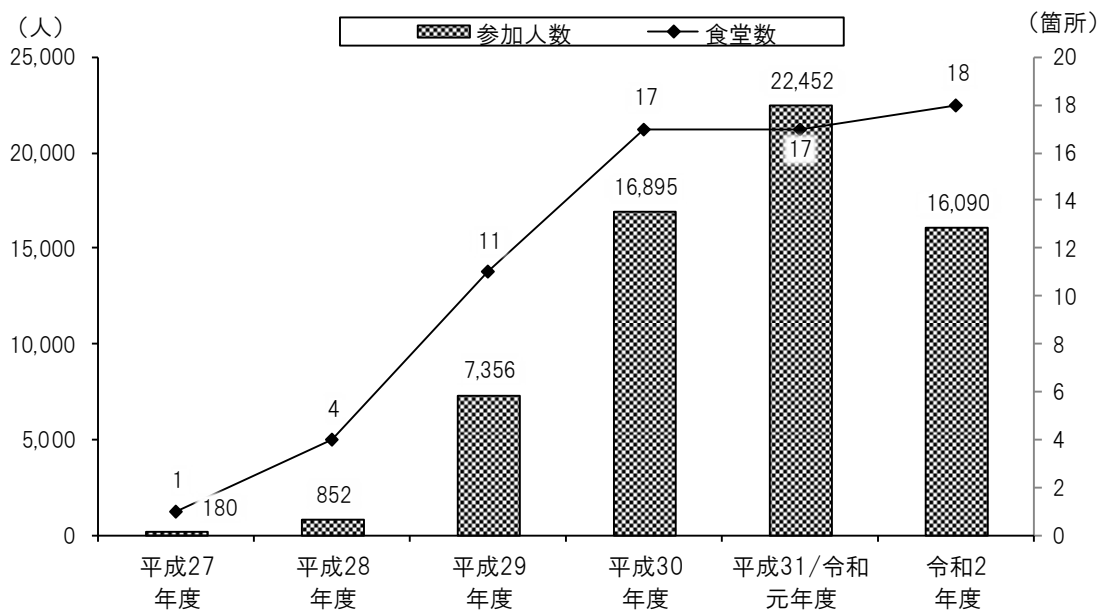


資料：協働推進課（各年度3月現在）

（８）地域食堂数及び参加者数の推移

本市の地域食堂数は、令和 2 年度において 18 箇所、参加者数は 16,090 人となっており、近年は大きく増加傾向にあります。

【地域食堂数及び参加者数の推移】

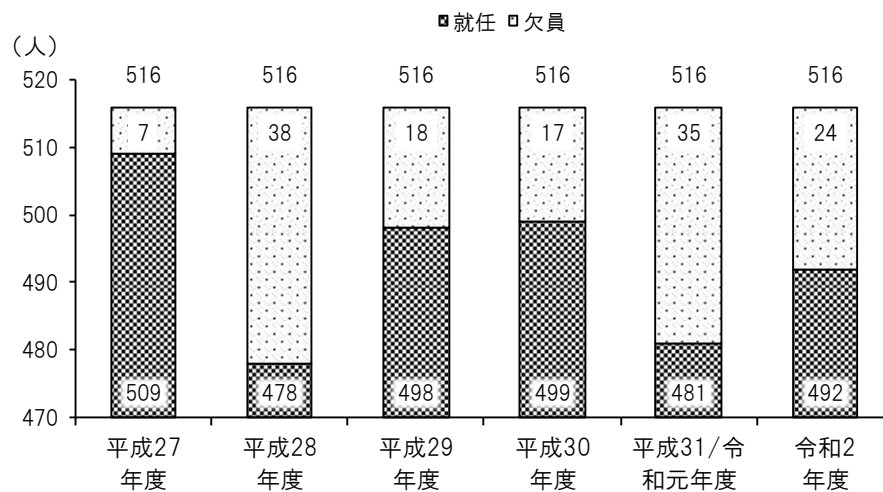


資料：中央人権福祉センター（各年3月末現在）

（９）民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員の定員は 516 名で、令和 2 年度は 492 名が就任し、24 名の欠員が発生しており、近年は就任数が 500 名に満たずに推移しています。

【民生委員・児童委員数の推移】



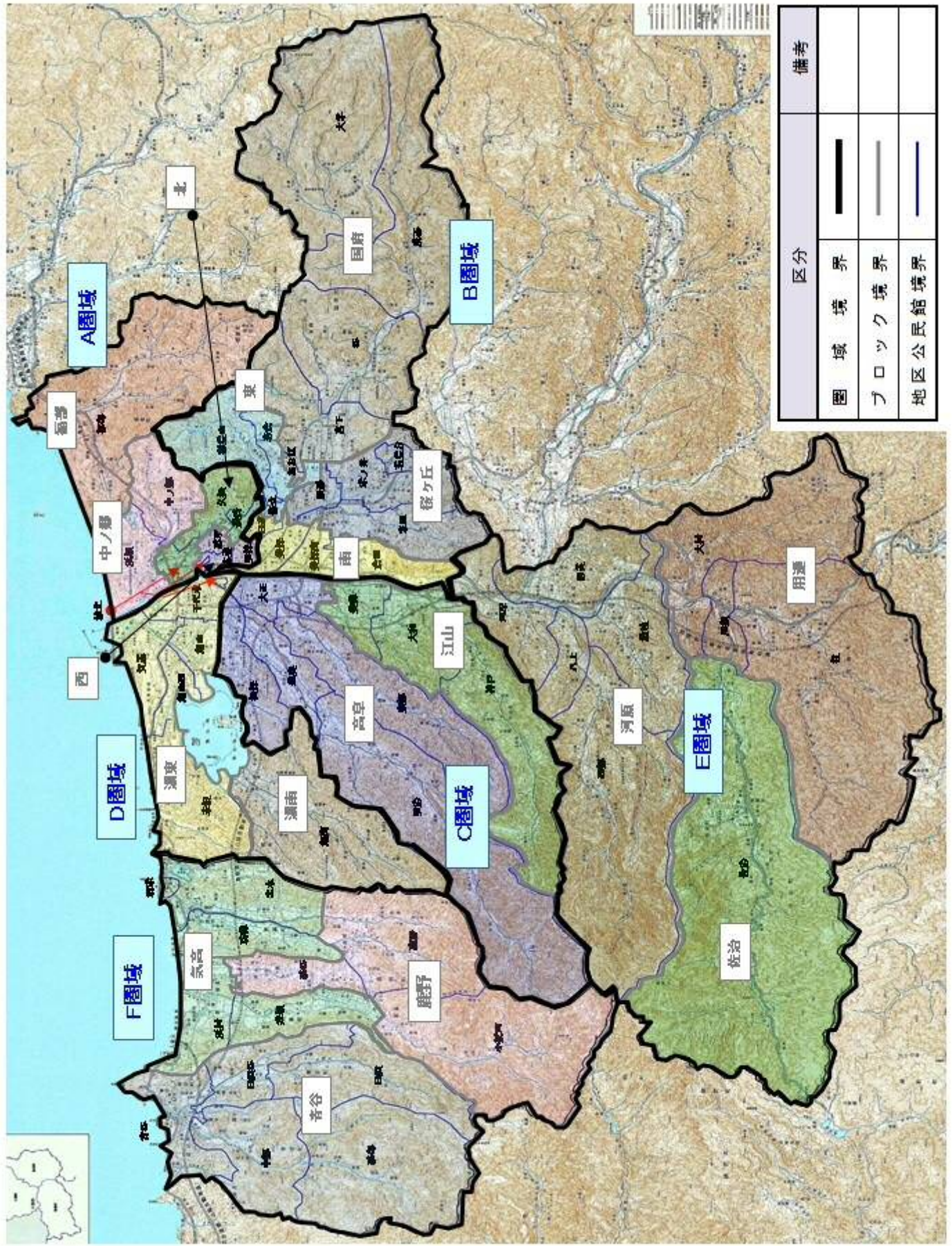
資料：地域福祉課（各年12月1日現在）

6 日常生活圏域の状況

本市では、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した「日常生活圏域」を定めています。

本市においては、人口や面積、地域的なつながりを考慮して日常生活圏域をグループ化した「広域ブロック」、中学校区単位※で設定した「日常生活圏域」、その日常生活圏域を構成する「地区公民館区域」の三層の圏域を設定しています。

※千代南中学校区は、旧中学校区の「旧用瀬中学校区」「旧佐治中学校区」を日常生活圏域とします。



鳥取市日常生活圏域一覽

広域 ブロック	日常生活 圏域（中 学校区）	地区 公民館	人口										
				14歳以下	15～64歳	65歳以上			高齢化 率		総世帯数	高齢者の いる世帯 数	高齢者の いる世帯 率
						65～74 歳	75～84 歳	85歳以上					
A 圏域	北	久松	4,937	672	2,711	1,554	670	469	415	31.5%	2,330	1,146	49.2%
		遷喬	2,242	248	1,176	818	343	273	202	36.5%	1,072	577	53.8%
		城北	7,133	1,220	4,348	1,565	703	536	326	21.9%	3,060	1,110	36.3%
	計		14,312	2,140	8,235	3,937	1,716	1,278	943	27.5%	6,462	2,833	43.8%
	西	醇風	5,962	651	3,191	2,120	968	632	520	35.6%	2,821	1,553	55.1%
		富桑	3,462	473	2,001	988	486	290	212	28.5%	1,675	721	43.0%
		明德	3,489	367	2,023	1,099	512	347	240	31.5%	1,814	820	45.2%
	計		12,913	1,491	7,215	4,207	1,966	1,269	972	32.6%	6,310	3,094	49.0%
	中ノ郷	中ノ郷	3,731	498	2,319	914	546	229	139	24.5%	1,442	614	42.6%
		浜坂	8,283	1,518	4,953	1,812	975	555	282	21.9%	3,406	1,311	38.5%
	計		12,014	2,016	7,272	2,726	1,521	784	421	22.7%	4,848	1,925	39.7%
	福部	福部	2,839	329	1,533	977	522	273	182	34.4%	1,053	662	62.9%
	計		2,839	329	1,533	977	522	273	182	34.4%	1,053	662	62.9%
	合計		42,078	5,976	24,255	11,847	5,725	3,604	2,518	28.2%	18,673	8,514	45.6%
B 圏域	東	修立	3,839	574	2,103	1,162	540	357	265	30.3%	1,819	826	45.4%
		岩倉	6,512	966	3,558	1,988	1,032	642	314	30.5%	2,790	1,370	49.1%
		稲葉山	4,607	481	2,516	1,610	790	491	329	34.9%	2,118	1,155	54.5%
	計		14,958	2,021	8,177	4,760	2,362	1,490	908	31.8%	6,727	3,351	49.8%
	南	日進	5,355	608	3,246	1,501	755	458	288	28.0%	2,854	1,138	39.9%
		美保	10,958	1,572	6,813	2,573	1,442	715	416	23.5%	5,053	1,839	36.4%
		美保南	7,789	1,336	4,732	1,721	879	535	307	22.1%	3,242	1,218	37.6%
		倉田	2,061	238	1,085	738	425	189	124	35.8%	862	497	57.7%
	計		26,163	3,754	15,876	6,533	3,501	1,897	1,135	25.0%	12,011	4,692	39.1%
	桜ヶ丘	米里	3,589	401	2,056	1,132	654	301	177	31.5%	1,530	752	49.2%
		面影	7,006	983	4,187	1,836	972	610	254	26.2%	3,060	1,262	41.2%
		津ノ井	3,879	503	2,319	1,057	547	335	175	27.2%	1,649	716	43.4%
		若葉台	4,390	492	2,952	946	537	278	131	21.5%	1,627	650	40.0%
	計		18,864	2,379	11,514	4,971	2,710	1,524	737	26.4%	7,866	3,380	43.0%
	国府	大茅	174	5	71	98	43	22	33	56.3%	94	73	77.7%
		成器	510	30	234	246	98	68	80	48.2%	212	170	80.2%
		谷	1,466	138	731	597	287	174	136	40.7%	572	398	69.6%
		宮下	3,613	547	2,190	876	452	216	208	24.2%	1,476	608	41.2%
		あおば	2,555	424	1,521	610	315	182	113	23.9%	1,070	416	38.9%
	計		8,318	1,144	4,747	2,427	1,195	662	570	29.2%	3,424	1,665	48.6%
	合計		68,303	9,298	40,314	18,691	9,768	5,573	3,350	27.4%	30,028	13,088	43.6%

広域 ブロック	日常生活 圏域（中 学校区）	地区 公民館	人口								世帯		
			14歳以下	15～64歳	65歳以上			高齢化 率	総世帯数	高齢者の いる世帯 数	高齢者の いる 世帯率		
					65～74 歳	75～84 歳	85歳以上						
C 圏域	江山	美穂	1,734	187	937	610	351	139	120	35.2%	774	427	55.2%
		大和	904	93	428	383	182	100	101	42.4%	363	263	72.5%
		神戸	679	38	327	314	145	89	80	46.2%	281	218	77.6%
	計		3,317	318	1,692	1,307	678	328	301	39.4%	1,418	908	64.0%
	高草	大正	5,441	766	3,212	1,463	796	421	246	26.9%	2,472	1,057	42.8%
		東郷	646	43	308	295	153	81	61	45.7%	279	203	72.8%
		松保	3,911	502	2,323	1,086	559	322	205	27.8%	1,653	759	45.9%
		豊実	981	83	441	457	210	116	131	46.6%	454	326	71.8%
		明治	1,070	78	538	454	242	118	94	42.4%	443	304	68.6%
	計		12,049	1,472	6,822	3,755	1,960	1,058	737	31.2%	5,301	2,649	50.0%
	合計		15,366	1,790	8,514	5,062	2,638	1,386	1,038	32.9%	6,719	3,557	52.9%
D 圏域	湖東	千代水	5,028	724	3,307	997	590	277	130	19.8%	2,369	697	29.4%
		湖山	7,101	1,078	4,425	1,598	851	495	252	22.5%	3,131	1,102	35.2%
		湖山西	5,892	711	3,821	1,360	753	396	211	23.1%	3,021	948	31.4%
		賀露	5,083	744	2,912	1,427	692	469	266	28.1%	2,147	1,029	47.9%
		末恒	5,494	586	3,154	1,754	949	512	293	31.9%	2,484	1,234	49.7%
	計		28,598	3,843	17,619	7,136	3,835	2,149	1,152	25.0%	13,152	5,010	38.1%
	湖南	湖南	1,928	176	915	837	437	229	171	43.4%	828	582	70.3%
	計		1,928	176	915	837	437	229	171	43.4%	828	582	70.3%
	合計		30,526	4,019	18,534	7,973	4,272	2,378	1,323	26.1%	13,980	5,592	40.0%
E 圏域	河原	河原	2,418	301	1,371	746	370	203	173	30.9%	905	500	55.2%
		国英	1,066	101	512	453	199	111	143	42.5%	406	305	75.1%
		八上	576	57	285	234	110	72	52	40.6%	231	153	66.2%
		散岐	1,376	139	693	544	274	154	116	39.5%	516	360	69.8%
		西郷	1,092	64	510	518	231	159	128	47.4%	437	330	75.5%
	計		6,528	662	3,371	2,495	1,184	699	612	38.2%	2,495	1,648	66.1%
	用瀬	用瀬	1,072	102	518	452	206	136	110	42.2%	445	320	71.9%
		大村	1,102	129	581	392	211	93	88	35.6%	404	250	61.9%
		社	1,152	97	555	500	254	130	116	43.4%	473	344	72.7%
	計		3,326	328	1,654	1,344	671	359	314	40.4%	1,322	914	69.1%
	佐治	佐治	1,739	87	752	900	390	274	236	51.8%	757	615	81.2%
計		1,739	87	752	900	390	274	236	51.8%	757	615	81.2%	
合計		11,593	1,077	5,777	4,739	2,245	1,332	1,162	40.9%	4,574	3,177	69.5%	

広域 ブロック	日常生活 圏域（中 学校区）	地区 公民館	人口										
			14歳以 下	15～64歳	65歳以上			高齢化 率					
					65～74 歳	75～84 歳	85歳以 上						
F 圏域	気高	浜村	4,391	569	2,476	1,346	641	420	285	30.7%	1,793	970	54.1%
		逢坂	933	83	479	371	188	92	91	39.8%	342	247	72.2%
		瑞穂	1,132	111	608	413	241	100	72	36.5%	434	270	62.2%
		酒津	405	28	207	170	77	48	45	42.0%	165	120	72.7%
		宝木	1,511	133	767	611	292	166	153	40.4%	617	423	68.6%
	計		8,372	924	4,537	2,911	1,439	826	646	34.8%	3,351	2,030	60.6%
	鹿野	鹿野	1,476	143	758	575	298	157	120	39.0%	574	391	68.1%
		勝谷	1,632	213	867	552	280	181	91	33.8%	685	383	55.9%
		小鷲河	409	11	175	223	102	67	54	54.5%	183	154	84.2%
	計		3,517	367	1,800	1,350	680	405	265	38.4%	1,442	928	64.4%
	青谷	日置	885	47	387	451	211	122	118	51.0%	377	305	80.9%
		日置谷	833	80	408	345	154	81	110	41.4%	374	249	66.6%
		勝部	525	23	224	278	131	72	75	53.0%	222	180	81.1%
		中郷	1,066	91	576	399	208	122	69	37.4%	435	269	61.8%
		青谷	2,285	191	1,136	958	385	348	225	41.9%	976	642	65.8%
	計		5,594	432	2,731	2,431	1,089	745	597	43.5%	2,384	1,645	69.0%
	合計		17,483	1,723	9,068	6,692	3,208	1,976	1,508	38.3%	7,177	4,603	64.1%
総計			185,349	23,883	106,462	55,004	27,856	16,249	10,899	29.7%	81,151	38,531	47.5%

資料：長寿社会課（令和3年3月末現在）

7 社会福祉協議会の活動状況

(1) 社会福祉協議会会員数等の推移

社会福祉協議会の一般会員数は、令和2年度において45,951世帯、加入率は56.9%となっており、近年は緩やかな減少で推移しています。

賛助会員数及び特別会員数は共に減少で推移しています。また、愛の訪問協力員は減少傾向にありますが、となり組福祉員は増加傾向にあります。

【社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	増減率(%)
一般会員数(世帯)	49,546	49,470	49,277	49,003	48,839	48,656	48,187	47,984	45,951	-7.3
加入率(%)	64.2	64.2	62.7	62.3	61.0	62.1	60.4	59.7	56.9	-11.4
賛助会員数(世帯)	3,650	3,595	3,521	3,305	3,335	3,141	2,918	2,989	2,332	-36.1
特別会員数(世帯)	127	115	112	104	109	104	100	104	85	-33.1
愛の訪問協力員(人)	1,374	1,370	1,309	1,280	1,232	1,191	1,170	1,126	1,066	-22.4
となり組福祉員(人)	1,655	1,694	1,737	1,737	1,809	1,815	1,780	1,710	1,796	8.5

注：増減率は、平成24年度を基準とした場合の令和2年度の増減割合を示す。

資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(2) 地域福祉活動コーディネーター設置地区数

地域福祉活動コーディネーターとは、地域で福祉活動を行う団体や地域住民の連携を図り、地域の実情に即した地域福祉活動の調整をする者をいいます。コーディネーターの設置地区数については、大きな変動なく推移しましたが、令和2年度は7地区となっています。

【地域福祉活動コーディネーター設置地区数の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度
地域福祉活動コーディネーター設置地区数	8	9	9	9	9	9	9	9	7

資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(3) ふれあい型食事サービスの利用状況

ふれあい型食事サービスの利用状況については、回数、延べ対象者数共に緩やかな減少で推移しています。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、回数等が減少しています。

【ふれあい型食事サービスの利用状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	増減率(%)
回数	834	822	828	808	808	792	784	751	577	-30.8
延べ対象者数	28,895	28,408	28,048	27,047	28,374	28,189	28,413	27,559	20,212	-30.1
延べ調理数	7,740	7,484	7,432	7,372	7,284	7,077	6,843	6,403	3,347	-56.8
延べ配達数	5,609	5,333	5,363	5,307	5,405	5,315	5,417	5,089	3,777	-32.7

注：増減率は、平成24年度を基準とした場合の令和2年度の増減割合を示す。

資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(4) ふれあいデイサービスの利用状況

ふれあいデイサービスの利用状況については、回数、延べ人数ともに減少傾向にあります。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、回数等が減少しています。

【ふれあいデイサービスの利用状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	増減率(%)
回数	871	826	740	758	735	716	742	736	534	-38.7
延べ対象者数	10,375	10,076	9,736	9,630	9,522	8,880	9,091	8,509	4,581	-55.8

注：増減率は、平成24年度を基準とした場合の令和2年度の増減割合を示す。

資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(5) ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンについては、増加傾向で推移しており、令和2年度では392サロンが開催されています。

【ふれあい・いきいきサロン数の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	増減率(%)
サロン数	238	257	269	293	320	346	348	404	392	64.7

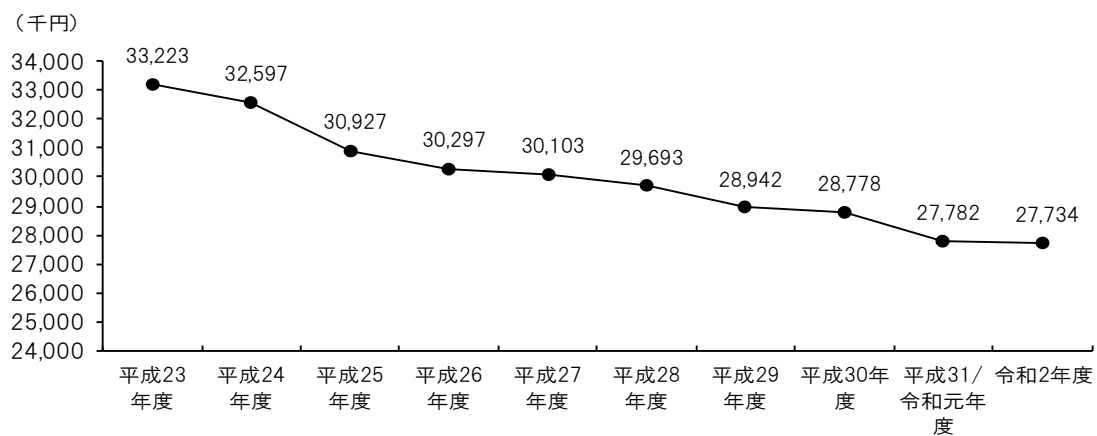
注：増減率は、平成24年度を基準とした場合の令和2年度の増減割合を示す。

資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(6) 共同募金の推移

共同募金については、減少で推移しており、令和2年度は約27,700千円となっています。

【共同募金の推移】



資料：鳥取市社会福祉協議会(各年度3月末現在)

(7) 相談内容

相談件数については、平成29年度から増加で推移しており、令和2年度は307件となっています。相談内容については、「生計」が145件と最も多く、次いで「高齢者福祉」が27件、「職業生業」が16件などとなっています。令和元年度に比べ「生計」の相談は大幅に増加しています。

【相談件数の推移】

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度
相談件数 合計	308	217	267	144	118	212	257	281	307
生計	26	11	16	10	20	11	24	20	145
年金	4	1	2	0	0	0	0	2	14
職業生業	39	9	13	11	3	5	6	4	16
住宅	12	10	21	10	10	11	17	27	13
家族	22	25	27	11	9	23	13	5	9
結婚	3	2	0	0	0	0	0	2	1
離婚	8	2	8	1	0	7	0	4	2
健康衛生	5	2	7	1	0	4	9	9	1
医療	2	3	5	1	2	1	4	8	2
精神衛生	1	1	6	2	2	0	0	4	0
人権法律	38	32	18	5	4	14	4	9	8
財産	26	27	29	29	15	28	19	27	14
事故	3	1	5	0	4	4	1	0	2
児童福祉	4	4	1	0	2	13	1	1	0
教育・青少年	3	6	9	6	2	6	3	5	3
心身障がい児者	17	9	6	2	3	20	4	16	7
母子父子	1	0	1	0	0	0	0	1	0
高齢者福祉	23	5	21	9	2	26	111	72	27
苦情全般	20	10	25	9	10	2	7	8	6
その他	51	57	47	37	30	37	34	57	37

資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

日常生活自立支援事業における相談及び利用者数については、平成 30 年度から減少で推移しており、令和 2 年度は相談 1,326 件、利用者数 52 件となっています。

法人後見受任事業における相談については、平成 30 年度から変動がみられるものの、受任件数については、増加で推移しており、令和 2 年度は相談 353 件、受任件数 23 件となっています。

【相談件数の推移】

(単位:件)

		平成 30 年度	平成 31 /令和元 年度	令和 2 年度
日常生活自立 支援事業	相談件数	2,106	1,726	1,326
	高齢者	798	693	615
	知的	568	649	368
	精神	630	348	313
	その他	110	36	30
	利用者数	62	59	52
法人後見受任 事業	相談件数	514	298	353
	受任件数	16	20	23

資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

生活福祉資金貸付事業における相談及び貸付件数については、平成29年度から減少で推移していたものの、令和2年度は新型コロナ特例貸付急増し、相談2,129件、貸付件数1,964件となっています。

【相談件数の推移】

(単位:件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度
相談件数	232	263	244	203	2,129
貸付件数	37	31	18	57	1,964

【貸付件数の内訳】

(単位:件)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度
資金名	資金種類	貸付件数	貸付件数	貸付件数	貸付件数	貸付件数
福祉資金	福祉費	10	9	4	14	14
	緊急小口資金	16	12	8	16	18
教育支援資金	教育支援費・就学支度費	5	10	6	9	6
総合支援資金	生活支援費	3	0	0	8	18
	住宅入居費	1	0	0	0	0
	一時生活再建費	2	0	0	5	2
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	0	0	0	0	2
	要保護向け不動産担保型	0	1	0	0	0
臨時特例つなぎ	臨時特例つなぎ資金	0	0	0	0	1
新型コロナウイルス感染症に関する特例貸付	緊急小口資金				5	734
	総合支援資金(初回)					630
	総合支援資金(延長)					335
	総合支援資金(再貸付)					204
合計		37	32	18	57	1,964

※要保護向け不動産担保型生活資金は、鳥取市福祉事務所と鳥取県社協との手続

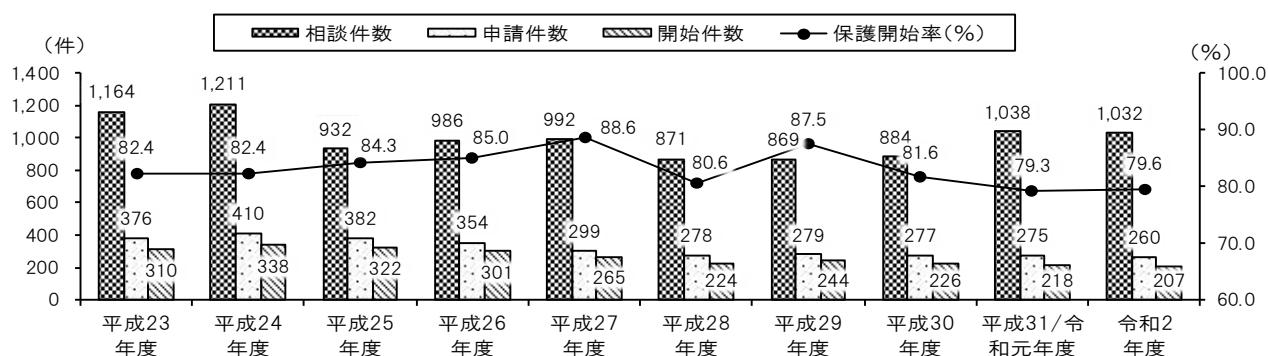
資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

8 福祉的課題を抱えている人の現状

(1) 生活保護相談件数等の推移

本市の生活保護相談件数は、平成29年度まで減少傾向でしたが、近年は増加に転じており、令和2年度は1,032件となっています。また、保護開始率については、平成29年度以降、減少傾向となっており、令和2年度は79.6%となっています。

【生活保護相談件数等の推移】



資料：生活福祉課(各年3月末現在)

(2) 生活保護世帯数・人員等の推移

本市の生活保護世帯数は、平成27年度をピークに緩やかな増加から緩やかな減少に転じており、令和2年度は2,154世帯となっています。また、保護人員も平成26年度をピークに減少に転じており、令和2年度は2,816人となっています。世帯類型別では、高齢者の割合が微増傾向にあり、令和2年度では4割以上を占めています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

(単位：世帯)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 / 令和元年度	令和 2 年度
生活保護世帯数	1,909	2,049	2,169	2,252	2,284	2,260	2,258	2,232	2,199	2,154
高齢者※	662	723	788	849	912	976	1,014	1,031	1,056	1,067
構成比(%)	34.7	35.3	36.3	37.7	39.9	43.2	44.9	46.2	48.0	49.5
母子※	122	136	147	154	149	126	116	103	95	91
構成比(%)	6.4	6.6	6.8	6.8	6.5	5.6	5.1	4.6	4.3	4.2
傷病障害者※	810	657	698	682	651	613	586	557	518	494
構成比(%)	42.4	32.1	32.2	30.3	28.5	27.1	26.0	25.0	23.6	22.9
その他※	301	522	521	545	553	527	505	510	511	489
構成比(%)	15.8	25.5	24.0	24.2	24.2	23.3	22.4	22.8	23.2	22.7
保護人員(人)	2,818	3,085	3,261	3,364	3,315	3,216	3,162	3,057	2,919	2,816

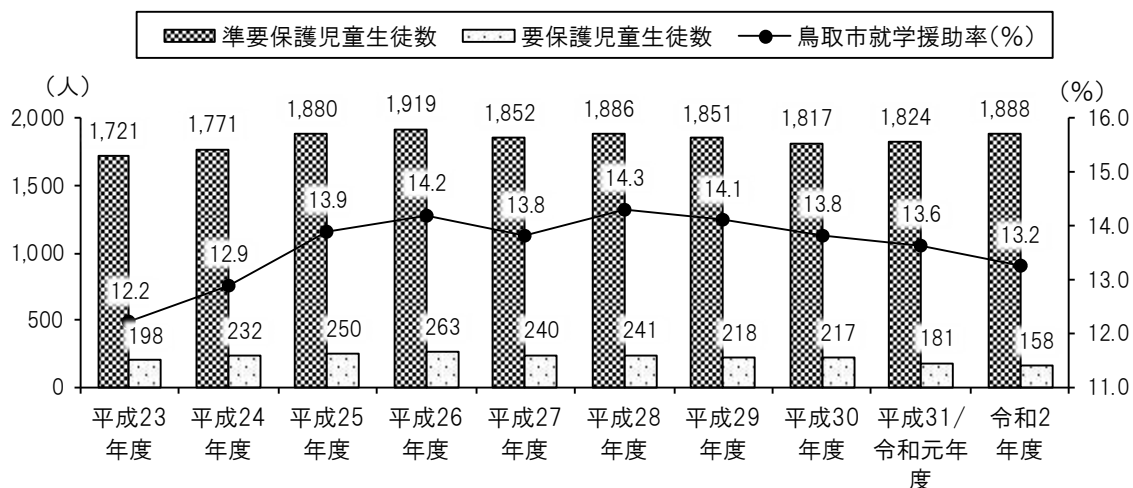
※停止中を含まない

資料：生活福祉課(各年3月末現在)

(3) 就学援助を受けた児童・生徒数

準要保護児童生徒数は、令和2年度は1,888人と、近年は緩やかに増減しながら推移しています。また、要保護児童生徒数は増加傾向にありましたが、平成27年度に減少に転じ、令和2年度は158人となっています。一方、就学援助率は、平成28年度に減少に転じ、令和2年度は13.2%となっています。

【就学援助を受けた児童・生徒数の推移】

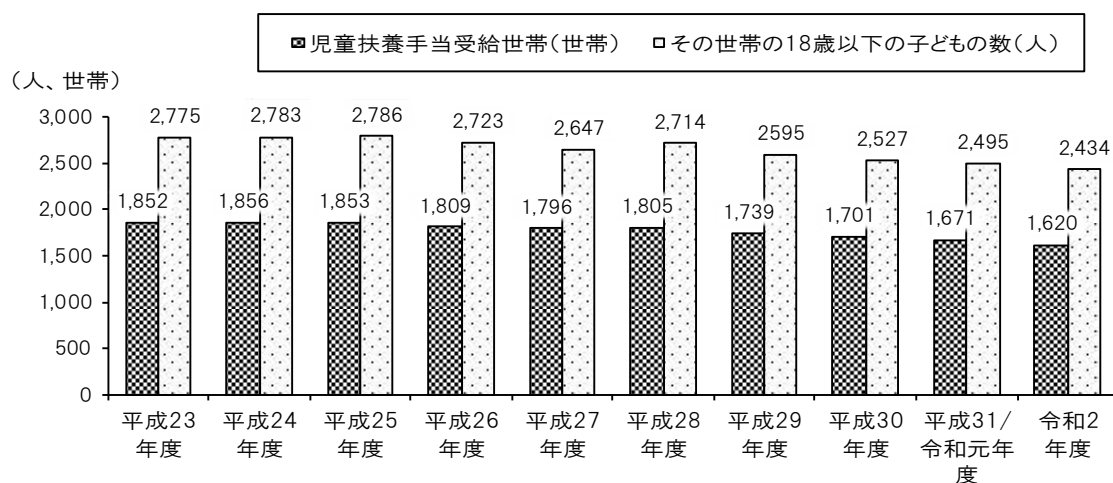


資料：学校保健給食課

(4) 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数

本市の児童扶養手当受給世帯は、令和2年度は1,620世帯となっており、そのうち18歳以下の子どもの数については、微減で推移しており、令和2年度は2,434人となっています。

【児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移】



資料：こども家庭課

(5) ひきこもり※の相談状況

市保健所保健医療課心の健康支援室に相談のあった人数については、近年は増加傾向にあり、令和2年度は14人となっています。

【ひきこもりの状況】

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度
申立件数	35	29	7	19	14

資料:保健医療課心の健康支援室

※【ひきこもり】仕事等に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、おおむね6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態(不登校は除く。)にある方。

(6) 成年後見制度の申立て状況

高齢者の成年後見制度の市長申立て状況については、近年は増加傾向で推移しており、令和2年度は28件となっています。

【成年後見制度の申立て状況(高齢者)】

(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度
申立件数	7	13	18	18	26	23	19	24	33	28

資料:長寿社会課

障がい者の成年後見制度の市長申立て状況については、大きな変動なく推移しており、令和2年度は9件となっています。

【成年後見制度の申立て状況(障がい者)】

(単位:件)

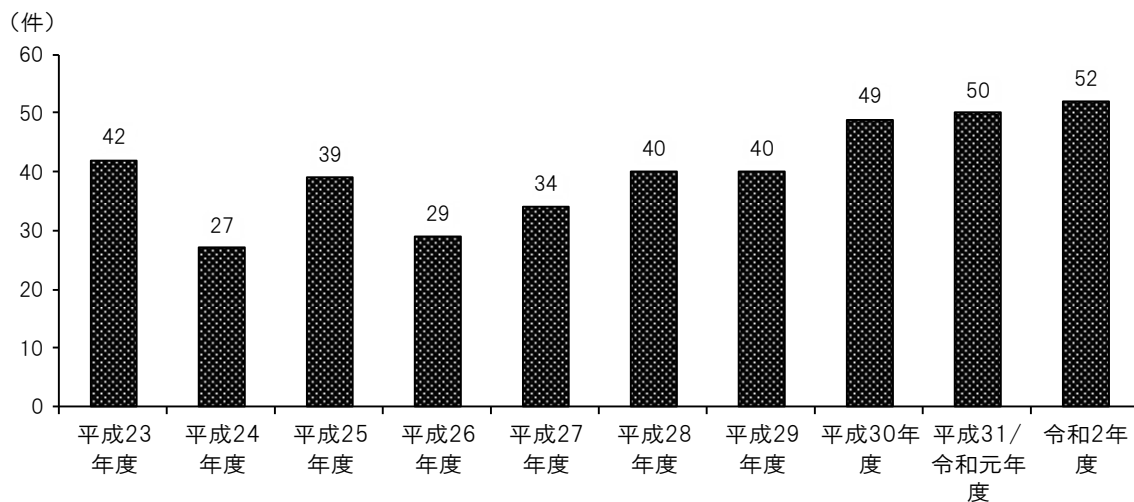
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度
申立件数	5	6	4	11	3	4	5	7	5	9

資料:障がい福祉課

（７）高齢者虐待の状況

本市の高齢者虐待の状況については、令和２年度の通報受理件数は 52 件となっており、前年度から微増で推移しています。

【通報受理件数】

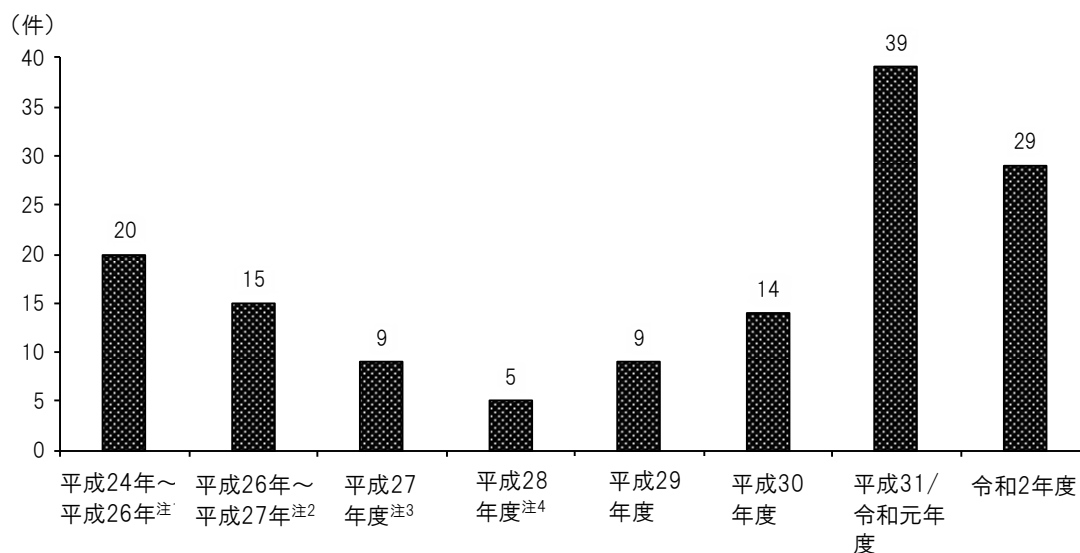


資料：長寿社会課

（８）障がい者虐待の状況

本市の障がい者虐待の状況については、令和２年度における相談・通報・届出受理件数は 29件となっており、平成 28 年度から増加で推移しています。

【相談・通報・届出受理件数】



注：1件の事例に対し複数の種別が該当する場合があるため、虐待事例件数と一致しない。

注1：平成 24 年 10 月～平成 26 年2月 10 日

注2：平成 26 年2月 11 日～平成 27 年3月 20 日

注3：平成 27 年4月～平成 28 年1月

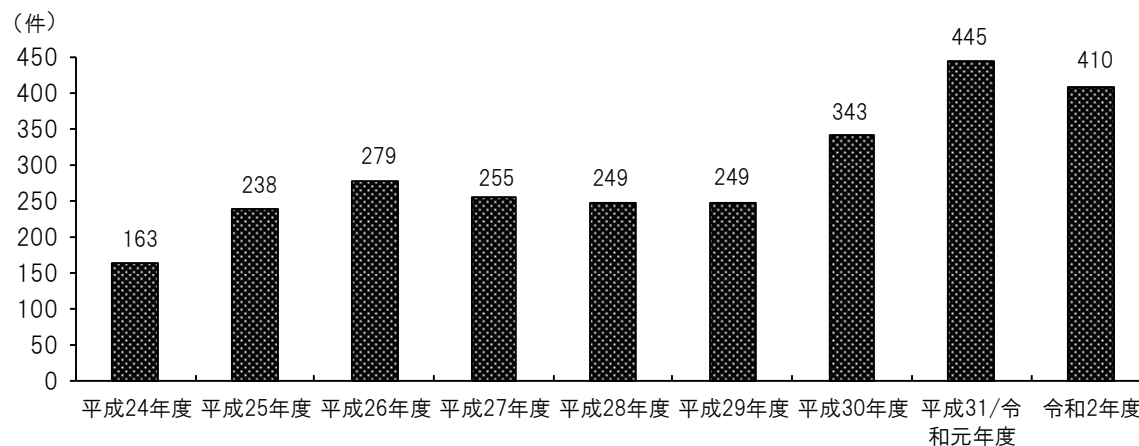
注4：平成 28 年4月～平成 29 年1月

資料：障がい福祉課

(9) 児童虐待の状況

本市の児童虐待相談件数についてみると、減少で推移していましたが平成29年度を底に増加に転じ、令和2年度では410件となっています。

【児童虐待相談件数の推移】

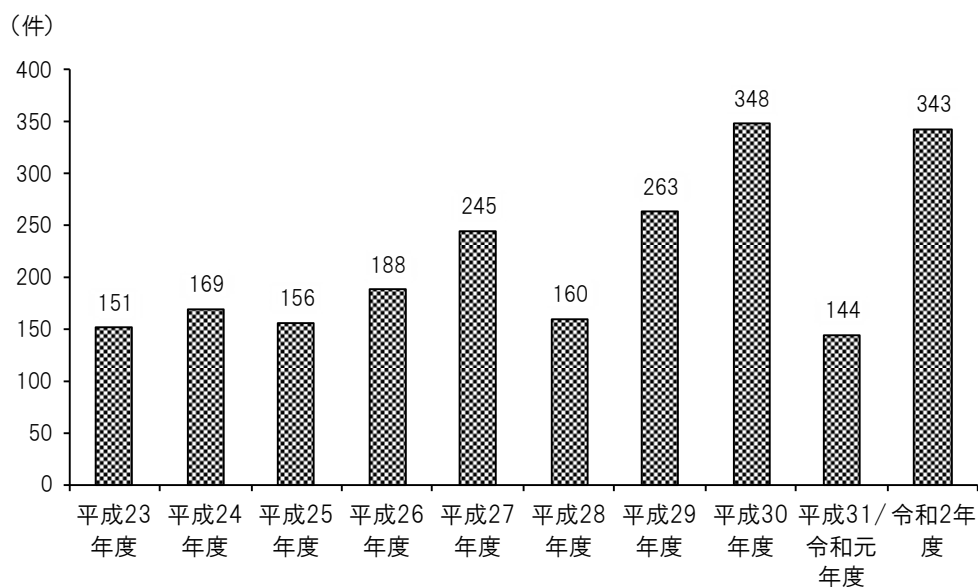


資料：子ども家庭相談センター

(10) DV相談の状況

本市のDV相談件数についてみると、増加傾向で推移しており、令和2年度では343件となっています。

【DV相談件数の推移】

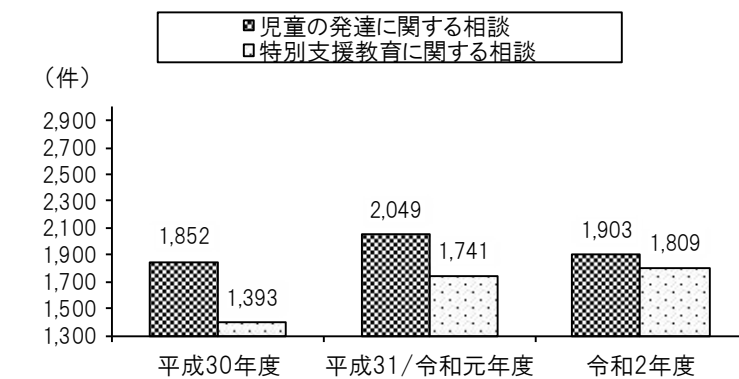


資料：子ども家庭相談センター

(11) 児童の発達相談・特別支援教育に関する相談の状況

本市の児童の発達支援に関する相談及び特別支援教育に関する相談については、増加傾向で推移しており、令和2年度ではそれぞれ1,903件、1,809件となっています。

【児童の発達相談・特別支援教育に関する相談の推移】



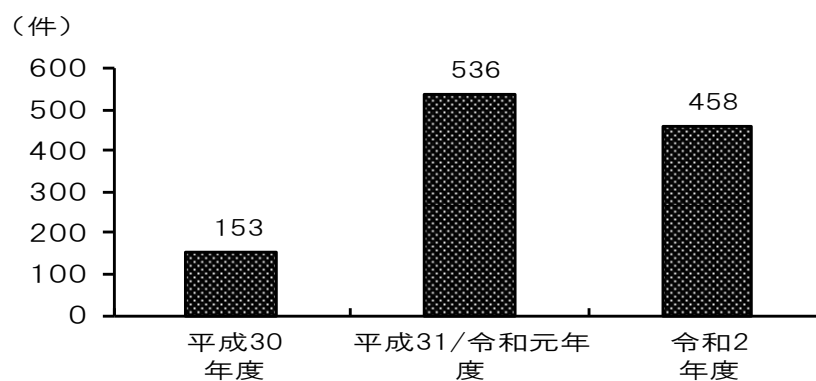
資料:こども発達支援センター

9 相談窓口の状況

(1) 地域福祉相談センター

本市では、平成30年11月より様々な福祉に係る問題を身近なところで気軽に相談できる窓口として、社会福祉法人等との協働により設置しています。令和3年度では、25箇所を設置しています。

【地域福祉相談センターでの相談件数の推移】

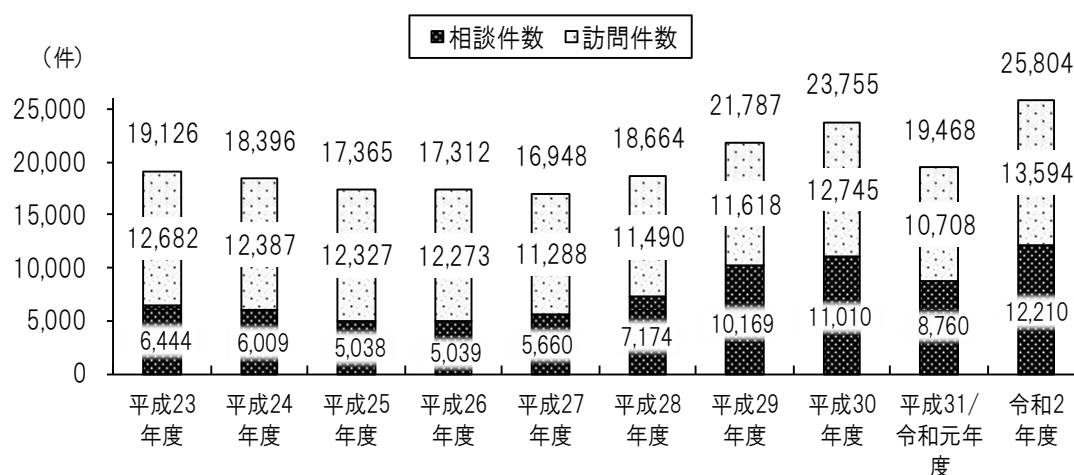


資料：地域福祉課

(2) 地域包括支援センター

本市では、高齢者福祉の総合窓口として地域包括支援センターを令和3年度では、7箇所を設置しています。

【地域包括支援センターでの相談件数の推移】



資料：長寿社会課

(3) 基幹相談支援センター・相談支援事業所

本市では、障がいのある人やその家族の相談窓口として令和3年度では、基幹相談支援センターを1箇所、相談支援事業所を8箇所、設置しています。

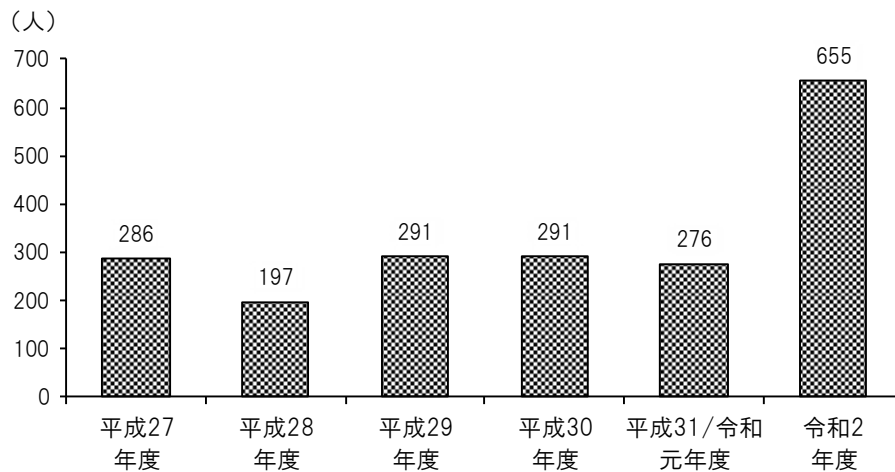
(4) 子育て世代包括支援センター

本市では、妊娠期から子育て期にわたって、総合的な相談支援を行う窓口として子育て世代包括支援センター（こそだてらす）を令和3年度では、1箇所設置しています。

(5) パーソナルサポートセンター

本市では、生活困窮者の相談窓口としてパーソナルサポートセンターを令和3年度では、1箇所設置しています。

【パーソナルサポートセンターでの相談件数の推移】



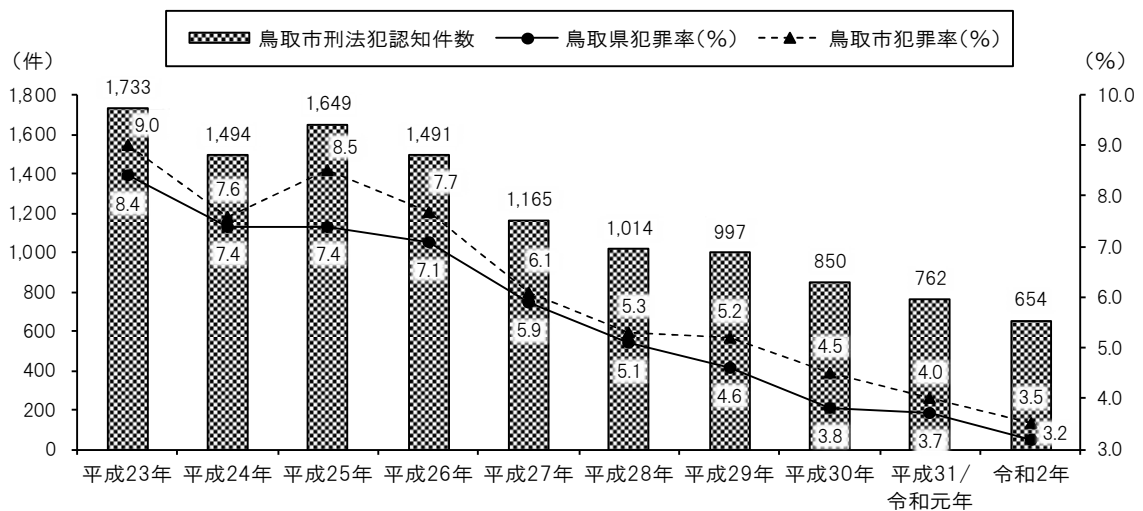
資料:中央人権福祉センター

10 犯罪の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数は、平成26年以降減少しており、令和2年は654件と平成23年に比べおよそ3分の1となっています。本市の犯罪率は、鳥取県をやや上回って減少で推移しており、令和2年は3.5%となっています。

【刑法犯認知件数の推移】



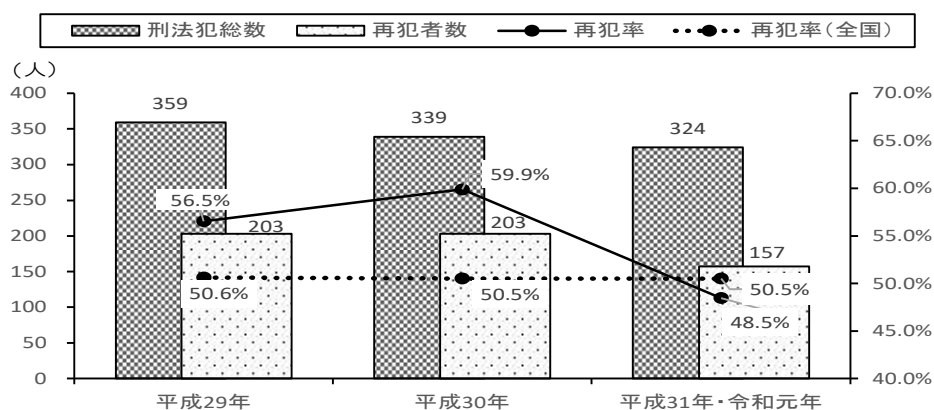
資料: 協働推進課

(2) 刑法犯検挙人員に占める再犯者の推移

本市を管轄とする鳥取警察署、智頭警察署及び浜村警察署管内（鳥取市及び智頭町）の刑法犯検挙人員（20歳未満を除く。以下（4）まで「刑法犯検挙人員」といいます。）は、刑法犯認知件数と相まって減少傾向にあり、令和元年は324人です。

刑法犯検挙人員に占める再犯者数及び再犯率は、令和元年は157人、48.5%で前年より減少したものの、近年は、全国平均を上回って推移しています。

【再犯者の推移】

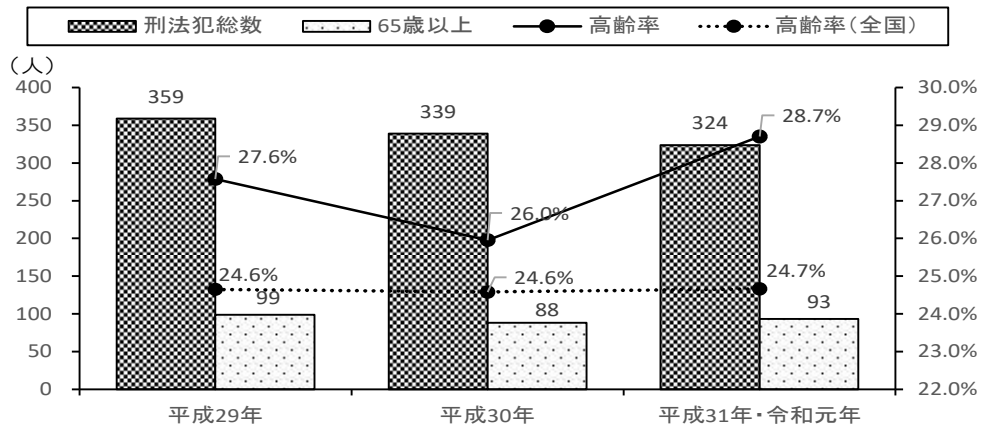


資料: 法務省矯正局広島矯正管区

（３）刑法犯検挙人員に占める高齢者の推移

刑法犯検挙人員に占める高齢者数及び高齢率は、令和元年は 93 人、28.7%で全国平均を上回って推移しています。

【高齢者の推移】

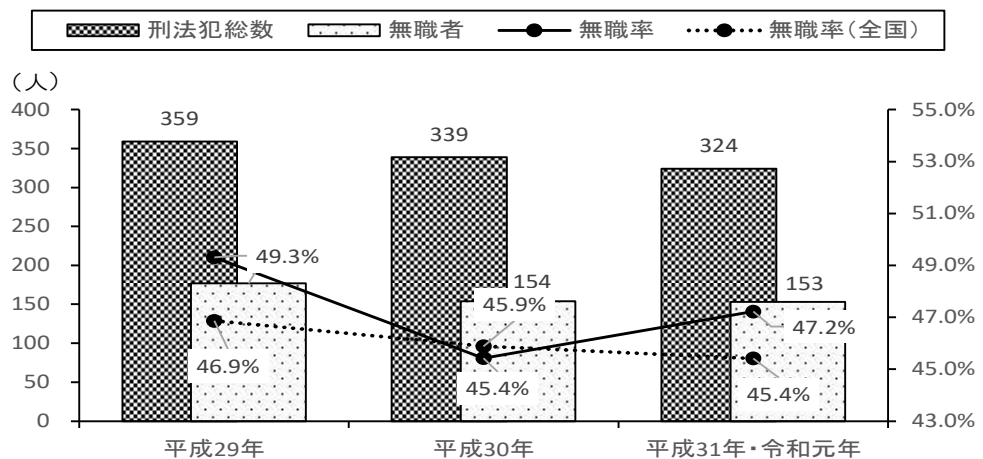


資料：法務省矯正局広島矯正管区

（４）刑法犯検挙人員に占める無職者の推移

刑法犯検挙人員に占める無職者（学生・生徒等を除く。）数及びその率は、令和元年は 153 人、47.2%で全国平均を上回って推移しています。

【無職者の推移】

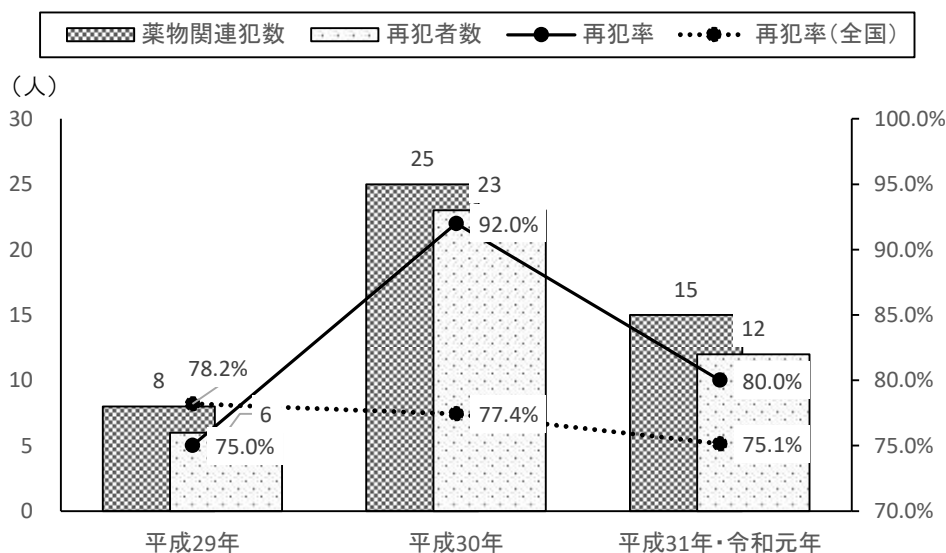


資料：法務省矯正局広島矯正管区

（５）薬物関連検挙人員に占める再犯者の推移

薬物関連犯検挙人員（覚醒剤取締法、麻薬等取締法及び大麻取締法で検挙された者をいいます。）に占める再犯者数及び再犯率は、令和元年は 12 人、80.0%で前年より減少したものの、近年は、全国平均を上回って推移しています。

【再犯者の推移】

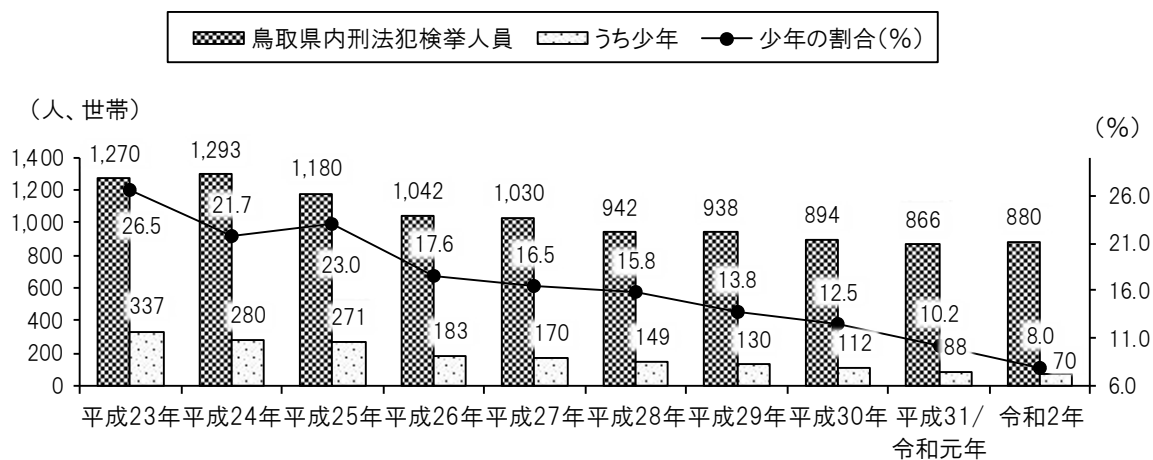


資料：法務省矯正局広島矯正管区

（６）刑法犯検挙人員に占める少年の推移

鳥取県内の刑法犯検挙人員は、緩やかに減少しており、令和 2 年は 880 人となっています。そのうち少年の検挙者数も減少で推移しており、令和 2 年は 8.0%、70 人となっています。

【刑法犯検挙人員に占める少年の推移】



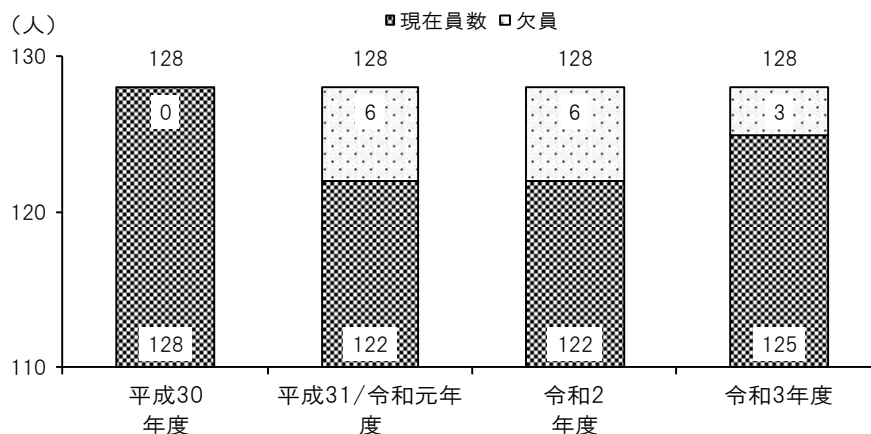
資料：協働推進課

1 1 更生保護ボランティアの状況

(1) 保護司の推移

本市を所管する鳥取保護区（鳥取市、岩美町及び智頭町）の保護司の定員は 128 人で推移しており、令和 3 年度は 3 名の欠員の 125 名が活動を行っています。

【保護司の推移】

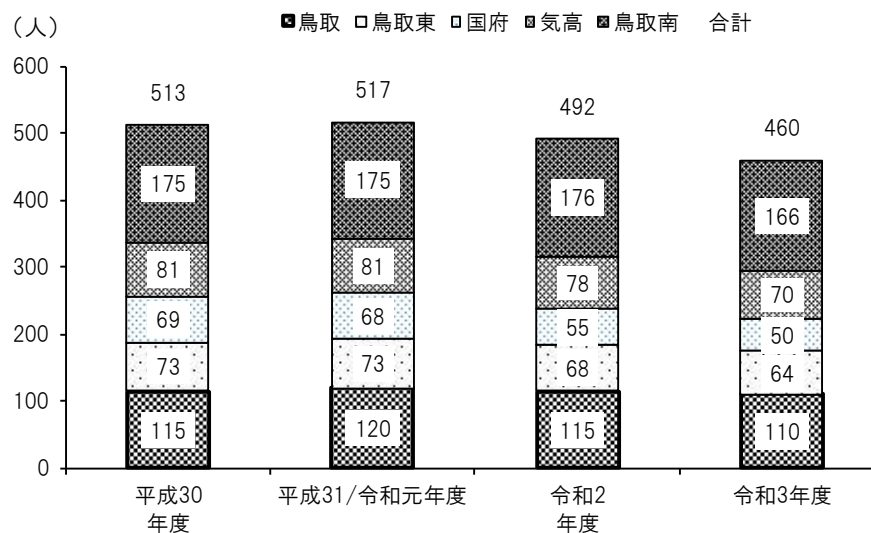


資料：鳥取保護観察所

(2) 更生保護女性会会員の推移

本市を活動範囲とする更生保護女性会（鳥取更生保護女性会、鳥取東更生保護女性会、国府更生保護女性会、気高更生保護女性会及び鳥取南更生保護女性会）の会員数は減少傾向にあり、令和 3 年度は 460 名です。

【更生保護女性会会員の推移】

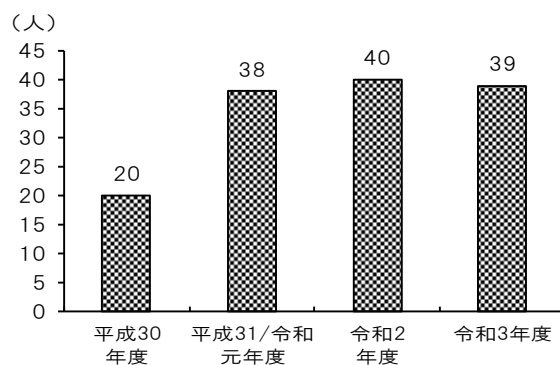


資料：鳥取保護観察所

(3) BBS会会員の推移

本市を活動範囲とするBBS会(Big Brothers and Sisters Movement)の会員数は増加傾向にあり、令和3年度は39名です。

【BBS会会員の推移】

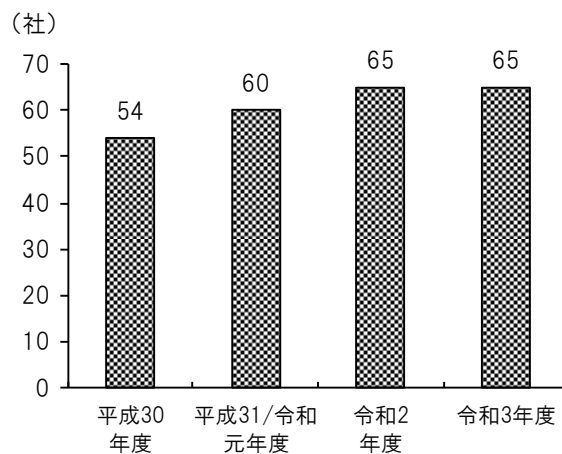


資料:鳥取保護観察所

(4) 協力雇用主の推移

本市内の協力雇用主数は増加傾向にあり、令和3年度は65名です。

【協力雇用主の推移】



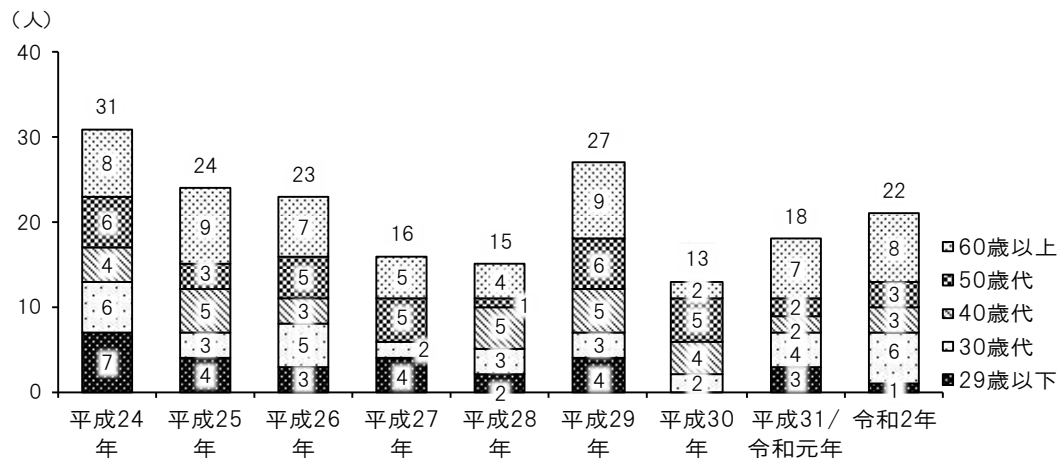
資料:鳥取保護観察所

1 2 自死者数の推移

(1) 男性

本市の自殺者数の推移を性別でみると、男性は近年増加傾向にあり、令和2年では30歳代、60歳以上に多くみられます。

【自殺者数の推移(男性)】

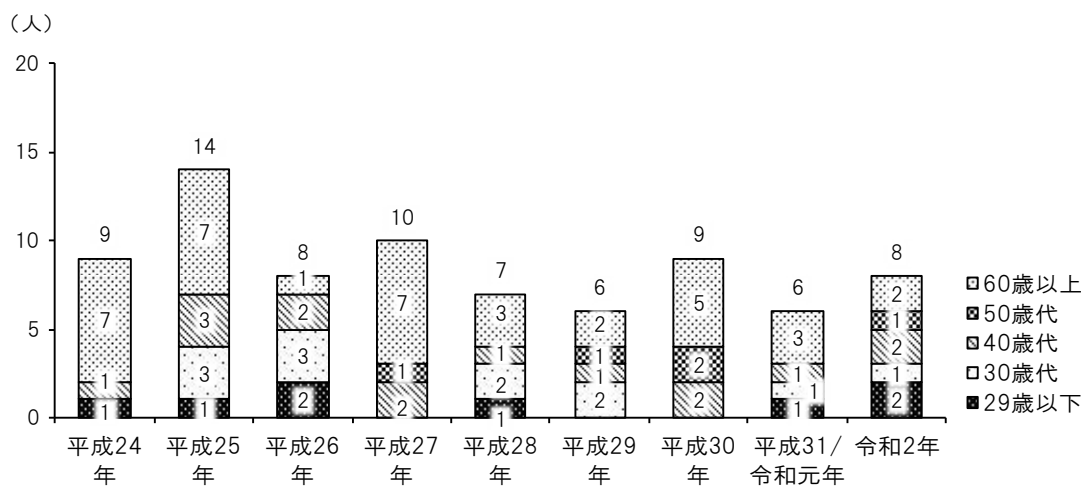


資料:保健医療課心の健康支援室

(2) 女性

女性の自殺者数については、年次によって変動がみられ、令和2年では年代による差はみられません。

【自殺者数の推移(女性)】



資料:保健医療課心の健康支援室

第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題

本計画の策定に当たって実施した、アンケート調査及びグループインタビュー調査の結果から読み取れる、本計画策定に当たっての課題を整理しました。

（１）地域共生社会の周知と広報・啓発の推進

- アンケート調査では、「住民同士のまとまりや助け合いが少ない」「多世代の交流や付き合いが少ない」など、地域とのつながりが希薄になっていることが問題や課題として上位にあげられています。近所の人との親密度では、年齢が高い層は近所付き合いが親密な傾向にあるものの、年齢が若い層ではその割合は減る傾向にあります。また、地域とのつながり意識が強い人ほど、近所付き合いも親密な傾向にあります。地域の福祉課題に対する関心度をみると、近所付き合いが親密な人ほど関心度が高く、同様に地域とのつながり意識が強い人ほど関心度も高い傾向にあります。
- このように、近所付き合いの親密さと地域とのつながり意識、福祉課題への関心度は、相互に関連していることがうかがえます。
- グループインタビュー調査においても、「住民同士のつながりが希薄」といった意見が目立ちました。
- 市民一人ひとりが、地域との関わりを持てる仕組みを検討していくことが必要です。そのためには「地域共生社会」の意義を幅広く周知するとともに、広報や情報提供の充実等により、地域福祉の活動内容を誰にでも分かりやすく周知し、市民への意識啓発を図ることが重要です。
- また、アンケート調査では、福祉活動等に関する情報入手先については、「市社協だより（さざんか）」は約２割となっており、地域福祉についてさらなる周知を図るため、広報・啓発活動の推進が必要であるとともに、年齢層により情報入手方法に差がみられるため、様々な媒体を活用した情報発信が求められます。

（２）分かりやすい情報提供と福祉意識の醸成

- ・アンケート調査では、３割以上が地域の人とのつながり意識が「強いほうだと思う」と回答している一方、約半数は「弱いほうだと思う」と回答しています。また、地域の課題や問題については、「住民同士のまとまりや、助け合いが少なくなっている」といった意識が多く持たれています。
- ・地域とのつながりや地域活動への参加は、地域の課題の発見をはじめ、本市や市社協の取組の認知度向上につながると考えられます。市民の地域活動への参加促進を図るため、本市や市社協で実施している福祉施策や地域活動について、より分かりやすく情報提供していくことが必要です。
- ・さらに、参加を継続させていくために、例えば、子育て中の保護者向けや高齢者を介護する家族向けなど、参加者の関心や生活状況に応じた活動の紹介等を図っていく必要があります。
- ・できるだけ年齢の若い時期から、地域とのふれあい・交流や助け合い・支え合い、また「我が事・丸ごと」の考え方について学べる機会を多く持つことで、地域との関わりの強化と助け合いの意識を醸成していくことが重要です。

（３）地域活動への参加促進

- ・アンケート調査では、地域活動への参加状況については、「自治会（町内会・集落）活動」が半数を占めている一方、約２割は「参加したことがない」と回答しています。特に、若い年齢層ほど「仕事を持っているので時間がない」や「きっかけがない」「人間関係がわずらわしい」といった理由を背景に、「参加したことがない」割合が増える傾向にあります。隣近所の付き合いをはじめ、町内会・自治会への加入や地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会・場でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。
- ・福祉課題に対する住民相互の支え合い・助け合いの必要性については、８割以上が「必要だと思う」と回答していますが、そうした活動への今後の参加意識は高いとは言えない状況です。特に、30～40歳代で参加意向が低くなっています。住民相互の支え合い・助け合いに幅広い年齢層の参加を促進するためには、参加しやすい・負担の少ない活動内容を検討していく必要があります。

（４）地域の交流拠点づくり

- ・グループインタビュー調査では、「住民の交流の場が少ない」「地域における居場所づくり、啓発活動が重要」「公民館があっても車等で行く手段がない」といった意見があげられ、制度の狭間にある人、自ら相談に行けない人への支援などが求められています。普段から近所で声を掛け合うなどの取組をはじめ、仲間づくりの促進や交流の場の充実が必要です。

（５）参加しやすい環境と活動のきっかけづくり

- ・アンケート調査では、地域活動の活発化に向けて有効と思う取組については、「気軽に参加できる体制づくり」を筆頭に、「自治会・町内会等の活動の活性化」「身近に参加できる活動の場づくり」「立ち話や情報交換ができるようなご近所同士の関係づくりの強化」などが多く回答されています。
- ・グループインタビュー調査では、活動分野における問題点として「次代を担うボランティアの確保が難しい」「ひとり暮らし高齢者の生活支援が必要」「子育て支援サークルの参加者やスタッフが減少している」などの意見があげられています。福祉を支える担い手の育成に向けて、子どもも保護者も元気な高齢者も、積極的にボランティア活動等に参加できる環境づくりが必要とされています。

（６）福祉を支える担い手の育成

- ・アンケート調査では、地域の話合いの場への今後の参加意向については、約半数が「参加したくない」と回答しており、特に、若い年齢層ほどその回答が増える傾向にあります。
- ・グループインタビュー調査では、「会員や参加者を増やすための工夫」「次代の担い手確保など、会員の高齢化対策」などが必要とされており、地域活動を担うメンバーの高齢化が進む一方、新しい人や若い年齢層の参加が少ない点が問題としてあげられています。
- ・今後は、少子高齢化のさらなる進行を見据えて、福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、福祉について話し合う場の確保と人材育成活動が重要です。特に、若い年齢層にも地域活動に関心が持てるよう、地域活動の活性化に向けた支援を充実していくとともに、地域の担い手となるリーダー人材の養成や担い手の育成が必要とされています。

（７）福祉のネットワークづくり

- ・アンケート調査では、福祉関係団体等が行う社会貢献活動として、「地域住民の困りごとへの相談対応」をはじめ、「高齢者・子どもなどの見守り活動」「通院や買い物などの移動支援」「災害時・緊急時の支援」「地域住民との交流」など、様々な支援が期待されています。また、本市や市社協が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口の充実」をはじめ、「困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みづくり」などが求められています。
- ・グループインタビュー調査では、地域福祉関係団体・関係機関と行政との情報の共有化、連携の強化（ネットワークづくり）の必要性があげられています。また、地域の横のつながりを強化（団体同士の連携など）することにより、地域福祉活動への参加者を増やしていくことが必要とされています。
- ・地域において課題を抱える人を的確に把握し（気付き）、早期の対応を図るためには、行政と関係機関そして地域住民との連携など、地域全体による見守りが重要です。多様な関係機関が連携し、支援を必要とする人に対して適切な支援を行っていくため、地域のあらゆるところにも目が届く仕組み（ネットワーク）を構築していく必要があります。

（８）相談支援体制の充実

- ・アンケート調査では、年齢によって悩みや不安に差がみられます。困ったときの相談先については、家族をはじめとする身近な人が多くを占め、市役所等の相談窓口の利用は相対的に少なくなっています。
- ・グループインタビュー調査では、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援に加え、生活困窮、ひきこもりや虐待、移動支援、地域医療、DVや人権、防犯・防災など、地域が抱える課題は多岐にわたり、さらに、それらが複合的に課題となっている点が指摘されています。複合的な悩みを抱える人が増えている現状において、相談窓口においては、相談のあった福祉課題を一面的に検討するのではなく、個々のニーズに応じて、総合的な視野で検討し、適切なサービス等につなぐことが必要とされています。
- ・本市や市社協には、地域活動のコーディネーターとしての役割が求められています。また、「地域の団体における、会員同士の交流の充実及び会員以外（他団体やサークル等）との情報交換、交流への取組」が必要とされています。
- ・そのため、個々の悩みをサービス等の利用へとつなげていけるよう行政・地域で相談支援体制を充実していくことが重要です。
- ・相談先が分からないことにより悩みを抱え込むことがないように、相談機関を広く周知するとともに、地域の相談から専門的な相談そして支援へとつながるよう地域との情報共有が必要です。また、市民一人ひとりの年齢や性別、生活状況によって悩みは多様であるため、それぞれの分野の専門的な相談に対応できる体制づくりも重要です。

（９）権利擁護の推進

- ・高齢者や障がい者が地域生活を継続していく上で、判断能力やコミュニケーション能力が不十分であることから、財産管理や制度・サービスの利用などにおいて様々な権利の侵害を受けることがあります。平成 28 年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各自治体に同法に基づく利用促進計画の策定が努力義務化されました。
- ・今後も引き続き、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる方の早期発見など、権利擁護に関する取組の強化が必要とされています。

（10）災害時等の支援体制の充実

- ・アンケート調査では、災害発生時には高齢になるほど手助けが必要とされており、身近な地域に住む人とのつながりが重要です。日頃から防災訓練の実施や自主防災組織の充実など、地域の防災体制の強化を図っていく必要があります。
- ・避難行動要支援者については、地域での情報共有や要支援者台帳への登録など、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくことが必要とされています。
- ・防災に限らず、防犯や交通安全など、安心して安全な生活環境と地域づくりのためには、個人情報扱いに配慮しながら、見守り活動や支え合い活動の推進が必要とされています。

(11) 生活困窮への支援

- ・アンケート調査では、経済的に困ったときに必要とする支援体制として、「相談体制の充実」をはじめ「就労支援」「子どもの学習・進学支援」などが求められています。
- ・生活困窮の不安を抱えている人をはじめ、ひきこもりや虐待、DV等様々な福祉課題に対しては、より複雑化・深刻化する前に、自立の促進や支援を図ることが必要とされています。相談窓口から就労支援や家計相談、児童相談所との連携など、支援へとつなげられる、きめ細かな相談支援の体制づくりを進めることが必要です。

(12) 福祉サービスの充実

- ・福祉サービスは、高齢者を対象とした各種サービスをはじめ、介護保険に関するサービス、障がい福祉に関するサービス、子育て支援サービスなど、様々な分野にわたっています。グループインタビュー調査では、福祉サービスに対して、申請時におけるインターネット利用の検討などの支援内容の充実などが求められています。相談窓口においては、個々の状況やニーズに応じて適切なサービス支援へとつなぐ必要があることから、今後は関係機関との連携の強化が重要な課題となっています。
- ・高齢者や障がい者福祉、子育て支援などの福祉分野それぞれについて、住民同士や地域による「互助」の重要性は高まっています。アンケート調査では、地域福祉における行政と市民の関係については、「住民も行政も協力し合い、福祉の充実のために共に取り組むべきである」が最も多く、次いで「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである」となっており、行政による公助とともに「インフォーマルサービス※」の充実が必要とされています。

※【インフォーマルサービス】公的に位置付けられた福祉サービス以外の、住民同士による制度に基づかない非公式な地域の支え合い活動や支援のこと。例えば、日頃からのあいさつや声掛け活動、ボランティア活動、公民館等での交流活動、自主防災組織等による災害時の支援など。

(13) 人にやさしい生活環境の整備

- ・アンケート調査では、高齢者が安心して暮らしていくために必要とされる支援として、「認知症対策の充実と家族介護者への支援」に次いで、「利用しやすい交通機関の充実」「通院・買い物などの移動支援の充実」などが多く回答されています。また、障がいのある方が安心して暮らしていくためには、「公共施設や民間施設、公共交通のバリアフリー化の推進」が最も重要とされています。子育て支援については、「子育てがしやすい職場環境づくり」に次いで、「安心して遊べる環境づくり」が必要とされています。
- ・高齢、障がいなどにより、外出に不便が生じやすい方に配慮した公共交通網の整備、移動支援を行う福祉サービスの充実を図っていくことが必要とされています。
- ・あらゆる人にとって、外出・利用しやすい施設や交通を確保できるよう、地域や利用者の要望を把握しながら、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の整備を進めていくことが必要とされています。

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化や核家族化、小世帯化の進行を背景に、家族間の支え合い機能の低下や、地域の助け合う機能の弱体化などにより、地域で支援を必要とする人、厳しい状況に置かれている人は少なくありません。

このような地域の課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、公的サービスの提供のみならず、市民が相互に助け合い、地域の関係機関、関係団体と連携し、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本計画においては、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

■ 本計画の基本理念 ■

**みんなで支え合い いつまでもいきいきと
自分らしく暮らしつづけることができる
福祉のまちづくり**

2 基本原則

本計画は、基本理念の下に次の三つの基本原則に基づいて策定しています。

○基本的人権の尊重

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しており、地域福祉の推進に当たっても、その根底を成す考え方としています。

○参画と協働の促進

地域福祉は、助け合いと支え合いを基本とした取組です。「鳥取市自治基本条例」に基づき、一人ひとりが地域福祉への参画意識を持ち、地域の関係機関や関係団体との連携により、協働して取組を進めることが重要です。

○地域共生社会の実現

地域福祉の推進に当たっては、高齢者、障がい者、子どもなど制度を超えた、分野横断的な取組が重要です。地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制づくりを目指します。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、国の制度や指針、近年の社会環境の変化や、本市を取り巻く現状などを踏まえ、次の三つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 住民参加と地域福祉活動の促進

市民がお互いに相手の立場を尊重し、福祉に対する意識を醸成するとともに、身近な地域を単位とした支え合い・助け合い活動の促進を図ります。

また、地域福祉に関する活動の活性化を図るため、福祉学習を充実するとともに、地域福祉を担う人材・リーダーの育成に努めます。

基本目標Ⅱ 相談支援と権利擁護体制の強化

地域における様々な生活課題の解決に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、分かりやすい情報の提供に努めます。

また、誰もが自分らしく暮らすために、市民一人ひとりの人権を尊重し、権利擁護への取組や、虐待等の人権侵害の早期発見、解決に取り組めます。

基本目標Ⅲ 地域で安心して暮らせる基盤づくり

高齢者や障がいのある人、様々な生活課題を抱えている人など、複合的な生活課題にも対応することができる福祉サービスの提供と利用促進に努めます。

また、福祉人材の確保をはじめ、生活を支援する様々なサービスを利用しやすい環境づくりや、要配慮者に対する災害時の支援体制づくりの充実に取り組めます。

4 計画の体系

基本理念	みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らしつづけることができる 福祉のまちづくり
基本原則	○基本的人権の尊重 ○参画と協働の促進 ○地域共生社会の実現

【基本目標】

【基本計画（基本施策）】

I 住民参加と 地域福祉 活動の促進

1 地域における福祉活動の推進・支援 《重点取組1》

- (1) 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立 【重層・地域】
- (2) 地区を単位とする相談機能の確立 【重層・継続的、参加】
- (3) 地区を単位とする福祉活動の充実 【重層・継続的、参加、地域】
- (4) 町内会・集落における福祉活動の促進 【重層・地域】

2 様々な主体による福祉活動の促進

- (1) ボランティア・市民活動センターの機能強化
- (2) 様々な生活課題を抱えた当事者の組織化 【重層・参加、地域】

3 福祉学習の推進と担い手づくり 《重点取組2》

- (1) 福祉学習のプラットフォームづくり 【重層・地域】
- (2) 子どもを対象とする福祉学習の推進 【重層・地域】
- (3) 地域を対象とする福祉学習の推進 【重層・地域】

4 福祉活動促進のための基盤強化

- (1) 組織体制の強化
- (2) 財源の強化

II 相談支援と 権利擁護 体制の強化

1 包括的支援体制の構築 《重点取組3》

- (1) 総合相談体制の充実 【重層・包括的相談、継続的】
- (2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり
【重層・包括的相談、多機関協働、継続的】

2 権利擁護機能の強化

- (1) 権利擁護支援センターの機能強化
- (2) 市民後見人の育成促進
- (3) 虐待の防止と対応の強化

3 情報提供体制の充実

III 地域で安心して 暮らせる 基盤づくり

1 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進

【重層・参加、地域】

2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開

【重層・参加、地域】

3 福祉人材の確保・育成

【重層・地域】

4 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保

【重層・参加、地域】

5 福祉と連携したまちづくりの促進

【重層・地域】

6 企業の社会貢献活動の促進

【重層・地域】

7 再犯防止施策の推進 <<鳥取市再犯防止推進計画>>

5 重点的な取組

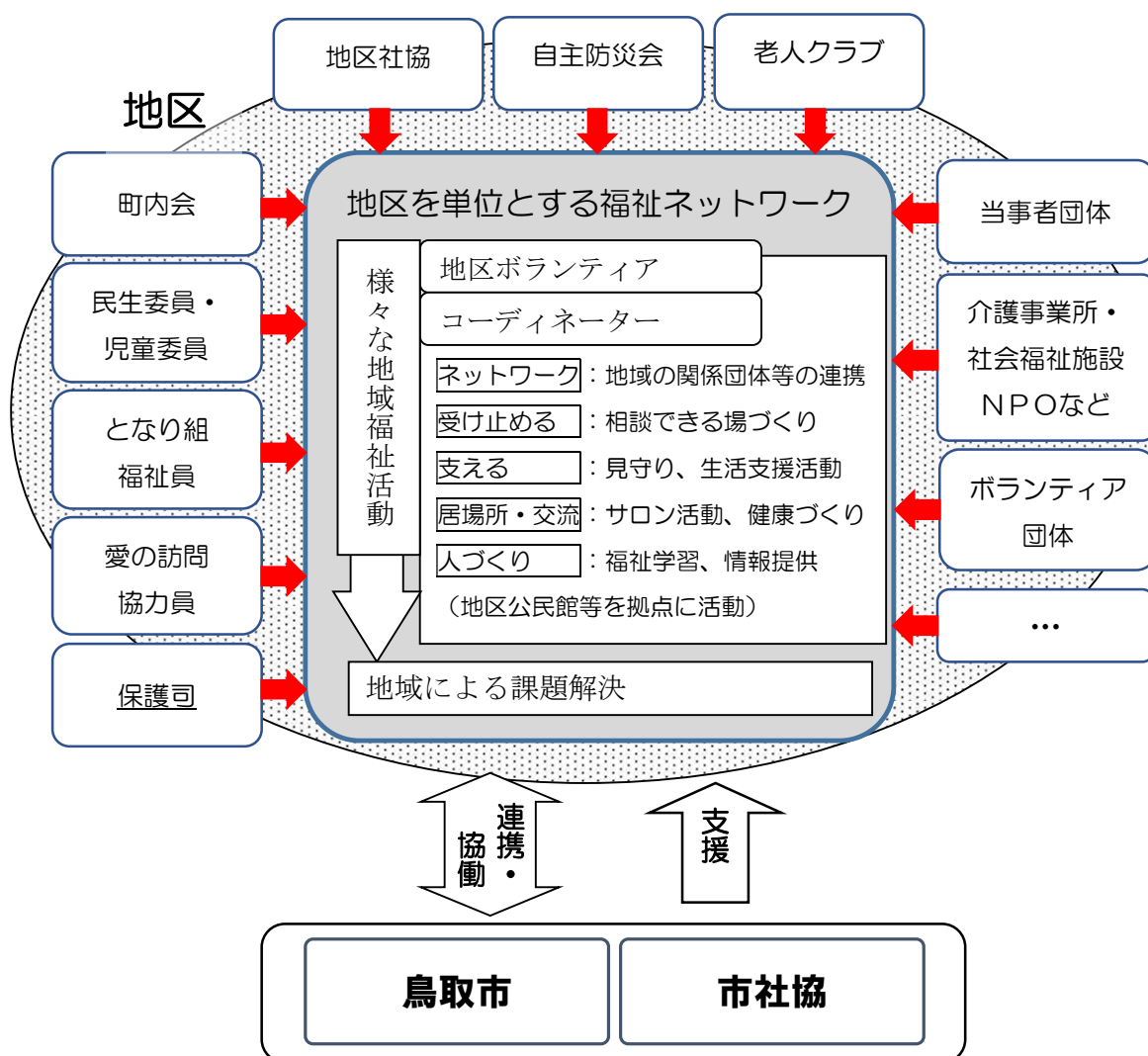
本計画の推進に当たっては、本市の地域福祉に関する現状等から読み取れる課題を踏まえ、次の三つの重点的な取組（重点取組）を定めます。

重点取組1 地域における福祉活動の推進・支援

地域におけるつながりが希薄化する中で、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立して住み続けるためには、地域における日常的な支え合い活動の充実が必要です。

特に、身近な地域における様々な生活課題に対応するためには、専門職による支援とともに、地域住民同士による自発的な福祉活動が重要な役割を果たします。

町内会・自治会等の地域組織をはじめ、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、各種ボランティア、NPO団体などの様々な住民組織や福祉関係機関等により、福祉ネットワークを構築し、誰もが気軽に集える場を作り、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を展開・充実することを目指します



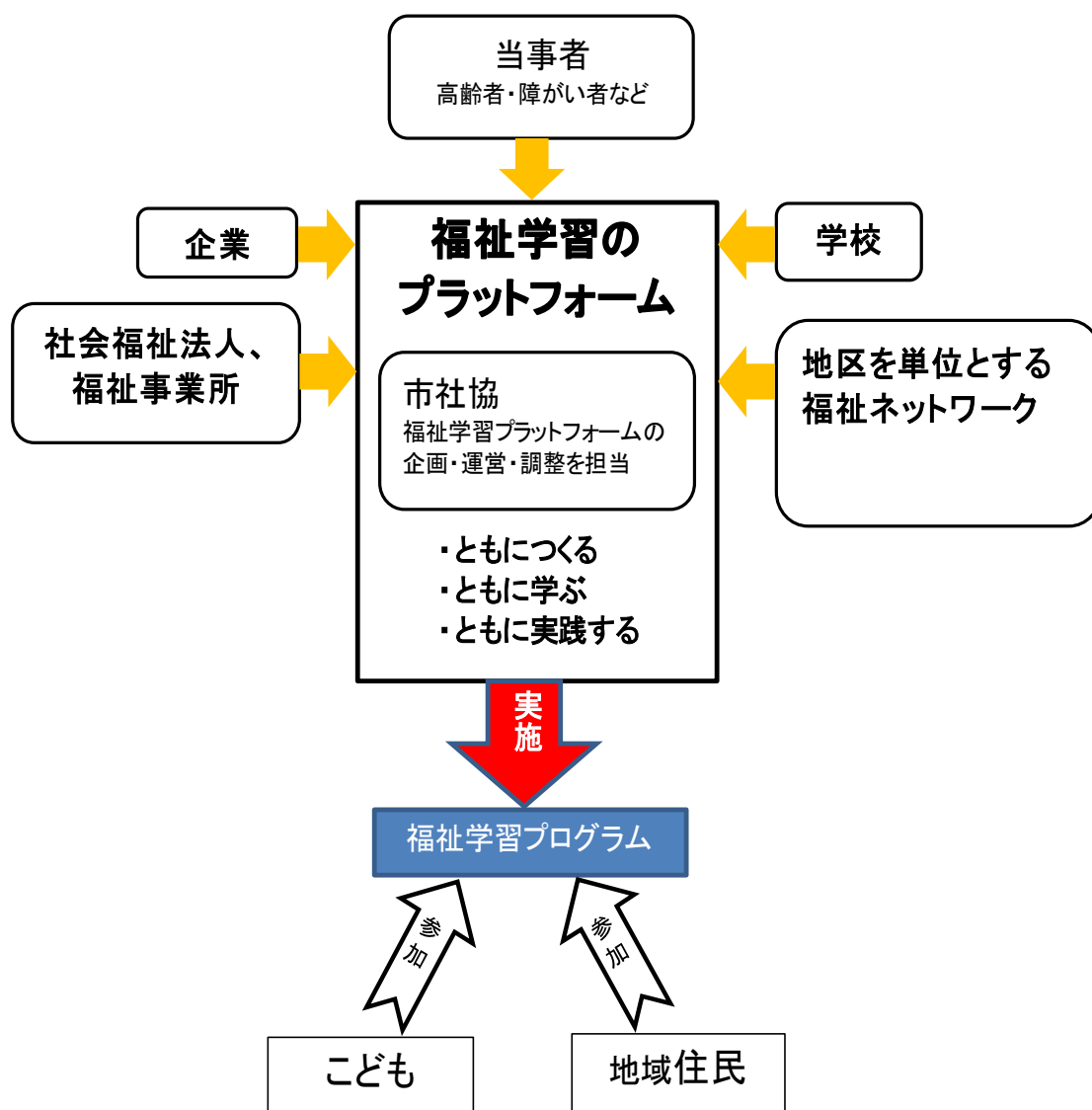
重点取組 2 福祉学習の推進と担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域全体で福祉についての意識を醸成し、あらゆる年齢層や立場の人が、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。

福祉に関する学習は、いのちの大切さや思いやりの気持ちを育む人権尊重、道德意識をはじめ、高齢者や障がいのある人との交流の機会などを通じて、福祉への理解と関心を高め、地域の人と協働して行動するための「力」を育むことです。

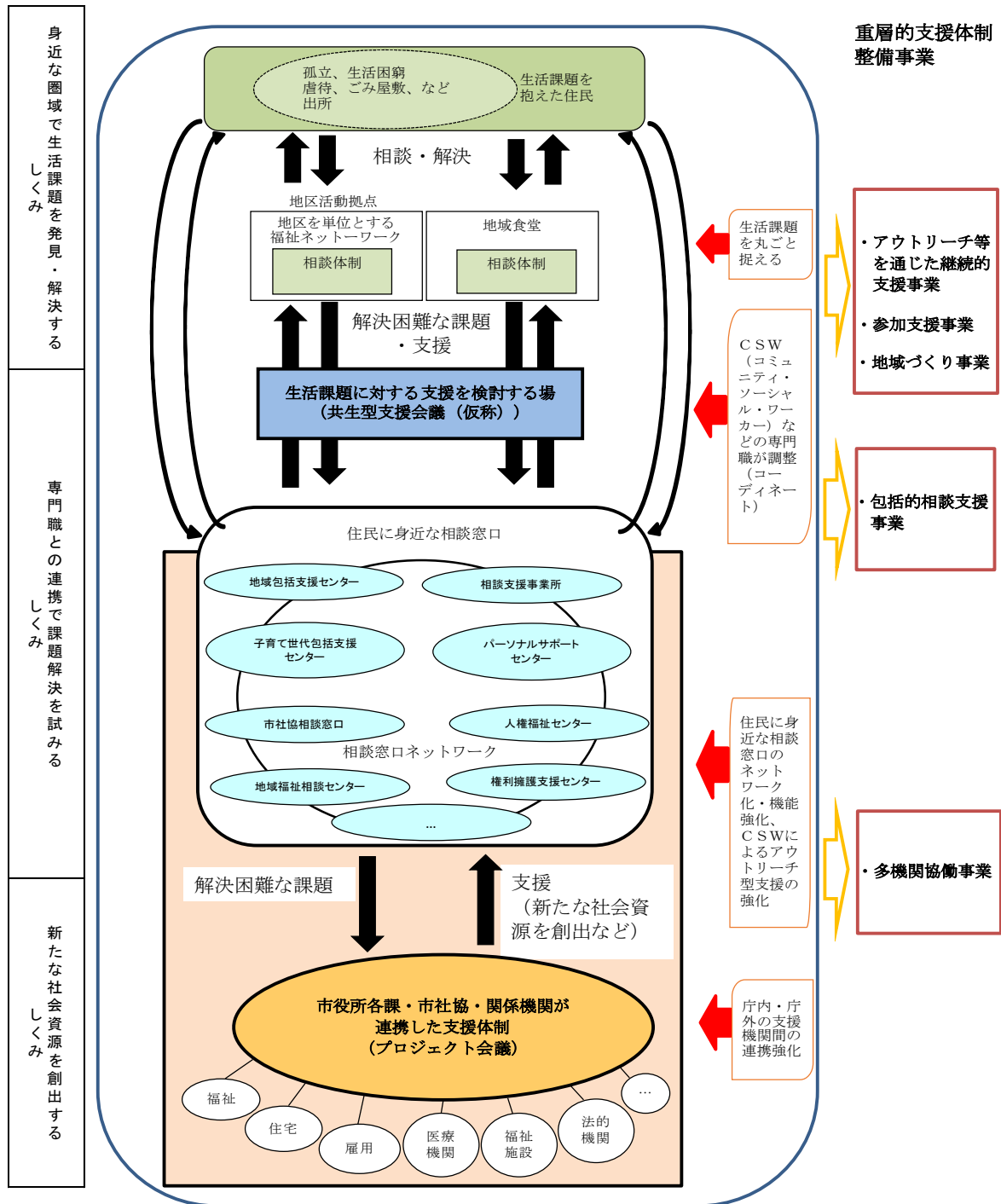
そのため、福祉ネットワークをはじめとした地域の様々な機関や団体が参加した福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを推進し、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図ります。

また、地域福祉活動を継続していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。地域福祉を担うボランティアなどの人材の発掘・育成・活動の促進を図ります。



重点取組 3 包括的支援体制の構築

社会的孤立の広がりを背景に、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯、ひきこもり、犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行のある少年若しくは当該少年であった者をいいます。以下同様です。）等に関する生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。今後はこうした生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、住民との協働による課題発見機能の強化と、縦割りを排した相談窓口と包括的な支援体制づくりを進めます。



※【アウトリーチ】本来「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、福祉サービスを利用することに否定的である人や、接近が難しい人などに対して、支援者の方から積極的に出向いていく援助方法。

第6章 計画（施策）の展開

本市の地域福祉は、これまでも地域住民、町内会・自治会等の地域組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体などの活動により支えられてきました。

生活課題が多様化・複雑化している昨今においては、行政と社会福祉協議会はもとより、市民や事業者などがこれまで以上に連携を強めながら、取組を進めていく必要があります。

そこで、地域福祉の推進主体については、次の三つに分類化し、計画（施策）の取組ごとに、それぞれの主体の役割や期待される取組を記載しています。

また、重層的支援体制整備事業での計画（施策）の取組については、「【重層・〇〇】」と示しています。

○公的サービスや制度の提供主体である「行政」

○住民、地域、隣近所、町内会・自治会等の地域組織、社会福祉活動を行う事業者、企業などの「民間」

○地域福祉の「民間」における推進役の「市社協」

これらの主体が地域課題の共通認識を持ち、相互に補完し合いながら、重層的な取組によって地域福祉を推進していくことが大切です。

◎「計画（施策）の展開」の見方

次ページからの計画（施策）の展開は、基本計画（基本施策）ごとに作成し、下表のとおり記載内容となっています。

	内容
行政による取組 ／共助※ ¹ ・公助※ ²	「地域福祉計画」での取組の内容
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／ 自助・互助※ ³ ・共助）	「地域福祉活動計画」での取組の内容
市社協の役割	「地域福祉活動計画」での取組の内容

※1 【共助】介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保障制度やサービスを受けること（社会保障制度等を活用する。）。

※2 【公助】公的サービスの提供、住民活動への支援、人権擁護に関する取組や虐待防止など、行政施策として行うべきもの（行政などの公的サービスを受ける。）。

※3 【互助】近隣の人との日頃の声掛けや見守りをはじめ、ボランティアやNPO、住民組織での活動など、住民同士の助け合い、支え合い活動（地域などで互いに支え合う。）。

基本目標Ⅰ

住民参加と地域福祉活動の促進

基本計画（基本施策） 1 （重点）地域における福祉活動の推進・支援

町内会・自治会等地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。

（１）地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立【重層・地域づくり】

【目指す姿】

〇おおむね「地区（地区公民館区域・小学校区から中学校区程度の範囲）」を単位として、様々な住民組織や福祉関係機関などによってネットワークが形成され、生活課題の発見や相談支援の体制が構築されるとともに、地域の福祉関係者が集い、様々な活動をするための拠点づくりが進み、住民主体の多様な地域福祉活動が展開されるようになります。

	内容
行政による取組／共助・公助	●地域福祉を推進するための体制整備に向けて、地域の関係機関や関係団体の連携を促進します。 ●地域の福祉関係者が定期的に集まり、研修会の開催をはじめ、福祉の充実について検討する協議の場の設置を促進します。 ●地域の福祉関係者が集い、活動するための拠点づくりを促進します。 ●各地区の協議の場や拠点の運営、地域の福祉関係者の活動の調整を担うコーディネーターの配置を支援します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●身近な地域で、地域組織の在り方の検討をはじめ、地域福祉を推進するための体制整備を図ります。 ●コーディネーターの配置を推進します。
市社協の役割	●地区単位での研修会や、地区ボランティアの育成・組織化を通じて、小地域福祉活動の強化を図ります。 ●コーディネーターとの連携を強化します。

（２）地区を単位とする相談機能の確立 【重層・アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援】

【目指す姿】

〇おおむね「地区」を単位として、住民が抱える様々な生活課題を把握するための常設型の相談の場の設置が全地区で進み、住民に身近な地区で気軽に相談ができるようになります。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を推進します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を検討します。
市社協の役割	●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置に向けて、支援や連携を行います。 ●各地域福祉相談センター、中央人権福祉センター等と関係機関との連携を行います。

(3) 地区を単位とする福祉活動の充実【重層・アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援、支援地域づくり】

【目指す姿】

- 地区を単位とする福祉ネットワークが主体となって、ひとり暮らし高齢者や障がい者をはじめ、孤立しがちな住民の生活課題の発見と見守り支援活動が展開され、地区内で解決できる課題に対する対応が進んでいます。
- 各地区の活動拠点には、孤立しがちな高齢者や障がい者をはじめ、誰もが気軽に集える常設型のサロンが開設され、仲間づくりや健康づくり、介護予防などの活動が活発に展開されています。

①見守り支援・生活支援

	内容
行政による取組／共助・公助	●地区を単位とする見守り支援活動を支援します。 ●課題を抱えた住民の生活支援活動を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●ひとり暮らし高齢者等の見守り支援を積極的に行います。 ●見守り活動への地域ボランティアに参画します。
市社協の役割	●コーディネーターとの連携を進めます。 ●地区担当職員（CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー。以下同じ。）、生活支援コーディネーター（担当制）を配置します。 ●見守り活動の強化に向けた取組を支援します。 ●地区ボランティア組織の立ち上げを支援します。 ●潜在的な課題を抱えた住民の発見、つながりづくりに努めます。

②地区サロン

	内容
行政による取組／共助・公助	●常設型の地区サロンの開設、運営を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●常設型の地区サロンの開設を検討します。
市社協の役割	●常設型の地区サロンの開設に向けて、助成制度の検討及び立ち上げ支援、運営支援をします。 ●常設型の地区サロンと福祉施設との連携を支援します。

（４）町内会・集落における福祉活動の促進 【重層・地域づくり】

【目指す姿】

- 全ての町内会・集落に、誰もが気軽に参加できるふれあい・いきいきサロンが開設され、住民の交流や健康づくり活動が活発に行われています。
- 各町内会・集落で「支え愛マップ」が活用され、支援が必要な住民の把握や支援体制の構築が進んでいます。

①ふれあい・いきいきサロン

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●ふれあい・いきいきサロン事業の立ち上げ、運営を支援します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●ふれあい・いきいきサロンを増やす取組を進めます。
市社協の役割	●世代を超えたサロン活動への事業支援助成金等の支援及び財源確保、サロン事業に関する情報提供の充実を図ります。 ●サロンボランティアの養成を支援します。

②支え愛マップ

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力を行います。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●地区を単位とする福祉ネットワークと連携しながら、支え愛マップの作成、更新に取り組み、作成、更新を通じて、支援が必要な住民を把握して支援体制の構築を図ります。
市社協の役割	●「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力を行います。

基本目標Ⅰ

住民参加と地域福祉活動の促進

基本計画（基本施策）２ 様々な主体による福祉活動の促進

福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、地域の担い手となるリーダーや人材の養成、多様な生活課題を抱えた住民が当事者同士で仲間づくりを進めることが必要です。

ボランティアをはじめ、市民活動を推進する人材の養成と、様々な生活課題を抱えた当事者の仲間づくりを推進し、福祉活動の活性化を目指します。

（１）ボランティア・市民活動センターの機能強化

【目指す姿】

○各種講座の充実等によるボランティアの養成や、担い手の掘り起こし、市民活動団体と地域組織の連携により、活発な地域活動が展開されています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●ボランティア・市民活動センターの機能強化を行います。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●ボランティアや市民活動の活動者など、地域福祉の担い手を増やします。 ●市民の協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動を創出します。 ●地域福祉に関する市民活動への理解を深めます。
市社協の役割	●ボランティア・市民活動を支援します。 ●ボランティアの養成及び担い手の掘り起こしに努めます。 ●市民活動団体と地域組織の調整（コーディネート）を行います。 ●小地域福祉活動や、個別の支援に対する調整（コーディネート）を担います。 ●様々な活動主体に対して、各種民間助成金等の活用などについてアドバイスを行う講座を開催します。

(2) 様々な生活課題を抱えた当事者の組織化 【重層・参加支援、地域づくり】

【目指す姿】

○認知症の人や介護する家族、生活困窮、ひきこもりなどの多様な生活課題を抱えた住民が、当事者同士で仲間づくりを進め、それぞれの居場所づくりが地域の中で活発に展開されています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●次のような取組などを行うことにより、当事者の組織化を支援します。 - 認知症カフェの運営の支援 - 地域食堂の推進と地域食堂ネットワークへの支援
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●課題を持った当事者の主体的な活動を図り、組織化を進めます。 ●各組織同士での相互ネットワークを図ります。 ●各組織の行う事業に対する理解及び参画を進めます。 ●地域づくりと相談支援につながる地域食堂の立ち上げと運営を行います。 ●地域食堂ネットワークの充実を図ります。
市社協の役割	●当事者の組織化、運営を支援します。 ●各組織や、行う事業についての情報提供体制を充実します。

基本目標Ⅰ

住民参加と地域福祉活動の促進

基本計画（基本施策）3 （重点）福祉学習の推進と担い手づくり

地域福祉を推進していくためには、子どもから高齢者まであらゆる年齢層が、地域全体で福祉について考え、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。

地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図り、そのための福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを推進します。

（１）福祉学習のプラットフォームづくり【重層・地域づくり】

【目指す姿】

○企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な機関や団体が参加したネットワークが形成され、従来の体験型学習から実践型学習へ転換した福祉学習のプログラムづくりが進んでいます。

	内容
行政による取組／共助・公助	●福祉学習のプラットフォームに参加します。 ●教育委員会と福祉部門との連携を強化します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●自ら福祉学習のプラットフォームに参加し、福祉学習プログラムを共に、つくり、学び、実践に努めます。
市社協の役割	●地区単位での福祉学習のプラットフォームの設置を推進し、企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体との連携や調整を行います。

（２）子どもを対象とする福祉学習の推進【重層・地域づくり】

【目指す姿】

○子ども向けの福祉学習プログラムが充実しています。

	内容
行政による取組／共助・公助	●子ども向けの福祉学習プログラムの実施に協力します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●教育機関と連携して、子ども向けの福祉学習プログラムに参画します。 ●地域での福祉活動を実践できる場の提供に努めます。
市社協の役割	●学校と地域が双方向で相互連携を図りながら、地域住民、当事者の参加を通じて従来の体験型学習から実践型学習への転換を図ることの調整を行い、福祉学習を推進します。

（３）地域を対象とする福祉学習の推進【重層・地域づくり】

【目指す姿】

○住民・ボランティア向けの福祉学習プログラムが充実し、地域福祉の担い手の育成が進んでいます。

①住民・ボランティアの福祉学習

	内容
行政による取組／共助・公助	●生涯学習の場である尚徳大学及び市民大学での新たな福祉学習プログラムの充実を行います。 ●地域における新たな福祉学習プログラムの実施に協力します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地区単位での様々な学習や研修に参加し、福祉活動や当事者への理解を深めます。 ●地域で誰もが参加しやすい福祉活動を展開し、参加者と関係者との相互理解を深めます。
市社協の役割	●企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体と連携し、福祉学習を推進します。

②地域福祉の担い手の育成

	内容
行政による取組／共助・公助	●介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センターの協力会員・提供会員への登録を呼び掛けます。 ●認知症サポーター※¹の養成をはじめ、「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」に沿ったゲートキーパー※²の養成など、地域福祉の担い手の育成を推進します。 ●介護職員初任者研修、傾聴力養成講座等を実施し、人材の育成に努めます。 ●<u>民生委員・児童委員、保護司等の地域福祉ボランティアや更生保護ボランティアの活動について紹介し、民間ボランティアとしての参画を促進します。</u>
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●認知症サポーター養成講座等の受講、介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センター（生活援助型）（育児型）への登録に努めます。 ●<u>民生委員・児童委員、保護司等の地域福祉ボランティアや更生保護ボランティアの活動について理解し、民間ボランティアとしての参画に努めます。</u>
市社協の役割	●市社協の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し、介護支援ボランティア制度やファミリー・サポート・センターの周知を図ります。 ●介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センターの協力会員・提供会員の登録受付窓口の周知を図ります。 ●福祉の人材育成に関する制度や講座等の周知を図ります。

※1【認知症サポーター】認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする、養成講座を受けた人。

※2【ゲートキーパー】自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のことで、「命の門番」と位置付けられる人のこと。

基本目標Ⅰ**住民参加と地域福祉活動の促進****基本計画（基本施策） 4 福祉活動促進のための基盤強化**

近年、福祉施策に求められるニーズは複雑・多様化しています。このようなニーズに対応し、より満足度の高い福祉サービスを提供するための基盤づくりが求められています。財源の強化をはじめ、地域福祉の事業を効果的に推進するための取組を進めます。

（１）組織体制の強化**【目指す姿】**

○市社協の組織体制と事業の見直しが進み、生活支援コーディネーターの取組、小地域福祉活動の支援が充実しています。

内容	
行政による取組／共助・公助	●市社協の機能強化への支援を行います。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地区を単位とする地域福祉推進組織の体制整備と活動強化を進めます。
市社協の役割	●事業改善計画に沿った次に掲げる事業を実施し、機能を強化します。 組織体制と事業の見直し 地区担当職員（ＣＳＷ）配置による小地域福祉活動の支援 ●生活支援コーディネーターの取組を強化します。 ●職員研修を充実します。

(2) 財源の強化

【目指す姿】

○募金活動への理解が進み、財政基盤の強化が図られています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●ふるさと納税を活用します。 ●寄附文化の創出に向けての情報提供を強化します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●募金活動への理解を進め、寄附文化を創出します。 ●企業・事業所の社会貢献活動の取組として寄附による地域福祉活動の支援の意識を高めます。 ●新たな福祉財源への挑戦を図ります。
市社協の役割	●募金活動の目的や趣旨を広く情報提供し、募金活動への理解を促進し、共同募金運動の強化を図ります。 ●募金活動の成果を効果的に配分することにより、小地域福祉活動を支援します。 ●市社協会費、寄附金への理解に向けた取組を行うとともに、目的用途を指定した寄附金の受け入れや幅広い分野への支援を検討し、効果的な活用を図ります。

基本目標Ⅱ

相談支援と権利擁護体制の強化

基本計画（基本施策） 1 （重点）包括的支援体制の構築

相談窓口においては、相談のあった福祉課題を包括的に受け止め、適切なサービス等につながる必要があります。

組織内外の相談支援機関における、連携・協働の仕組みづくりを推進し、どこへ相談しても必要な支援につながるよう努めるとともに、問題を抱えている人へ積極的に向かい適切な支援につなげる仕組みづくりや、地域の課題発見機能との連携を推進します。

（１）総合相談体制の充実【重層・包括的相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援】

【目指す姿】

○関係者間の連携体制が進み、地域住民が抱える様々な生活課題に対する各種専門機関からの早期支援が行われています。

○地域福祉の相談拠点が浸透し、地域住民から早期に様々な相談が行われ、さらに専門機関が連携して支援を行う体制が構築され、早期支援につながっています。

①地域と各種専門機関との連携

	内容
行政による取組／共助・公助	●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を推進します。（再掲） ●地区で気軽に相談できる常設型の場と地域福祉相談センターとの連携体制を構築します。 ●地区で気軽に相談できる常設型の場と各種専門機関との連携及び協働を進めます。 ●気軽に相談できる場である地域食堂の設置を推進します。 ●地区で気軽に相談できる常設型の場で受けた生活課題に対する包括的支援を協議する場となる共生型支援会議（仮称）の設置を進めます。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地区で気軽に相談できる常設型の場を設置し、地区内の地域課題、生活課題を発見して住民で話し合う体制づくりを進めます。 ●地区で気軽に相談できる常設型の場と地域福祉相談センターや各種専門機関との連携を進めます。
市社協の役割	●地区で気軽に相談できる常設型の場との連携を進めます。 ●コーディネーターとの連携を進めます ●地区担当職員（ＣＳＷ）、生活支援コーディネーター（担当制）を配置します

②地域福祉の相談拠点の充実と連携

内容	
行政による取組／共助・公助	●地域包括支援センター、相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、中央人権福祉センター、各人権福祉センター、地域福祉相談センター等による相談体制を充実し、様々な相談に早期対応し、支援へとつなげます。 ●地域福祉の相談拠点である地域福祉相談センターの周知、利用促進に努めます。 ●市民からのあらゆる生活課題の相談に対して、相談窓口と専門機関との連携した支援に努めます。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●地域福祉相談センターをはじめとした各相談拠点の把握に努めます。 ●地区内の地域課題、生活課題の話し合う場に参加し、早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図ります。
市社協の役割	●地域福祉相談センターを地域福祉の相談拠点として機能を集約し、地域包括支援センターと連携して相談支援の充実を図ります。 ●地域福祉相談センターの周知、利用促進に努めます。 ●各相談機関との連携の強化を図り、ネットワーク化を推進します。

(2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり 【重層・包括的相談支援、多機関協働、参加支援】

【目指す姿】

- 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた複合的課題への対応力を強化するため、情報の共有、連携の強化等が進んでいます。
- 世帯全体の生活課題を「丸ごと」把握し、必要な支援を包括的に行う生活困窮者自立相談支援機関を中心とした、高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野横断的な支援体制が構築されています。

①複合的課題への対応

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●生活課題の包括的支援を協議する場（共生型支援会議（仮称））の設置を進めます。 ●<u>既存の制度では対応が困難な複合的課題について多機関が協働して支援を進めます。</u> ●課題によっては、必要に応じ、関係部署・機関が連携した支援体制（プロジェクト会議）を構築します。 ●地域の関係機関や関係団体をはじめとした各分野の支援機関間での支援事例等の情報を共有し、連携を推進します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地区内の地域課題、生活課題の話し合う場に参加し、早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図ります。
市社協の役割	●各相談機関との連携の強化を図り、ネットワーク化を推進します。

②生活困窮者自立相談支援機関を中心とした支援

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●中央人権福祉センターでの相談支援体制を強化します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●中央人権福祉センターと地区で気軽に相談できる常設型の場とのネットワークの構築を進めます。 ●生活課題を抱える当事者への理解を進めます。 ●地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた、検討の場へ参画します。 ●早期支援のためのアウトリーチへの理解を進めます。
市社協の役割	●人権福祉センターとの連携を強化します。

基本目標Ⅱ

相談支援と権利擁護体制の強化

基本計画（基本施策） 2 権利擁護機能の強化

認知症の高齢者や障がい者が、地域生活を継続していくためには、権利擁護の推進や虐待への対応などの取組の強化が重要です。

総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、関係機関との連携や、見守り活動の強化などによる虐待の防止や早期発見など、権利擁護に関する取組を強化します。

（１）権利擁護支援センターの機能強化

【目指す姿】

○家族等の支援を得ることが困難な認知症高齢者、親なき後の障がい者等の意思決定の支援の充実が図られているとともに、成年後見制度の利用促進についての、基本的な計画の作成を通じた、さらなる機能強化の検討が行われています。

	内容
行政による取組／共助・公助	●家族の支援を得ることが困難な認知症高齢者や、親なき後の障がいのある人等、判断能力が十分でない人の権利擁護や財産管理に関する相談、成年後見制度の利用等の支援を行う、とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）や、鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営を支援するとともに、相談先としての周知を図ります。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●研修や学習会への積極的な参加を通じて、権利擁護への理解と意識の向上を図ります。 ●権利擁護の地域連携ネットワークへの参画に努めます。
市社協の役割	●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営及び日常生活自立支援事業の利用に関する相談や生活支援員の確保・育成、成年後見事業の利用に関する相談及び申立支援事業、法人後見受任事業、市民後見人養成講座の運営などの権利擁護に関する取組の機能強化を図ります。 ●とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）との連携を強化します。 ●権利擁護事業について、市社協の広報紙やホームページ等を活用して情報を発信し、利用促進を図ります。 ●権利擁護の地域連携ネットワークへの参画に努めます。

（２）市民後見人の育成促進

【目指す姿】

○市民後見人の育成が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●市民後見人養成講座を継続的に開催します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」が主催する、市民後見人養成講座に参加し、権利擁護意識を高めます。
市社協の役割	●市民後見人養成講座を運営します。 ●市民後見人の人材発掘と育成を進めます。

（３）虐待の防止と対応の強化

【目指す姿】

○地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター、こども家庭相談センター等と地区で気軽に相談できる常設型の場との連携が進み、高齢者、障がい者、児童等への虐待の未然防止、早期発見や早期対応が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●虐待防止に関する啓発を推進するとともに、早期発見、早期対応の強化を図ります。 ●各センターと地区で気軽に相談できる常設型の場との連携体制を構築します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●様々な学習の機会に積極的に参加し、権利擁護についての理解を深めます。 ●虐待などの発生時に備え、地域の関係機関や関係団体との連携を図ります。
市社協の役割	●虐待防止に関する啓発を推進し、周知と理解の促進を図ります。 ●各センターの利用促進への取組を進めます。

基本目標Ⅱ

相談支援と権利擁護体制の強化

基本計画（基本施策） 3 情報提供体制の充実

市民一人ひとりが、地域社会の一員としての意識を高め、お互いに協力しながら地域の問題や課題の解決を図っていくことが求められています。

そのため、住民同士が協力し合う「地域福祉」の周知・浸透を図るための情報提供、広報活動の充実を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。

【目指す姿】

○日常生活において、必要な時に必要な福祉情報を得られるよう、様々な媒体等を活用した情報提供が行われています。

	内容
行政による取組／共助・公助	●日常生活において必要な、福祉に関する情報を誰もが適切に得られるよう、市報、市ホームページでの分かりやすい情報提供や、各種研修会、出前講座等の充実により、情報提供を推進します。 ●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口の周知を図ります。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●福祉に関する情報を幅広く提供できるよう、地域の関係機関や関係団体との連携を図ります。 ●各種研修会、出前講座等へ積極的に参加します。 ●地域ボランティアによる訪問の際などに、福祉情報の提供を行います。 ●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口を把握し、窓口の所在や取組内容の理解に努めます。
市社協の役割	●市社協の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し福祉に関する情報提供を推進します。 ●小地域福祉活動を、誰にでも分かりやすく提供する「見える化」に向けた取組を推進します。 ●地域への情報提供について、より効果的な提供方法の在り方を検討します。 ●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口の周知を図るとともに、各地域福祉相談センターとの連携による相談機能の強化を図ります。

基本目標Ⅲ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策） 1 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進

地域の生活課題に対応するためには、専門職の支援とともに、関係する組織や団体などとの連携の強化が必要です。

社会福祉法人・福祉事業所による公益活動事業を促進し、地域の関係機関や関係団体との連携により、新たな地域課題に対応する福祉活動の活性化を図ります。【**重層・参加支援、地域づくり**】

【目指す姿】

○社会福祉法人・福祉事業所が、地区を単位とする福祉ネットワークに参加し、有する機能を活用した地域貢献活動が積極的に行われています。

	内容
行政による取組／共助・公助	●社会福祉法人・福祉事業所による、地域課題に対応した公益活動事業を促進します。 ●<u>当事者の社会参加の場づくりを促進します。</u>
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地区を単位とする福祉ネットワークへ参加し、連携を進めます。 ●市民、行政、企業、学校関係者、当事者団体等様々な地域の関係機関や関係団体との連携を進め、協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動の創出に努めます。 ●地域福祉相談センターと、情報交換・相談支援等の連携を図ります。 ●<u>当事者の社会参加の場づくりや受け入れに努めます。</u>
市社協の役割	●社会福祉法人との連絡会を活用し、法人間の連携を推進します。 ●<u>当事者の社会参加の場づくりや受け入れに向けた取組を進めます。</u>

基本目標Ⅲ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策）２ 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開

制度の狭間にある問題や、相談に来ることができない人のニーズは地域の中で見落とされがちです。普段から近所で声を掛け合うなどの身近な取組をはじめ、より複雑化・深刻化する前に、適切な支援につなげ、自立の促進を図ることが必要です。【**重層・参加支援、地域づくり**】

【目指す姿】

○ひきこもりや孤立している人など、制度の狭間にいる人に寄り添ったサービスの開発が進んでいます。

	内容
行政による取組／共助・公助	●ひきこもりや孤立している人、制度の狭間にいる人、<u>犯罪をした者</u>等を対象とした福祉サービスを促進し、見守り活動等から漏れることがないよう支援に努めます。 ●共生型サービスを促進します。 ●ひきこもりや孤立をしている人などの制度の狭間にいる人、<u>犯罪をした者等</u>の生活課題に対する包括的支援を協議する場での対応を進めます。 ●本人に寄り添いながら、<u>社会とのつながりづくりに向けた支援を進めます。</u>
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●社会参加や生きがいにつながる学習機会に積極的に参加し、福祉活動・当事者への理解を深めます。
市社協の役割	●福祉学習の取組を推進します。

基本目標Ⅲ**地域で安心して暮らせる基盤づくり****基本計画（基本施策） 3 福祉人材の確保・育成**

今後、地域福祉活動を充実していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。次代の地域福祉を担う人材の発掘・育成・活動参加の促進を図ります。【**重層・地域づくり**】

【目指す姿】

○実習生の積極的な受け入れが進み、地域福祉を担う人材の確保・育成が進んでいます。

	内容
行政による取組／共助・公助	●教育機関からの実習生を積極的に受け入れ、地域福祉を担う人材の確保・育成を図ります。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地域の企業やサービス提供事業者等で、実習生の受け入れを図ります。
市社協の役割	●実習生の受け入れの支援や調整を行います。

基本計画（基本施策）４ 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保

社会参加や生きがいにつながる学習機会やイベントなどの開催や就労支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できる交流機会の充実や生きがいづくりを図ります。

高齢者や障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、移動手段の確保や外出の支援も重要です。地域特性や利用者の要望を把握しながら、外出しやすい交通手段の確保等、きめ細かな移送サービスの促進を図ります。【重層・参加支援、地域づくり】

【目指す姿】

○誰もが社会参加しやすい環境づくりが進んでいます。

○日常の買い物や医療機関への受診などの交通手段として、公共交通ではカバー困難な移動ニーズにきめ細かく対応する NPO やボランティアを主体とする移送サービスが継続しています。

①多様な活動機会の提供

	内容
行政による取組／共助・公助	●高齢者、障がい者等の多様な活動の機会への支援を進めます。 ●高齢者、障がい者等の中間的就労を含めた地域での就労支援を促進します。 ●障がいのある人をはじめ、誰もが利用しやすい行政情報の電子的提供を推進します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●福祉学習のプラットフォームの設置に伴う当事者の参画を図ります。 ●高齢者、障がい者等の中間的就労を含めた就労支援の受け入れを図ります。
市社協の役割	●地域の福祉学習や各種研修会等での、当事者の参加の促進に向けての支援を行います。 ●地区担当職員（CSW）による事業者への就労支援の受け入れの働きかけを行います。 ●手話通訳者を配置し、当事者の社会参加を促進します。

②移動手段の充実

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●NPO法人等が行う「公共交通空白地有償運送」を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●移送サービスなど移動手段の確保をはじめ、地域に必要なサービスの提供に向けた協議の場に参画します。
市社協の役割	●住民との協働による移送サービス開発を支援します。

基本計画（基本施策）5 福祉と連携したまちづくりの促進

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立しながら住み続けるためには、地域における日常的な支え合いが重要です。

自発的な地域福祉活動はもとより、行政と関係機関が連携して、協働による福祉サービスの創造や提供を推進し、支援体制の構築を図ります。【重層・地域づくり】

【目指す姿】

- 買い物困難地域での買い物支援が進んでいます。
- 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、心と身体健康づくりが進んでいます。
- 高齢者や障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制や、消費者教育・啓発が進んでいます。
- 避難行動要支援者支援制度の普及が進み、「支え愛マップ」を活用し、支援が必要な人の避難体制づくりが構築されています。
- 高齢者、障がい者等の農業での就労（農福連携）や常設型の地区サロン等での農作物の活用が進み、農業分門と福祉部門の連携が進んでいます。

①買い物支援

	内容
行政による取組／共助・公助	●買い物困難地域において、買い物支援事業の立ち上げや運営を支援します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●住民、福祉団体、企業・事業所等の連携を進め、協働による取組を行います。
市社協の役割	●買い物福祉サービスの情報を提供するとともに、実施団体や組織などの運営主体を支援します。

②健康づくりの推進

	内容
行政による取組／共助・公助	●「鳥取市健康づくり計画（とっとり市民元気プラン）」に基づき、市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、心と身体の健康づくりを推進します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●健康づくりの取組などに参加し、協力します。
市社協の役割	●健康づくりのための取組について、各種研修会や会議等での情報提供を行うとともに、啓発活動を推進します。

③消費者被害防止に向けた取組

	内容
行政による取組／共助・公助	●「鳥取市消費者教育推進計画～主役は私たち 鳥取市消費生活プラン～」に基づき、高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた取組を促進します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた、各種研修会への積極的に参加します。
市社協の役割	●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた、各種研修会や会議等での、情報提供及び啓発活動を推進します。

④避難行動要支援者等の支援が必要な人の支援体制づくり

	内容
行政による取組／共助・公助	●危機管理部門との連携を強化し、避難行動要支援者支援制度の普及を進め、「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力を行うことで、支援が必要な人の避難体制づくりを促進します。 ●常設型の地区サロンを活用した地域住民と避難行動要支援者との日常的な交流等を促進します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●避難行動要支援者支援制度への理解に努め、支援が必要な人への登録を呼び掛けます。 ●常設型の地区サロンを活用した避難行動要支援者との日常的な交流に努め、避難訓練等への参加を呼び掛けます。
市社協の役割	●避難行動要支援者支援制度に関する情報を提供します。

⑤農業分門との連携

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●農業者と福祉事業所との連携を促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●農業者と連携し、常設型の地区サロン、地域食堂、福祉事業等での 農作物の活用に努めます。 ●農福連携の受け入れに努めます。
市社協の役割	●地区担当職員（ＣＳＷ）による福祉事業所、農業者への農福連携の 参加への働きかけを進めます。

基本計画（基本施策）6 企業の社会貢献活動の促進

公的な福祉サービスだけでは支援が困難なケースや、その受給要件を満たしていないなど、地域福祉の課題を抱えた人を支援していくためには、企業をはじめとした民間部門による生活を支援するサービスの創出が不可欠です。

公的福祉サービスの隙間を埋める新しいサービスと、企業や市民等が主体となり運営を行うサービスの創出や運営を促進します。【重層・地域づくり】

【目指す姿】

- 企業からの社会貢献活動の取組が積極的に行われています。
- 企業からの寄附による社会貢献が進んでいます。

①社会貢献活動の促進

	内容
行政による取組／共助・公助	●企業等による地域食堂（子ども食堂）への支援など、社会貢献活動の取組の提案や受け入れを促進します。 ●企業への社会貢献活動に関する情報提供や参加呼び掛けを進めます。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●市民、行政、企業、関係機関や関係団体等との連携を促進し、協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動の創出に努めます。 ●地域食堂ネットワークの支援団体等の拡充を図ります。 ●地区を単位とする福祉ネットワークへの参加を進めます。 ●企業ボランティアや従業員の地域活動の参加を推進します。
市社協の役割	●社会貢献活動の取組に関する情報を提供します。 ●企業・事業所による社会貢献活動と、地域福祉活動との連携の調整（コーディネート）を担います。

②寄附文化意識の醸成

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●企業等の寄附による社会貢献の促進に向けて、寄附文化意識の醸成を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●寄附活動への理解と協力に努めます。
市社協の役割	●寄附による事業の成果を検証するとともに、寄附活動に関する広報を強化します。 ●寄附の受け入れについては、目的や用途を明確にします。 ●寄附者の取組に対して、積極的な広報活動を行います。

基本計画（基本施策） 7 再犯防止施策の推進**《鳥取市再犯防止推進計画》**

犯罪をした者等の多くは、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。犯罪をした者等の社会復帰を、関係機関が協力連携して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

なお、この基本計画（基本施策）は、犯罪をした者等に関して特に行うべき計画（施策）の取組を記載するものであり、本推進計画における計画（施策）の各種取組の対象としては、犯罪をした者等は当然に含まれます。

また、この基本計画（基本施策）を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として位置付けます。

【目指す姿】

○犯罪をした者等が、孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができる地域づくりが進んでいます。

①更生保護ボランティアの確保と活動を支援します。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●保護司の活動を助成します。 ●保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置・運営を、市有施設の無償貸与によって支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●鳥取市保護観察協会の会員として、保護司会や更生保護給産会等の更生保護団体への活動を支援します。
市社協の役割	●市社協が事務局を担っている鳥取市保護観察協会を通じ、各種更生保護団体への活動費を助成します。 ●民間のボランティアが活動を円滑に行うために必要な各種情報の収集、提供に努めます。

②広報啓発活動を推進します。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●保護観察所や保護司会、公民館などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解を促進します。 ●市のホームページや広報紙において、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を紹介し、市民の理解の促進を図ります。 ●鳥取県地域生活定着支援センターや民間団体などと連携して、市民向けの啓発活動に取り組み、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成に努めます。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●「社会を明るくする運動」を保護司会や更生保護女性会等の更生保護団体と連携し推進します。
市社協の役割	●鳥取市保護観察協会を通じ、各種更生保護団体の活動を紹介し、更生保護活動への理解を図ります。

③就労に向けた相談、支援等の充実を図ります。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●保護観察所、ハローワーク、県立ハローワーク、特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構、更生保護法人鳥取県更生保護給産会、鳥取県地域生活定着支援センターなどと連携し、犯罪をした者等の就労に向けた個別支援を行います。 ●犯罪をした者等の就労に向け、経済団体等と連携して協力企業の増加を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●協力雇用主として、犯罪を犯し定職に就くことができない人をその理由を理解した上で雇用し、更生に協力します。 ●特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構の活動に協力します。
市社協の役割	●生活福祉資金貸付事業により低所得者、高齢者、障がい者等必要な資金の貸付けを行い、社会参加の促進を図り、安定した生活の確保に向け支援します。

④住居等の確保を図ります。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●保護観察対象者等の一時的な居場所となる更生保護施設が健全に運営されるよう支援します。 ●市営住宅への随時募集制度を活用し、矯正施設出所者等の状況に応じた配慮をします。 ●鳥取県居住支援協議会などと連携し、犯罪をした者等の住居を確保するための個別支援と、地域で孤立しないための支援調整を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●「えんくるり事業」により、定住先が決まるまでのつなぎとして一時的に宿泊場所を確保するため、宿泊代を援助します。
市社協の役割	●鳥取県あんしん賃貸支援事業や鳥取県家賃債務保証事業等の各種制度に関する情報を提供します。

⑤保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●公益社団法人鳥取県再犯抑止更生協会と連携しながら犯罪をした者等への出所前講習や保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター等と連携しながら勾留中面会等を行い、本人の自立に向けた意向に添った福祉サービス情報の提供や、出所等後の同行支援や継続的支援により、適切に福祉サービスにつなげます。 ●薬物を含む依存症対策の充実を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●鳥取ダルク等の民間団体において、薬物を含む依存症に苦しむ人に、リハビリ等を行い、立ち直り支援を行います。 ●必要な保健医療・福祉サービスの情報提供に努めます。
市社協の役割	●必要とするサービスにつなげるため、日常生活自立支援事業や地域包括支援センターなどによる相談及び権利擁護の支援、制度等の情報提供を行います。

⑥児童生徒の立ち直りを支援します。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●学校に在籍している保護観察対象者について、少年鑑別支所、保護司等の更生保護関係者と、福祉関係者及び学校関係者・スクールソーシャルワーカーが緊密に連携して立ち直りを支援します。 ●保護司と学校関係者の日常的な連携・協力体制の構築に協力します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●BBS 会や民生委員・児童委員等が児童生徒の悩みを聞いたり、地域団体による学習支援やこども食堂等の居場所の開設といった取り組みにより、非行の未然防止や立ち直り支援を行います。
市社協の役割	●心配ごと相談や法律相談など各種相談事業を行い、保護者を含めた児童生徒の生活不安を軽減します。 ●様々なボランティア活動を紹介し、活動を通じて「居場所づくり」の手助けをします。

第7章 包括的支援体制の展開

《鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画》

1 重層的支援体制整備事業の実施

包括的支援体制に関する様々な施策を展開するため、本市は、社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業を実施します。

2 鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の策定

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5第1項において、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（重層的支援体制整備事業実施計画）の策定に努めることとされています。

この章は、同項の規定に基づき、本市の重層的支援体制整備事業実施計画（鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画）を定めるものです。

3 重層的支援体制整備事業の目的

本市における重層的支援体制整備事業は、本計画の「重点取組3 包括的支援体制の構築」に掲げる「住民との協働による課題発見機能の強化と、縦割りを排した相談窓口と包括的な支援体制づくり」の構築の中心とした本計画の基本計画（基本施策）の取組の実行を目的として、実施します。

4 鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の評価及び見直し

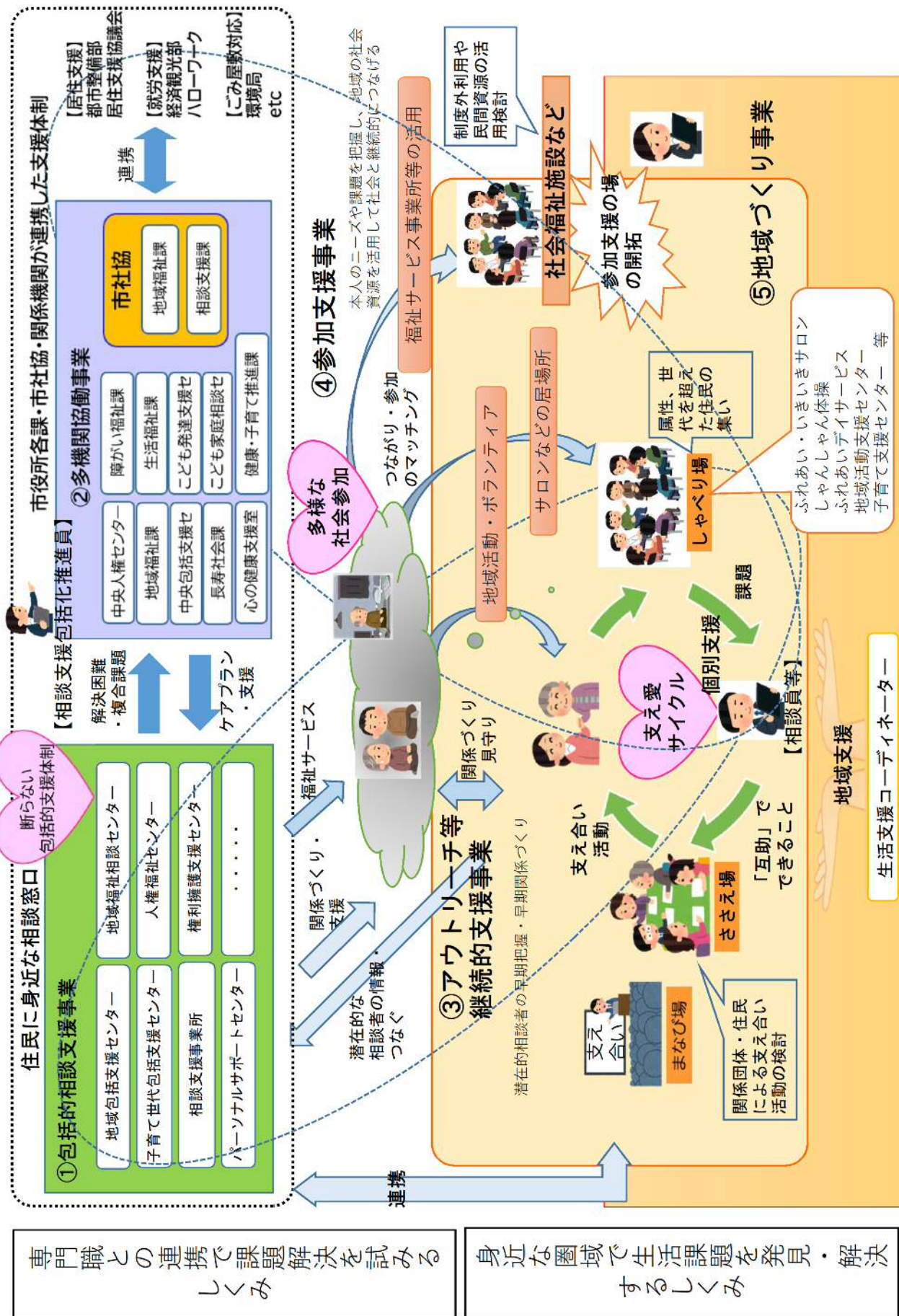
鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画は、毎年度、実施状況を確認した上で評価を行い、実績等を勘案して、見直しの議論を行います。

5 重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制

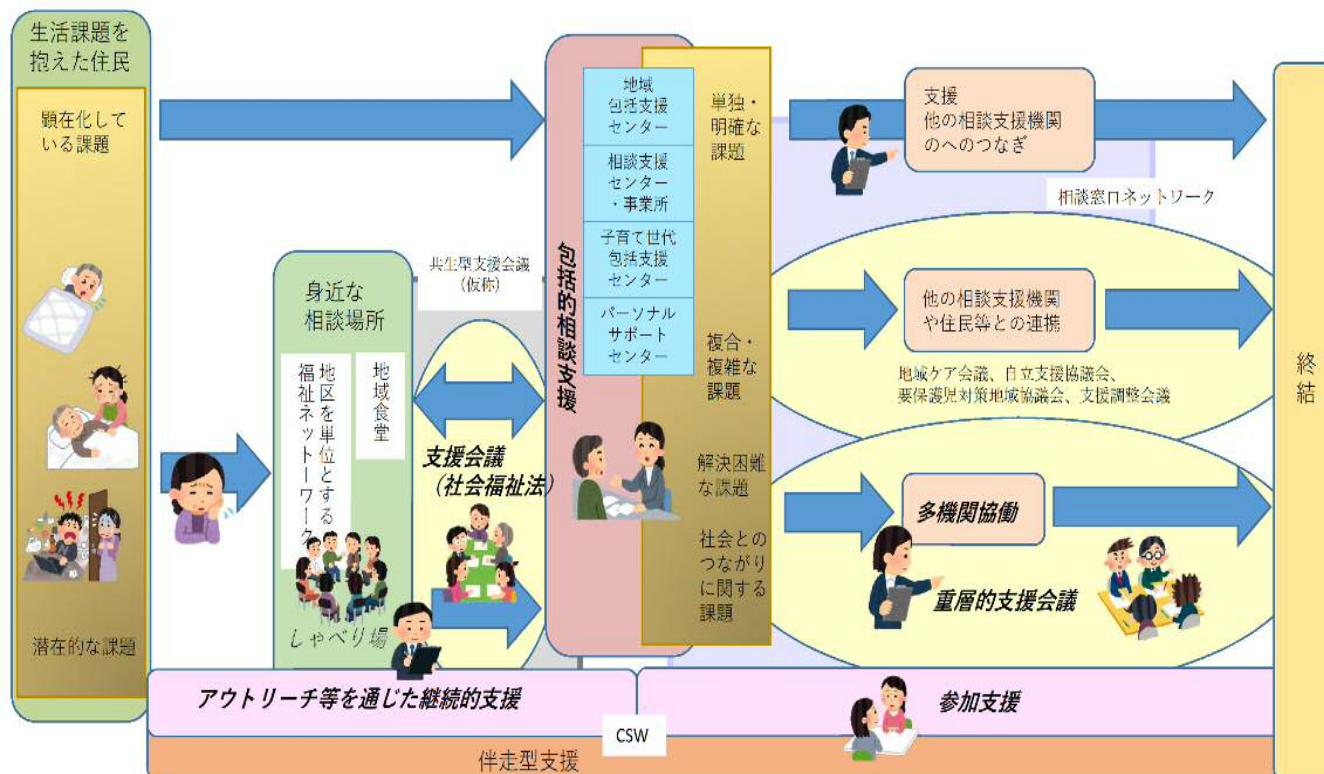
本市の重層的支援体制整備事業での取組は、次ページのとおりです。

また、本市の重層的支援体制整備事業において実施する具体的な事業及び実施体制は、毎年度、評価見直しを行うため、別に定めます。

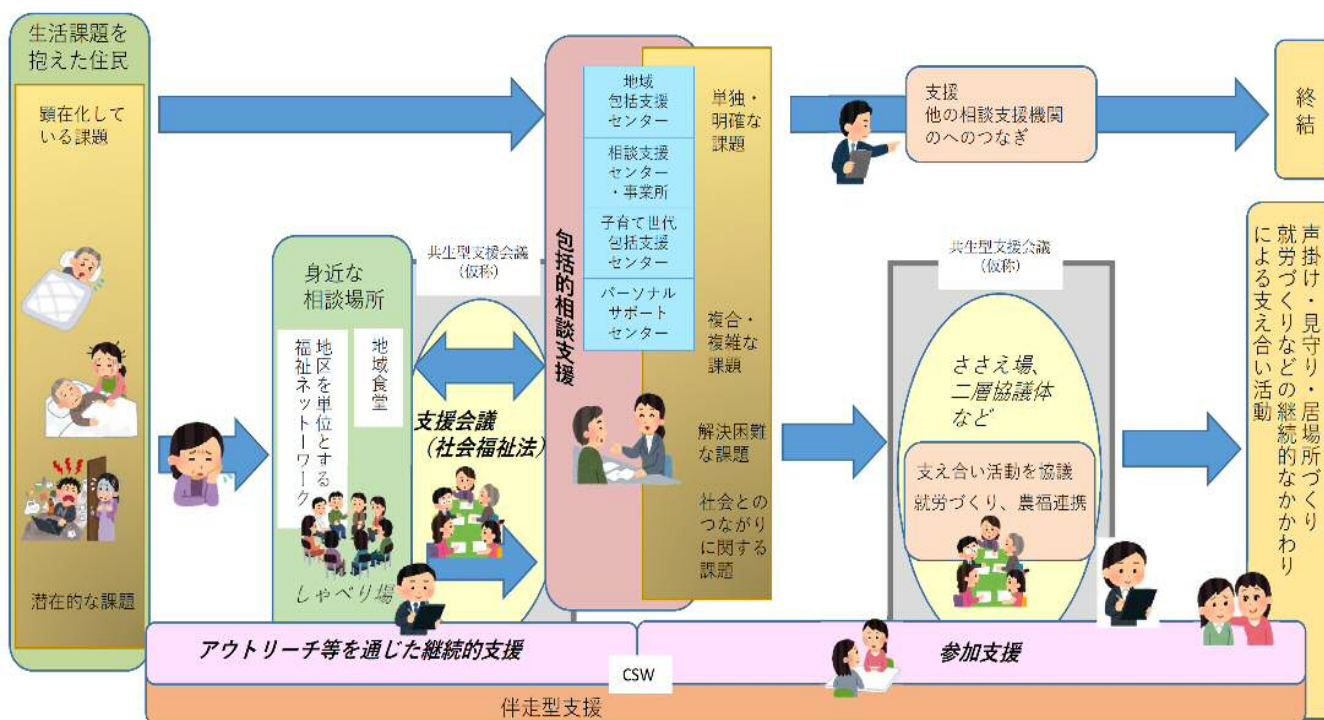
本市の重層的支援体制整備事業（全体イメージ図）



本市の重層的支援体制整備事業での個別課題の支援フロー



本市の重層的支援体制整備事業での個別課題に対する地域での支援フロー



第8章 計画の推進

1 計画の推進体制 1 計画の推進体制

(1) 組織内推進体制

本計画は、福祉部門をはじめ、子育て支援、生涯学習部門など、幅広い分野で地域福祉を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、組織内関係部署と連携推進します。

(2) 社会福祉協議会と市との連携強化

市社協は本市の地域福祉に関する活動、ボランティア活動等における中核的な役割を果たしており、今後も引き続き、本市と市社協とは密接に連携し、本計画を推進していきます。

(3) 参画と協働による推進

本計画の推進に当たっては、地域福祉の担い手である市民の主体性を最大限に尊重し、市民参画と協働により、地域福祉の取組を推進する必要があります。このため、地域福祉の担い手である市民の参画する「鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」により本計画の進行管理を行い、共に本計画を推進していきます。

また、地域福祉の担い手として中心的な役割を担うリーダーをはじめ、広く市民に対して、本計画の内容を周知し、意識の醸成に努めるとともに、福祉やボランティアに関する情報提供、先進事例の検討などを通じて、市民がお互いに支え合う意識の高揚を図ります。

さらに、町内会（自治会）、民生委員・児童委員、市社協、福祉サービス等提供事業者、企業、行政が連携し、それぞれの得意分野や活動を生かして知恵を出し合い、地域福祉に取り組んでいくことで、全市的な地域福祉活動の展開を目指します。

2 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、「鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」において、定期的に事業の達成状況や評価を整理します。また、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】

